
令和2年 第2回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和2年6月24日

閉会 令和2年6月25日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (6月24日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行 政 報 告	3
○日程第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について (上富良野町税条例の一部を改正する 条例)	5
○日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について (上富良野町国民健康保険税条例の一 部を改正する条例)	5
○日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について (上富良野町介護保険条例の一部を改 正する条例)	8
○日程第 9 報告第 5号 専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の 額を定めることについて)	9
○日程第10 報告第 6号 平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	9
○日程第11 報告第 7号 法人の経営状況の報告について	11
○日程第12 町の一般行政について質問	13
8 番 荒 生 博 一 君	13
1 新型コロナウイルス感染症対策について	
2 マイナンバーカードの申請・取得について	
1 番 元 井 晴 奈 君	20
1 新型コロナウイルス感染症対策下における各種事業の見通しについて	
2 新型コロナウイルス感染症対策下における中学生の学力水準維持に向けた取り組 みについて	
11 番 小 林 啓 太 君	27
1 町のインターネット通信環境整備の方針に関して	
2 オンライン教育に関して	
5 番 金 子 益 三 君	33
1 新型コロナウイルスによる今後の影響対策について	
2 町立病院建て替えについて	
4 番 中 瀬 実 君	40
1 第8次農業振興計画実践プランの進め方について	
○散 会 宣 告	46

目 次

第 2 号 (6月25日)

○議 事 日 程	4 9
○出 席 議 員	4 9
○欠 席 議 員	4 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 9
○議会事務局出席職員	5 0
○開 議 宣 告	5 1
○諸 般 の 報 告	5 1
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	5 1
○加配第 1 議会運営委員長報告	5 1
○日程第 2 町の一般行政について質問	5 1
9 番 佐藤大輔君	5 1
1 新型コロナウイルス対策の支援を適切に受けるための行政の関わりに関して	
7 番 米沢義英君	5 5
1 国民健康保険税等について	
2 町立病院建設について	
3 PCR検査体制について	
4 新型コロナ対策の支援について	
○日程第 3 議案第 1 号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算 (第5号)	6 3
○加配第 2 議案第 2 5 号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算 (第6号)	6 6
○日程第 4 議案第 2 号 令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	6 7
○日程第 5 議案第 3 号 令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	6 8
○日程第 6 議案第 4 号 令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第1号)	6 9
○日程第 7 議案第 5 号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第1号)	6 9
○日程第 8 議案第 6 号 令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)	7 0
○日程第 9 議案第 7 号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	7 1
○日程第10 議案第 8 号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第1号)	7 1
○日程第11 議案第 9 号 上富良野町税条例の一部を改正する条例	7 2
○日程第12 議案第10号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	7 3
○日程第13 議案第11号 五丁目橋補修工事請負契約の締結について	7 3
○日程第14 議案第12号 農業委員会委員の任命について	7 4
○日程第15 議案第13号 農業委員会委員の任命について	7 4
○日程第16 議案第14号 農業委員会委員の任命について	7 4
○日程第17 議案第15号 農業委員会委員の任命について	7 4
○日程第18 議案第16号 農業委員会委員の任命について	7 4
○日程第19 議案第17号 農業委員会委員の任命について	7 4
○日程第20 議案第18号 農業委員会委員の任命について	7 4
○日程第21 議案第19号 農業委員会委員の任命について	7 4
○日程第22 議案第20号 農業委員会委員の任命について	7 4

○日程第23	議案第21号	農業委員会委員の任命について	74
○日程第24	議案第22号	農業委員会委員の任命について	74
○日程第25	議案第23号	農業委員会委員の任命について	74
○日程第26	議案第24号	農業委員会委員の任命について	74
○日程第27	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	76
○日程第28	発議案第1号	議員派遣について	76
○日程第29	発議案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について	77
○日程第30	発議案第3号	新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見について	78
○日程第31	閉会中の継続調査申し出について		79
○閉会宣言			79

第 2 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算（第 5 号）	6 月 25 日	原 案 可 決
2	令和 2 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 25 日	原 案 可 決
3	令和 2 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 25 日	原 案 可 決
4	令和 2 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 25 日	原 案 可 決
5	令和 2 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 25 日	原 案 可 決
6	令和 2 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 25 日	原 案 可 決
7	令和 2 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	6 月 25 日	原 案 可 決
8	令和 2 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）	6 月 25 日	原 案 可 決
9	上富良野町税条例の一部を改正する条例	6 月 25 日	原 案 可 決
1 0	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	6 月 25 日	原 案 可 決
1 1	五丁目橋補修工事請負契約の締結について	6 月 25 日	原 案 可 決
1 2	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	6 月 20 日	原 案 可 決
1 3	農業委員会委員の任命について	6 月 25 日	同 意 可 決
1 4	農業委員会委員の任命について	6 月 25 日	同 意 可 決
1 5	農業委員会委員の任命について	6 月 25 日	同 意 可 決
1 6	農業委員会委員の任命について	6 月 25 日	同 意 可 決
1 7	農業委員会委員の任命について	6 月 25 日	同 意 可 決
1 8	農業委員会委員の任命について	6 月 25 日	同 意 可 決
1 9	農業委員会委員の任命について	6 月 25 日	同 意 可 決
2 0	農業委員会委員の任命について	6 月 25 日	同 意 可 決
2 1	農業委員会委員の任命について	6 月 25 日	同 意 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 2	農業委員会委員の任命について	6月25日	同 意 可 決
2 3	農業委員会委員の任命について	6月25日	同 意 可 決
2 4	農業委員会委員の任命について	6月25日	同 意 可 決
2 5	令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）	6月25日	原 案 可 決
	行政報告	6月24日	
	町の一般行政について質問	6月24 ・25日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6月24日	報 告
2	専決処分の報告について （上富良野町税条例の一部を改正する条例）	6月24日	報 告
3	専決処分の報告について （上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6月24日	報 告
4	専決処分の報告について （上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例）	6月24日	報 告
5	専決処分の報告について （交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	6月24日	報 告
6	平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい て	6月24日	報 告
7	法人の経営状況の報告について	6月24日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	6月25日	適 任
	発 議		

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	議員派遣について	6月25日	原 案 可 決
3	新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求め る意見について	6月25日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	6月25日	原 案 可 決

令和2年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和2年6月24日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 6月24日～25日 2日間
第 4 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利 君
第 6 報告第 2号 専決処分の報告について
(上富良野町税条例の一部を改正する条例)
第 7 報告第 3号 専決処分の報告について
(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
第 8 報告第 4号 専決処分の報告について
(上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例)
第 9 報告第 5号 専決処分の報告について
(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第10 報告第 6号 平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第11 報告第 7号 法人の経営状況の報告について
第12 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 元井 晴奈 君 | 2番 | 佐川 典子 君 |
| 3番 | 高松 克年 君 | 4番 | 中瀬 実 君 |
| 5番 | 金子 益三 君 | 6番 | 中澤 良隆 君 |
| 7番 | 米沢 義英 君 | 8番 | 荒生 博一 君 |
| 9番 | 佐藤 大輔 君 | 10番 | 今村 辰義 君 |
| 11番 | 小林 啓太 君 | 12番 | 小田島 久尚 君 |
| 13番 | 岡本 康裕 君 | 14番 | 村上 和子 君 |
-

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|-------------|---------|------------------|---------|
| 町 長 | 向山 富夫 君 | 副 町 長 | 石田 昭彦 君 |
| 教 育 長 | 服部 久和 君 | 代表監査委員 | 中田 繁利 君 |
| 農業委員会会長 | 青地 修 君 | 会 計 管 理 者 | 及川 光一 君 |
| 総 務 課 長 | 宮下 正美 君 | 企画商工観光課長 | 辻 剛 君 |
| 企画商工観光課長 | 佐藤 雅喜 君 | 町民生活課長 | 星野 耕司 君 |
| 保健福祉課長 | 鈴木 真弓 君 | 農業振興課長兼農業委員会事務局長 | 大谷 隆樹 君 |
| 建設水道課長 | 狩野 寿志 君 | 教育振興課長 | 林 敬永 君 |
| ラベンダー・ハイツ所長 | 谷口 裕二 君 | 町立病院事務長 | 北川 徳幸 君 |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 深山 悟 君 | 次 長 | 飯村 明史 君 |
| 主 事 | 真鍋 莉奈 君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

10番 今村辰義君
を指名いたします。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(村上和子君) 御出席、誠に御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和2年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本定例会は6月19日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告書の提出、町長から法人の経営状況報告書の提出がありました。

また、町長から本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに令和2年度建設工事発注状況を配付しましたので参考に願います。

また、議案第12号から議案第24号までの農業委員会委員の任命について及び諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、明日、25日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

なお、暑い方は上着を取っていただいて結構でございますので、どうぞよろしく願います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 佐藤大輔君

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長(村上和子君) 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長(米沢義英君) 令和2年第2回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る6月3日及び6月17日に、議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました6件の陳情、要望の取扱いについて審議いたしました。

また、本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案24件、報告案件4件、諮問1件、議長からの報告案件2件、議員からの発議案件3件であります。

また、町の一般行政についての質問について審議いたしました。6月11日正午までの通告期限までに、荒生博一議員外6名の議員から通告がありましたので、本定例会の一般質問は、本日、24日に5人が質問を行い、明日、25日に2人が質問を行うことといたしました。

また、質問の順序は、先例により通告書を受理した順となっております。質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いしたいと思います。

これらの状況を考慮し、6月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から6月25日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく御協力のほどお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月25日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長(村上和子君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症についてであります。この間、北海道独自の緊急事態宣言や国による緊急事態宣言の発出など、感染症の拡大防止に向けて、国民が一丸となって取り組んできたところであります。

町民の皆様には、公共施設の利用制限や学校の臨時休校、こども園の登園自粛、また、ラベンダーハイツのショートステイ、デイサービスの利用制限など、全ての方々に人との接触を極力控えるよう御協力をいただいていたところであり、御理解と御協力をいただきましたことに改めて感謝申し上げる次第であります。

それでは、去る3月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策等についてであります。本町におきましては、2月24日に対策本部を設置し、同日、1回目の対策本部会議を開催して以降、4月には町内で複数名の感染者が発生する中で、これまで15回の対策本部会議を開催し、日々変化する状況に応じて対応を図ってきたところであります。

また、この間、感染リスクの高い三つの密を避けるための行動自粛や休業要請により、町民皆様方の日々の生活や地域経済活動などに様々な影響を及ぼしていることから、それらに対応した施策を積極的に講ずるとともに、必要となる補正予算については、3回の町議会臨時会と専決処分を1回行い、対応してきたところであります。

主なものにつきましては、まず、子育て支援関係

では、認定こども園の保育料につきまして、4月18日から5月31日までを期間とし、登園自粛された4園、84名に対し、日割計算により74万9,360円の減免措置を行ったところであります。

次に、町内児童生徒に対する関係では、北海道の休校要請を受け、2月27日から春休みまでの間、その後、新学期が始まる4月6日から17日までを登校としましたが、再び4月20日から5月31日までの間を休校といたしました。

休校期間中は、子どもたちの学習面、生活面、健康面でのサポートに最善を尽くすとともに、計画的な分散登校を行い、6月1日の学校再開を迎えたところであります。

なお、保護者の状況により、休校中における必要な児童の見守りについては、放課後クラブにおいて対応を図ったところであります。

また、長期にわたる公共施設の利用制限により、図書館の利用についても中止しておりましたが、5月12日から31日までの間、「図書宅配サービス」を実施し、62名、547冊の御利用をいただきました。

次に、町税・国民健康保険等の関係では、地方税法の改正により、新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての町税を対象に納期内の納税が困難である事業者等に対し、1年間納税を猶予できる特例制度が設けられたことから、6月22日現在、件数で8件、金額で約760万円の納税の猶予を実施したほか、国民健康保険税においては、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免取扱要綱」を、介護保険料においては、「介護保険料減免取扱要綱」を制定し、対応を図っているところであります。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療に加入する給与等の支払いを受けている被保険者の方々についても、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染疑いにより給与の支払いを受けられない方に対しても、傷病手当等を支給できるよう条例改正を行ったところであります。

次に、緊急経済対策関係では、この間の外出自粛要請や休業要請などの一連の感染症予防対策により、業績悪化が著しい商工事業者を中心に、事業の継続につながるよう、町独自の対策として新たな融資制度や経営継続奨励助成金制度をいち早く創設し、対応を図ってきたところであります。

これらの制度の対応状況であります。6月22日現在、融資については、件数で39件、融資額で9,970万円、経営継続奨励助成金については、件数で153件、交付額で3,260万円となっております。

また、今月から展開しております「おうちでグルメ事業」ですが、開始早々から多くの町民の皆様にご利用いただいております。併せて、プレミアム率を30%とする「プレミアム商品券発行事業」も既に予算化を終えたことから、これらの事業を通じて、地域経済回復の下支えになることを期待しているところでもあります。

次に、国の特別臨時給付金事業関係ですが、特別定額給付金については、5月11日からオンライン申請の受付、5月25日から郵送申請の受付を開始し、6月22日現在、4,983件、率にいたしまして93.8%の申請を受け付けし、4,946件、93.1%の給付決定を終えているところでもあります。

また、子育て世帯への臨時特別給付金については、6月10日に対象世帯366世帯に口座振込を行ったところでもあります。

新型コロナウイルス感染症対策については、緊急事態宣言が解除されたものの、根本的な対策が確立されていない中で、終息にはまだまだ長い時間を要するとともに、感染の第2波、第3波が懸念される状況にあります。

「新しい生活様式」への変革を進めながら、町民皆様の安心・安全な暮らしと地域活力の回復の両立を目指し、努めてまいります。

次に、本年度4月からの執行体制についてですが、職員数については、昨年度中の定年退職者など8名の欠員に対して、看護師2名、技師1名、介護士1名、一般事務職4名の採用を行い、昨年度当初と同じく193名による執行体制としたところでもあります。

今後とも、町民の皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化に取り組んでまいります。

次に、国の栄典関係についてですが、4月1日発令の高齢者叙勲において、長年にわたり上富良野町議会議員を務められた松田勝利氏が、旭日単光章を受章され、6月5日に伝達させていただきました。また、4月29日発令による危険業務従事者叙勲においては、防衛功労として3名が瑞宝双光章、1名の方が瑞宝単光章を受章されたところでもあります。

改めて、受章された皆様のごこれまでの功績に心から敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。

次に、平成31年度における、ふるさと応援モニター事業の実績についてですが、件数で1万5,705件、金額にして約2億3,471万円の御

寄附があったところでもあります。モニター商品代金や配送料、取扱委託料など、必要経費の約9,307万円を差し引いた金額は約1億4,164万円となり、今後の事業に備えた基金への積立てを行うとともに、事務事業の円滑な遂行に向け、適切に歳出化を図ってまいります。

掲載するサイトにつきましても、本年度から「ANA」と「ふるなび」での取扱いも開始したところであり、本事業を通じまして、本町の産業振興はもとより、「かみふらのブランド」の知名度、魅力向上を図っていくとともに、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、町税等の徴収状況についてですが、例年どおり、納税相談や滞納者に対する督促・差押え等を行い、徴収に努めてまいりました。

これらにより、平成31年度の収納率は、滞納繰越分を含め、町税で99.2%、国保税で98.6%と高い水準を確保できたところであり、滞納繰越金は、町税で798万円、国保税で395万2,000円となっており、今後も納期内納税の啓発と収納率の向上に努めてまいります。

次に、障がい福祉サービス等事業所設置についてですが、社会福祉法人富良野あさひ郷が計画をしておりました障がい者グループホーム「共同生活援助事業施設さくら」の設置について、町内の一軒家を取得後、住宅改修し、本年5月に事業開始を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症防止のため、開始時期を延期し、6月から開始されたところでもあります。

今後、障がい者の福祉の充実に大いに貢献されることを期待しているところでもあります。

次に、農作物の生育状況についてですが、今春は、例年より早く雪解けが進んだものの、5月初旬に雨天が続く、作業の遅れが心配されたところではありますが、耕起作業をはじめ、播種・移植など、春作業もほぼ順調に推移し、農作業、成育ともに平年並みに進んでいるところでもあります。

引き続き、今後の生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連携を図り、農業者の皆様とともに豊穡の秋が迎えらるよう努めてまいります。

次に、上富良野高校への入学状況についてですが、今春の新入学者数は、地元の中学卒業生16名を含む31名となり、全校生徒数は74名となったところでもあります。

また、特色ある学校づくりの一環として、本年度から希望する生徒44名を対象に、「学校給食」をスタートしたところでもあります。

今後とも、地域の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、魅力ある学校づくりへの支援と地元高

校の存続に努めてまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。本年度、入札執行した建設工事では、6月11日現在、件数で11件、事業費総額で1億9,665万8,000円となっております。

また、本年度発注予定の建設工事は39件で、その情報については4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に「令和2年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査及び例月現金出納検査について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思っております。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、令和2年4月22日に病院の棚卸しを監査の対象とし、令和元年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しは、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

車両検査について、令和2年6月4日に公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両77台の実地検査を行いました。

検査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから16ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成31年度2月分から4月分及び令和2年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、平成31年度分を17ページに、令和2年度分を18ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号専決処分の報告について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）、日程第7 報告第3号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました報告第2号専決処分の報告について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

国の令和2年度税制改正関連法案の成立が令和2年3月末になることから、3月定例議会におきまして、上富良野町税条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきました。

本年度の税制改正関連法案は、令和2年3月27日可決成立し、3月30日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることに伴いまして、3月31日に上富良野町税条例の一部を改正する条例及び上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をいたしましたので御報告申し上げます。

まず、報告第2号専決処分の報告について。

上富良野町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

令和2年度の税制改正におきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しなど、所要の改正を行うものであり、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目、個人住民税につきましては、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するために、未婚のひとり親に寡婦控除を適用し、寡婦控除に男性のひとり親と同様に所得制限を設け、控除額を同額とするものであります。

また、人的非課税措置の対象について、未婚のひとり親については、児童扶養手当受給者に限定しないこととするものであります。

2点目、固定資産税につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、現に使用している者に対して、条例で定めるところにより、氏名、住所等必要な事項を申告させることを制度化するものであります。

また、使用者を所有者と見なして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるようにしたところであります。

3点目、地方税法等の法令の改正に伴い、その所要の改正を行うものです。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第2号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

令和2年3月31日。

上富良野町長、向山富夫。

1ページを御覧願います。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例の一部改正。

第1条、上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条文をもって、その主な改正点のみ説明とさせていただきますので、御了承願います。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、「寡夫」を対象から除き、「ひとり親」を対象に追加する規定の整備であります。

第34条の2、所得控除について、「ひとり親控除」を追加するなどの改正を行うものです。

第36条の2、町民税の申告は、法律改正による項ずれに伴う改正であります。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、法律改正に合わせて給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする改正であります。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金と受給者の扶養親族等申告書については、法律改正に合わせて、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする改正であります。

第48条、法人の町民税の申告納付につきましては、法律改正による項ずれに伴う改正であります。

第54条、固定資産税の納税義務者等につきましては、法律改正に合わせて規定を整備し、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産につきまして、使用者がいる場合には使用者を所有者と見なすことができる規定を第5項として新設するものであります。

第61条、固定資産税の課税標準につきましては、法律改正による項ずれに伴う改正であります。

第61条の2、法第349条の3第27項等の条例で定める割合につきましては、法律の改正による項ずれに伴う改正であります。

第74条の2の次に1条加える改正につきましては、2ページをお開き願います。第74条の3、現所有者の申告として、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設するものであります。

第75条、固定資産に係る不申告に関する過料につきましては、法律改正に合わせて改正するものであります。

第94条、たばこ税の課税標準につきましては、第2項につきましては、軽微な葉巻たばこに係る紙巻きたばこへの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直しする改正であり、第4項につきましては、政令改正に合わせた規定の整備であります。

第96条、たばこ税の課税免除につきましては、課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化に関する改正となっております。

第98条、たばこ税の申告納付の手続につきましては、条例の項ずれによる改正となっております。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例及び附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であります。

3ページを御覧願います。

附則第6条、附則第7条の3の2、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除等の特例につきましては、皆減対応による改正であります。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する法律改正に伴う改正であります。

附則第10条は、規定の整備であります。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、法律改正に合わせて改正するものであります。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、4ページをお開き願います。附則第13条、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税、附則第1条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、皆減対応による改正となっております。

附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設による改正であります。

附則第17条の2につきましては、皆減対応、法律改正による項ずれに伴う改正であります。

附則第22条、個人の町民税の税率の特例等につきましては、皆減対応による改正であります。

続きまして、第2条による改正につきましては、第19条、納期限後に納付し、または納入する税金、または納入期に係る延滞金につきましては、法律改正に合わせて規定の整備、項ずれに伴う改正であります。

第20条、年当たりの割合の基礎となる日数につきましては、規定の整備であります。

第23条、町民税の納税義務者等につきましては、法律改正に合わせて規定を整備するものであります。

第31条、均等割の税率につきましては、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする規定の整理であります。

第48条、法人の町民税の申告納付につきましては

は、法律改正に合わせた規定の整備であります。

5ページを御覧願います。

第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続につきましては、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴う規定の整備であります。

第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴う規定の削除であります。

第94条、たばこ税の課税標準につきましては、法律改正に合わせた規定の整備であります。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例につきましては、条例改正による規定の整備であります。

続きまして、第3条による改正につきましては、平成31年改正条例、第3条のうち、第24条の改正規定について、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るなどの所要の措置を法律改正に合わせて改正するものでございます。

附則第16条に1項を加える改正規定、6ページをお開き願います。附則第1条から第8条につきましては、皆減対応による改正であります。

附則第1条は、施行日について定めるものであり、令和2年4月1日から施行するものです。ただし、施行期日を別に定めている項目につきましては、当該各号に定める日から施行するよう定める規定となっております。

7ページを御覧願います。

第2条は、延滞金に関する経過措置について定めるものです。

第3条、第4条は、町民税に関する経過措置について定めるものです。

8ページをお開き願います。

第5条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものです。

第6条、第7条は、町たばこ税に関する経過措置について定めるものです。

第8条、第9条、9ページを御覧願います。第10条、第11条につきましては、皆減対応による改正であります。

第12条、第13条につきましては、法律改正に伴う改正あります。

次に、報告第3号専決処分報告について。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

令和2年度の税制改正において、課税限度額を、基礎課税額は、現行「61万円」を「63万円」に、介護納付金課税額は、現行「16万円」を「1

7万円」に上げるものです。

また、軽減判定所得に算定について、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯及び基礎控除額相当分の基準額の見直しを行うものでございます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第3号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

令和2年3月31日。

上富良野町長、向山富夫。

次のページを御覧願います。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条第1項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

適用区分。

2、この条例により改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上をもちまして、報告第2号専決処分の報告について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

いて）の報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（村上和子君） これより、報告第2号及び報告第3号について、一括して御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第2号専決処分の報告について（上富良野町税条例の一部を改正する条例）及び報告第3号専決処分の報告について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告を終わります。

◎日程第8 報告第4号

○議長（村上和子君） 日程第8 報告第4号専決処分の報告について（上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例）の報告を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました報告第4号専決処分の報告について（上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、地方における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税の公費投入による低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、令和元年度に引き続き、令和2年度においてもさらなる軽減強化を図るものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）。

令和2年3月31日。

上富良野町長、向山富夫。

次のページを御覧願います。

上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町介護保険条例（平成12年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「22,000円」を「17,600円」に改め、同条第3項中「22,000円」を「17,600円」に、「36,700円」を「29,400円」に改め、同条第4項中「22,000円」を「17,600円」に、「42,600円」を「41,100円」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置。

2、改正後の上富良野町介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上をもちまして、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例）の報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第4号専決処分の報告について（上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例）を終わります。

◎日程第9 報告第5号

○議長（村上和子君） 日程第9 報告第5号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました報告第5号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）につきまして御説明申し上げます。

本件の発生状況につきましては、令和2年1月6日、午前11時頃、公共土木施設維持管理業務の委託業者であります、株式会社アラタ工業の従業員が、官貸車11トンショベルで道道美沢線を時速30キロ程度でしろがね方面から市街に向けて走行中、路肩に寄り過ぎていたため右にハンドルを切ったところ、後輪がスリップして横滑りし、反対車線

に車体の半分が滑落いたしました。そのとき、後方から追越しをかけていた男性の運転する車両が追突を避けるために右にハンドルを切り、進行方向右の路外に滑落したときに、官貸車の前輪タイヤに接触し、相手車両が破損したものであります。

なお、官貸車運転手、同乗者及び相手車両の運転手ともにけがはありませんでした。

原因といたしましては、路面が凍結した状況であったことによるものと思われませんが、官貸車の過失により相手方の車両を破損させたことから、当方の過失割合を5割、賠償金額4万9,313円とし、示談が成立したことから、令和2年4月7日付で専決処分を行ったところであります。

委託業者に対しましては、運転について注意喚起したところであり、今後は、道路の路面状況に応じたさらなる安全運転を心がけ、再発防止に努めてまいります。

このたびの交通事故を発生したことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第5号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のページをお開きください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月7日。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容については、記載のとおりであります。

以上で、報告第5号専決処分の報告についての説明といたします。

御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第5号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を終わります。

◎日程第10 報告第6号

○議長（村上和子君） 日程第10 報告第6号平

成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第6号平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、次のページの計算書を御覧ください。

まず、1行目の防災用自家発電設備設置整備事業については、平成31年度当初予算に計上しておりました社会教育総合センター防災用自家発電設備整備について、年度内完了を予定しておりましたが、昨今の大規模災害等による発電設備の需要増嵩等により、事業の年度内完了が見込めないこととなったことから、予定工期を延長するとともに、それに伴う事業費の追加が必要となったことから、昨年11月29日開催の臨時会において、事業費の増額補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成31年度の決算期を迎え、限度額を設定した6,800万円を令和2年度へ繰越したものであります。

次に、2行目の障害者福祉費一般管理費については、昨年12月27日開催の町議会臨時会で可決いただいた、平成31年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）に計上しておりました障害福祉サービス事業所設置補助について、当時、補助対象となる知的障がい者グループホームについては、本年4月1日からの開設を予定していたところでありますが、その施設の改修等に時間を要し、当該補助事業の完了が年度を超えることとなったことから、本年3月第1回定例会において繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成31年度の決算期を迎え、限度額を設定した100万円のうち、事業完了が翌年度となる50万円を令和2年度会計へ繰越したものであります。

次に、3行目の保育環境改善等事業については、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応における保育対策総合支援事業補助において、町内認定こども園4施設での感染症予防用資機材の確保等に向けた支援策が行われることとなり、また、当該補助事業の一部については、その完了が年度を超えることが見込まれたことから、本年3月第1回定例会において、所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成31年度の決算期を迎え、限度額を設定した200万円のうち、事業完了が翌年度となる169万円を令和2年度会計へ繰越したものであります。

次に、4行目の道営草地畜産基盤整備事業、5行

目の畑作構造転換事業、6行目の島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、7行目の上富良野地区道営農村地域防災減災事業、8行目の経営体育成基盤整備事業及び9行目の学校情報通信ネットワーク整備事業については、国の補正予算に伴い、本年3月第1回定例会において、所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成31年度の決算期を迎え、限度額を設定した当該6事業の総額2億2,822万6,000円を令和2年度会計へ繰越したものであります。

次に、10行目の放課後児童健全育成事業については、3行目で御説明いたしました保育環境改善等事業と同様に、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策における子ども・子育て支援交付金において、放課後クラブでの感染症予防用資機材の確保等に向けた支援策が行われることとなり、また、当該補助事業の一部については、その完了が年度を超えることが見込まれたことから、本年3月第1回定例会において、所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成31年度の決算期を迎え、限度額を設定した150万円を令和2年度会計へ繰越したものであります。

次に、11行目の富原運動公園テニスコート改修事業については、本年度、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して実施する富原運動公園テニスコート整備に関し、その手続及び整備スケジュールの関係上、早期の実施設設計の着手が必要となることから、本年3月第1回定例会において、所要の補正及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

平成31年度の決算期を迎え、限度額を設定した400万円を令和2年度会計へ繰越したものであります。

以上、11事業の合計で3億391万6,000円を地方自治法第213条第1項の規定により、令和2年度会計に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その内容を報告するものであります。

なお、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金など未収入特定財源については、事業完了時期に応じて受入れ手続を行ってまいります。

以上をもちまして、報告第6号平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての御説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、

報告第6号平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第11 報告第7号

○議長（村上和子君） 日程第11 報告第7号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（辻剛君） ただいま上程いただきました報告第7号法人の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出させていただいた株式会社上富良野振興公社の経営状況に関する書類に沿いまして、その概要を御説明申し上げます。

それでは、経営状況に関する書類を御覧ください。

1ページをお開きください。

まず初めに、令和元年度の事業報告書であります。ここには、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載をしております。

2ページをお開きください。

2ページと3ページにつきましては、令和元年度における部門別報告書となっております。振興公社が指定管理者として町から受託し、管理運営しております4施設について、それぞれの実績概要を記載しております。

最初に、2ページの吹上温泉保養センター白銀荘についてであります。入館者数は7万9,226人で、前年度対比107.2%、利用収益は7,193万7,486円で、前年対比112.3%の実績となりました。

年度末を迎えました3月には、新型コロナウイルスの影響から売上げが落ち込みましたが、売上高が10年ぶりに7,000万円を超えるなど、年間を通じて堅調な売上げを維持できたため、計画を上回る実績となったところであります。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数は1万9,824人で、前年対比108.8%、有料入場者数では1万5,727人で、前年対比111.4%、利用収益では2,188万8,186円で、前年対比117.6%の実績となりました。

バンガロー5棟の新設やシーズンを通じて天候に恵まれたため、国内利用者の来場が伸びたことから、入場者の増加及び収益の増につながったものであり、キャンプ場開設以来、最高の売上げとなったところでございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。

次に、町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚

数は2,149枚で、前年対比62.4%となり、利用収益では75万5,063円で、前年対比52.1%の実績となりました。

12月の降雪量が極めて少なく、気温も高く推移したために、十分な積雪が確保できず、営業開始が大幅に遅れたこと、また、新型コロナウイルス感染予防対策として、3月1日には営業を終了したことから、リフトの輸送人員、収益ともに大きく減少する実績となりました。

また、営業期間の大幅な短縮により、シーズン券を購入した利用者の皆様には、券代金の半額を返金する対応を図ったところであります。

最後に、日の出公園ですが、公園の使用料収入による利用収益は15万4,171円で、前年対比106.8%の実績となりました。夏期シーズンを中心に町内事業者の方が行っております展望台営業も2年を終え、軽食の提供や観光案内にも一役買っていただくなど、公園利用者の利便性の向上につながったものと考えております。

次に、4ページをお開きください。

令和元年度の決算報告書であります。

5ページを御覧いただきたいと思います。

最初に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部の流動資産合計は2,991万2,970円で、現金・預金の2,834万2,365円、商品の157万605円が主なものとなっております。

固定資産合計は78万8,366円で、有形固定資産75万8,366円と出資金3万円であり、資産の部の合計は3,070万1,336円となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債合計は676万2,473円で、その内訳は、未払い、預かり金等であり、資産の部から負債の部を差し引いた純資産の部は、株主資本が2,393万8,863円で、その内訳は、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金1,000万円と、利益剰余金の1,393万8,863円となっております。

次に、6ページをお開きください。

損益計算書について申し上げます。

最初に、営業収益に当たります売上高についてであります。利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は9,473万4,906円となっております。

次に、営業費用に当たります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と当期商品仕入高を合わせた1,189万7,738円から期末商品棚卸高157万605円を差し引いた1,032万7,133円となり、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益金額は8,440万7,773円となりますが、販売

費及び一般管理費合計の1億844万7,959円を差し引いた営業損失金額は2,404万186円となったところであります。

営業外収益といたしましては、町からの管理委託料に当たる受託収入の3,105万119円をはじめ、受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ3,140万9,399円となっております。

以上のことから、営業損失金額2,404万186円に、営業外収益3,140万9,399円を加えた経常利益金額は736万9,213円となり、法人税等の109万7,000円を差引きまして、当期純利益金額は627万2,213円となったところであります。

次の7ページから19ページにかけましては、ただいま説明いたしました部門別報告書及び貸借対照表並びに損益計算書の作成資料として、販売費及び一般管理費の内訳書及び施設ごとの損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、株主資本等変動計算書のほか、各施設の月別利用集計表を掲載しておりますので、参考として御覧いただきたいと存じます。

次に、20ページをお開きください。

令和2年度の事業計画及び予算についてであります。新型コロナウイルスによる影響に懸念を抱きながら新年度を迎えたところであります。

既に、白銀荘におきましては、4月から5月にかけて宿泊の受入れ停止などの営業縮小を行い、オートキャンプ場におきましても、本シーズン4月下旬に予定をしておりましたオープンを一月ほど延期した経過にあります。

今後、新型コロナウイルスの影響がどこまで及ぶのかが見通せない中ではありますが、運営施設等の快適な環境づくりや親切丁寧な対応に心がけ、屋内外のお客様をお迎えし、一方では、適正な売上げを見込むとともに、経費の効率化や節減を図り、健全で安定した経営に努めることを事業経営方針として取り組んでいくこととしております。

特に、力点を置いた個別の取組といたしましては、日の出公園オートキャンプ場において、昨年新設したバンガローを営業の目玉として集客力の向上、売上げの確保を図ることとしているところでございます。

次の21ページと22ページにつきましては、施設ごとの利用者見込み数並びに収入見込みを記載しております。

最初に、21ページの白銀荘についてであります。計画入館者数を宿泊客6,080人に、回数券利用者を含めた日帰り客5万3,186人を合わせた5万9,266人とし、売上高は5,270万7,

000円を見込んでいるところでございます。

22ページをお開きください。

次に、日の出公園オートキャンプ場ですが、計画有料入場者数を9,900人として、売上高は1,780万2,000円を見込んでおります。

次に、町営スキー場ですが、利用券売上げ総枚数を2,850枚として、売上高は119万3,000円を見込んでおります。

また、日の出公園につきましては、公園使用料として15万5,000円の売上げを見込んだところであります。

次に、23ページを御覧ください。

令和2年度予定損益計算書であります。本年度におきましては、新型コロナウイルスの影響を考慮し、営業損失を4,668万3,700円見込んだところであります。例年、この営業損失につきましては、町からの施設管理に関する協定に基づく受託収入によって賄われるところでありますが、白銀荘及び日の出公園オートキャンプ場につきましては、本年度予定の受託料では賄い切れないものとして、公社全体で1,435万4,800円の損失を見込んだところであります。

新型コロナウイルスの終息と来場者等の回復に期待をしながら収益の確保に努めていくこととしておりますが、最終的に損失が生じた場合、もしくは生じることが予見された時点において、積立金の取崩等による補填を行い、施設運営を図っていくこととしております。

以降、24ページには、販売費及び一般管理費の内訳書、25ページから32ページには、施設運営ごとの予定損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書を記載しております。

また、最後の33ページには、振興公社の株主名簿、役員名簿を掲載しておりますので、参考として御覧いただきたいと存じます。

以上、報告第7号法人の経営状況報告について、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって報告第7号法人の経営状況の報告についてを終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時30分といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

◎日程第12 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） ここで暫時休憩を解き、日程第12 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目6点について、向山町長にお伺いいたします。

まず1項目め、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症は、今も世界各地で感染が拡大しており、昨日、6月23日現在、世界188か国の感染者数は900万6,000人となっており、死者数は46万9,000人です。また、日本国内では感染者数が1万7,968名、そして死者数が955名となっており、依然として猛威を振るっており、世界経済・日本経済の様々な産業分野に影響を及ぼし、赤字に転落する企業が相次ぎ、コロナ禍による未曾有の危機に陥っている。

この間、国においては新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業や個人に対し、「持続化給付金」や「特別定額給付金」の支給など、様々な支援策を行ってきている。町においても、「つなぎ資金」のあっせんや「中小企業経営継続奨励金交付事業」として奨励助成金の給付や、外出自粛要請などで生活のリズムが大きく変わった家庭での生活の一助としての「おうちでグルメ上富良野」、そしてかみふらのプレミアム付き商品券事業など緊急経済対策を行ってきている。

このコロナウイルス感染症は、終息時期も不明であるとともに、全国的な第2波・第3波も予想されていることから、今後においてもさらなる新型コロナウイルス感染症に係る様々な支援策や対策を講じる必要があると考えます。

そこで以下、3点について、向山町長に所信をお伺いいたします。

1点目、これまで実施してきた国からの特別定額給付金事業と町独自の緊急経済対策など、現在継続されている事業も含め、事業実施後の効果や課題、問題点、反省点など、町長はどのように分析しているか、お伺いいたします。

2点目、町では、これまでの間、町民の痛みに寄り添った中で、経営環境対応特別融資資金利子等補給、中小企業経営継続奨励助成金の交付、おうちでグルメ上富良野事業、かみふらのプレミアム付き商品券事業などを実施してきている。

今、多くの町民の皆さんから、生活持続のため、

さらなる支援策が強く求められているが、今後、町長はどのような具体的支援策を考えているか、その内容をお伺いいたします。

3点目、先般、上富良野町への国からの第1次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金額が8,900万円と示された。町では4月から6月までの間3回の臨時会を開会し、補正予算を組み、地方創生臨時交付金の充当と一般財源を合わせ、事業費総額約1億2,000万円規模の経済支援策を行ってきている。

今後においても、大胆な経済支援対策を行うためには財源確保が課題になると考えます。

この非常事態に対応するため、国からの交付金頼りだけでなく、既に議決されている令和2年度予算の中で、後年に送っていい不要不急予算はないか見直し、コロナ対策の財源にすべきと考えるが、町長の財源確保についての考えをお伺いいたします。

続きまして、2項目め、マイナンバーカードの申請・取得について。

「マイナンバー通知カード」は、すべての国民に、その人のマイナンバーを通知することを目的として、政府が送付した紙のカードであり、一方の「マイナンバーカード」は、顔写真つき、ICチップ搭載のプラスチックのカードのことである。2016年1月に交付がスタートした「マイナンバーカード」は、自主的に交付の手続が必要となり、通常は「マイナンバー通知カード」さえあれば、日常生活において困ることがほとんどないため、手間をかけてつくる必然性を感じていない人が多数を占めており、交付開始後4年経過した2020年4月1日時点での日本全国における交付率は僅か16%にとどまっております。

しかしながら、今般、「マイナンバー通知カード」が5月に廃止となり、さらには新型コロナウイルスの経済対策として、政府が全国民を対象に実施した一律10万円の給付「特別定額給付金」においては、「マイナンバーカード」を利用し申請を行う「オンライン申請」により、郵送より早く受け取るメリットから、「マイナンバーカード」の申請件数が急増している。

今後、様々な利活用で身近になるであろう「マイナンバーカード」の申請・取得について、これからの町の対応策や周知などについて、以下3点に関し、町長にお伺いいたします。

1点目、当町におけるマイナンバーカードの交付状況に関して、現在の普及率と今後の目標普及率について、町の考えをお伺いいたします。

2点目、令和2年9月からマイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定された方を対象に、

キャッシュレス決済でチャージや買物をするとマイナポイントが付与されるサービスが開始されると聞き及んでいます。

総務省が行う「マイナポイントによる消費活性化策」について、早期に町民周知が必要と考えますが、町の対応策についてお伺いいたします。

3点目、マイナポイントをもらうためには、まずマイナンバーカードが必要であります。できるだけ早くマイナンバーカードを取得していただき、マイナポイントを有効活用していただくためには、今後スムーズな窓口対応が求められます。現在、申請者に対する窓口でのサポートはどのように行われているのか、具体的なサポート内容についてお伺いいたします。

なお、最後に、今定例会に先立ち、村上議長から、一般質問の円滑な質疑がなされるよう議員各位にフェースシールドが1枚ずつ配られました。御配慮に感謝し、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の新型コロナウイルス感染症対策に関する3点の御質問にお答えいたします。

先週19日から、全国的に移動制限自粛が緩和され、徐々にではありますが「新しい生活スタイル」基本とする日常生活や経済活動の再生が進むことを期待するものですが、先の見通しもつかず、何ともしても一日も早い終息を願ってやまないところであります。

まず1点目の国の特別定額給付金事業につきましては、さきの行政報告でも述べさせていただきましたが、6月22日現在で4,769世帯、金額にいたしまして9億7,090万円の振込を完了しております。

臨時給付金事業につきましては、全ての国民が対象であることや、金額の大きさなどについても、これまでに経験のない規模であり、今後はそれぞれの生活実態に応じ、活用されていくものと思っておりますので、生活支援や地域経済の回復につながることを期待するものであります。

なお、特別定額給付金制度に関する問題については、国の制度でもあり、これについて私が感想を述べる立場にないことを御理解いただきたいと思います。

次に、町独自の緊急経済対策についてであります。利子及び保証料の全額を町が負担する特別融資につきましては39件、融資額にして9,970万円、事業の継続を奨励する助成金交付事業につきましては153件、3,260万円の認定、あるいは

交付の決定をしたところであります。

このたびの新型コロナウイルス感染症対策に伴い、国や道の緊急事態宣言によって、より高い感染予防対策が求められ、本町の飲食、宿泊業及びサービス業等を中心に大きな影響を受ける中、国の持続化給付金や道の休業協力支援金などと併せ、町においても独自の支援を行ってまいりましたが、当面の資金繰りをはじめ、経営継続や営業再開に寄与できたものと思っております。

さらに、6月から実施しております「おうちでグルメ事業」や7月から予定をしている「プレミアム付き商品券発行事業」など、これらの消費喚起対策も含め、一連の緊急経済対策につきましては現在進行中であり、事業効果等は、現状においてはまだ検証できる状況にはなく、今後、事業の進捗に併せ、必要な検証検討を加えながら、今後想定される追加的対策や支援策に反映させていきたいと考えております。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症に関するさらなる支援策についての御質問であります。現在、観光分野での支援策といたしまして、国においては「GO TOキャンペーン」、北海道におきましては「観光誘客促進道民割引事業」、いわゆる「道民割」の実施が予定されているところであります。「GO TOキャンペーン」につきましては、当初の開始時期より遅れる状況となっておりますが、これらの事業と有機的に効果が得られるよう、観光分野での町独自の支援について、関係団体と協議を進めているところであります。早期に事業化を図ってまいります。

また、国の2次補正による臨時交付金については、実施計画の策定が必要となるものと思われ、これに併せて、新たな支援策についても検討してまいります。

次に、3点目の感染症対策の財源確保における予算の見直しに関する御質問であります。議員も御承知のとおり、予算につきましては、限られた財源で最大限の効果が得られるよう御決定いただいたものでありますので、今年度に限らず、不要不急に当たる事業はないものと理解しており、これらの予算執行を着実に進めていくことが町の活性化につながるとともに、私の責務と捉えているところであります。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症により、予定していた事業が実施できないなどの事由により予算の執行自体が見込まれないものにつきましては、減額補正を行い、今後の感染症対策の状況によっては、追加対策や支援策が必要となることも想定されますので、国・道の動向を見極め、財源

確保に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、マイナンバーカードに関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のマイナンバーカードの普及率等についての御質問であります。令和2年5月末現在、交付枚数は2,450枚、普及率は23.4%となっております。

なお、申請者数では3,021人、申請率28.8%で、全道2番目の申請率となっております。今年度末の普及率につきましては、35%を目標としているところであります。

次に、2点目のマイナポイントによる消費活性化策の周知に関する御質問であります。当該事業の周知につきましては、窓口でマイナンバーカード交付時にリーフレットを配付するとともに、広報誌2月25日号で手続方法についてお知らせしたところであります。

なお、7月からはマイナポイントの予約が開始されることから、防災無線や広報誌でさらに周知を図り、マイナンバーカードの取得及びマイナポイントの利用促進に努めてまいります。

最後に、3点目のマイナンバーカードの申請に伴う窓口サポートに関する御質問であります。前段申しあげましたように、マイナンバーカードの交付の際に、マイナポイントに関するリーフレットをお渡しし、説明するとともに、マイナポイントの予約についても、マイキーID設定支援実施自治体として端末機も窓口を設置し、利用促進が図られるよう対応させていただいております。

また、予約方法が分からないなど設定方法に不安がある方に対しましては、職員が設定の支援を行っており、これまで17件の設定のお手伝いをさせていただいております。引き続きサポートの充実に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） まず、これまでの間、町が行ってありました中小企業経営継続奨励金交付事業をはじめ、金融機関のつなぎ資金のあっせん、それから「おうちでグルメ」、上富良野事業に関しましては、ただいま継続中の事業でありますけれども、一定程度この間の町の施策に関しましては、スピード感やタイミング等は、私も理解しているところでは本当にすばらしいタイミングをもって、真に困った事業者に対してスピード感を持った対応がなされていると一定程度評価させていただきます。

しかしながら、非常に残念だったのは、国からの特別定額給付金を受けての町の対応であります。

今回、向山町長の答弁書におきましては、「特別定額給付金制度に関する課題などについては、国の制度であり、それについて私が感想を述べる立場にないことを御理解いただきたい」と申し述べていますが、そもそも、この事業を振り返っていただきますと、今回4月20日に閣議決定された特別定額給付金事業はあくまでも制度設計は国であります。そして最後に、いわゆる経費負担が伴いますので、経費分の支給も国です。しかしながら、この前後の間の8割は、実施主体が自治体であり市区町村であります。そこでの認識の違いからもお伺いさせていただきますが、今回の特別定額給付金の支給時期が適当であったかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の国におきます特別定額給付金事業に対します御質問にお答えさせていただきます。

私ども町といたしましては、この事業が閣議決定され、あるいは補正予算等の審議が国において行われておりましたが、基本的には国の補正予算が成立することを待って仕事をするのが大前提というふうに捉えておりました。その間、様々情報収集もさせていただいております。そういった経過を取りまして、5月1日に専決を行いまして事業に着手したところでございます。

この早い遅いについてのそれぞれ思いはございましょうが、私といたしましては、やはり事の性格上、しっかりと個人情報も多く含まれておりますことから、確実に町民の方に届くように、また間違いを起さないようにということで、郵送の方法等も含めて検討した結果の返しとなったとことでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） ただいまの答弁ですと、支給時期は適当であったということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

まず、この定額給付金が閣議決定された後、総務省では、メディアにこのように配信しております。人口が少ない自治体であればあるほど、この支給時期は早期に行われるであろうという文言がただいまの総務省のホームページにも記載されておまして、これを受けて、いろいろの間、例えば4月30日にメディアで、最速の自治体である東川町の例が取られますけれども、ここまでのことは望みません。行政は事務方のプロであるということを理解すると、2009年に、実は麻生政権時代に一度特別給付金事業は実施しておりますので、そのとき11年に遡りますと、例えば現職員の方でもそういった経験値がある方もいらっしゃると思います。そし

て、先ほど町長は、事前に様々な情報をとということにおいては、いわゆる町民の方に記入していただきますひな形というのは、おおよそこんなものであろうというのは、優に想像ができたはずです。

また、さらに追加いたしますと、何がその給付金事業に調達すべきものかというのは、あからさまに分かったはずです。

5月連休以降、私個人の話になりますけれども、ふじスーパーで買物をしたり、信金でお金を下ろしたり、様々なシチュエーションでいろいろな町民の方にお会いする機会がありました。町民の方の声を代弁いたします。

まず、連休明け早々は「荒生議員、うちの町、10万円いつ入るのだろうね」。私にお答えは、当然行政を信じておりますので、「きっと上富良野も、間もなく直に入ることでしょう」というお答えしかできませんでした。

しかしながら、5月15日、先般行われました上富良野町臨時会において、この声を代弁したつもりとして担当所管課長のほうに「なぜ当町の給付実施時期が遅れているのか」という質問をさせていただきましたところ、所管課長の答弁は、「郵送に必要な窓空き封筒の調達が遅れたため、支給実施が遅れている」という答弁でしたけれども、もう一度この窓空き封筒の調達に時間がかかった流れといたしますか、その辺のほうを担当所管課長に確認させていただいていいですか。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 8番荒生委員からありました特別定額給付金に関します申請の物品の発注の流れということでございますが、基本的には専決処分をしていただいた以降に発注しております。ただ、準備自体は、既に予算つく前から発注の準備は進めてございましたが、契約としましては補正予算が通ってからの契約ということでお願いをして、結果、納入業者から納入時期のお知らせをいただいた中でいきますと、23日に発送をさせていただいて、翌日に基本全世帯に郵便局のほうで配達をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、流れについて確認させていただきます。

その専決の後、最終的な手配をされたということですが、今回、ファーストタッチとして、担当業者に納期が5月23日になりますと言われたときに、一度電話を切って、部署内でこれでは困っている町民の方々に1日も早く給付が望まれている中、遅過ぎるという判断は下さなかったのでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 8番荒生議員の再質問にお答えさせていただきますが、今、総務課長がお答えしたように、私どもも定額給付金を一日も早く町民の皆さんにお届けできる方法はいいことでありますので、そういう形で対応していきたいということでありまして、議員もおっしゃったように、閣議決定されたのは4月20日であります。総務課長のほうからは私のほうにも4月23日の時点で国のほうについては一日も早い給付を望んでいるので、窓空き封筒と、前回の麻生政権のときも同様でありますけれども、交付等の間違いが起きないように窓空き封筒をしっかりと確保して、それで対応していきたいということで、予算についてはまだ国も確定していないし、うちの予算も確定できていないけれども、事前にお声かけさせてもらってよろしいかというような説明があって、私のほうもそういう消耗品等については、規定の予算もあることだから、それは振替もできるので、そういうことで声をかけておこうと。

正式な発注については、当然予算が確保されてからということになりますので、国の予算が4月30日に通って、私どもは5月1日に専決処分を経て予算決定したということでありまして、今、議員がおっしゃったように、4月20日前後の時点であれば、5月の後半には小さな自治体では給付が始めるように、5月中には何とか給付を始めたいというふうな国の報道もありましたので、私どもは5月20日以降に、それらを用意するのに1か月ぐらいの時間が必要だということで業者に言われておりましたので、5月の後半には何とかそういうことになげられるのではないのかなということも思っていたところであります。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 副町長に、それではお伺いいたします。

今回、納期が5月23日になることをよしとしたのは、副町長ですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういう経過報告を私は常に受けておりまして、最終的に了と決定をしたのは私でございますが、私の責任として、そういった運びになるということを了承したところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 真に町民の傷みに寄り添うということは、一日も早期な支給を待って、この10万円という案が国において定められたとき、例え

ばこういった方もいたでしょう。

その10万円の給付を待ち、初めて家賃が払える方もいたかもしれません。また、その10万円が入ったら、お米を買おうとか、様々な予定というものをされた中で、町民の方は一日も早い給付を願っていたはずです。

沿線の自治体の例を挙げます。富良野市は5月15日通知、22日に振込完了、封筒においてはA4の大的封筒でございます。隣町の中富良野町、これも一切窓空き封筒ではなく、中の窓なし封筒です。なぜ窓空き封筒にこだわったのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまでの答弁で申し上げておりますが、まず、こういった個人情報の中に書き込まれております類いの書類につきましては、まず間違いを起こすことは取り返しのつかないことになるということを非常に私といたしましては重要視いたしました。そういった観点から、窓空き封筒による配送がそういった誤りを防ぐ非常に有効な手段だというような説明を受けまして、私も納得したところでございまして、5月23日に発送させていただくようなこととなった次第でございます。

なお、一方、ネットによります申請は既に5月11日から開始をしておりますので、そういった対応も同時に進めているということで御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 確かにオンライン申請は11日に申請を受付を開始し、20日前後に支給されていることは十分承知しております。

しかしながら、当町、先月末現在5,311世帯ありますけれども、そのオンラインの申請というのは、たった数割にすぎないです。ほとんどの方が郵送の申請で今回の給付金を受けていらっしゃるの事実です。

まず、本当に残念なのは、町長の判断により、実際に町民の方が支給時期が遅れたというのは、もう町民に対しては不利益を及ぼしたということ、いわゆる迷惑をかけたということになりますので、私でしたら、今回の経緯を優に反省をいただいて、皆様に遅れたことを申し訳ないという思いでしっかりと説明責任が必要だと思うのですけれども、この件に関してはいかがですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

支給時期の申請受付の早い遅いについては、給付

を待たれている町民の皆様方からすれば、一日も早い給付を望まれることは、これは重々承知もしておりますし理解もできます。一方、私ども行政の手続を預かる側といたしましては、やはり確実性、あるいは先ほどから申し上げております間違いを起こさないような、あるいは一方、課長からもお答えさせていただいておりますが、物理的に私どもが求めております封筒等の調達に一定程度時間を要するというような様々な要点が絡み合っただけの今回の申請受付となったところでございまして、さらに、早めるような手法を講じる要素がゼロだったかと申しますと、それは可能性を探り、反省する必要があると思っておりますが、いずれにいたしましても、私といたしましては経験のないこととございまして、そういったことを総合的に勘案いたしまして今回の経過に至ったということとございまして、生かせることについては、今後の行政運営の中でしっかりと生かしてまいりたいと考えておりますので、それが町民に対しまして期待に応じていくことというふうに理解しておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 早期支給は、可能性はあったということをおっしゃいますね。上富良野町職員100名、今日、事務方がおります。世帯数5,311人においては、1人の職員が50件の宛名を手書きで書いたとしても、多分3日間ほどで優にこの郵送手続というのは賄えると思います。可能性があったとかではなくて、やればよかったです。

一切、町長からは反省、それから町民の皆様に対しての謝罪の気持ち等が感じられないのですけれども、本当に反省していらっしゃるでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

私どもといたしましては、最善を尽くしたというふうに理解をしております。早い遅いの判断はそれぞれ感ずるところは多少違いもあろうかと思っておりますが、私どもといたしましては、繰り返しますが、最善を尽くして手続をさせていただいたということとございまして、それを、仮に今後こういうような状況があるとすれば、今回の経験をしっかりと生かした対応というものを次に生かしていくことは必要であろうということで、それは反省点として謙虚に受け止めたいというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 本当に、富良野市よりも人口がないうちの町が、富良野よりも2週間遅れたという事実をしっかりと受け止めていただき、次にも

しこのような事業があった場合、今度はぜひ逆転してみせてください。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

今回、令和2年度の議決予算に関して、一度立ち止まり、不要不急な事業がないか検証する必要があるかという質問に対しての御答弁が、「予算につきましては、限られた財源で最大限の効果が得られるように御決定いただいたものでありますので、今年度に限らず、不要不急に当たる事業はないものと理解しており、これらの予算執行を着実に進めていくことが町の活性化につながるるとともに、私の責務と捉えております」。

では、先進自治体の例を挙げます。神奈川県茅ヶ崎市です。既に議決された予算の後、4月6日に国が発令いたしました緊急事態宣言の後、すぐに行政間特別プロジェクトチームを立ち上げて、このような政策パッケージを制作しております。新型コロナウイルス感染症対策政策パッケージ、大まかには四つ中身があるのですけれども、一番私が取上げたいのは、今後も市税等の減収に備え、当初予算を大胆に見直し、不要不急な事業については予算を凍結する。そして凍結した予算の一部は必ずや市民の安全・安心につながるものであり、そして緊急経済・対策であるとか、市民のセーフティネットというところに重きを置き、堅持をした上で大胆な見直しを行っております。

私、正常な自治体というのは、このように一定程度意見がまとまり、こうすべきだと考えているのですけれども、これは私の思い違いですか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

荒生議員が正常か不正常かということについては、答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、茅ヶ崎市の事例が正しいのか正しくないか、これについても、それは茅ヶ崎市の考え方でございましょうし、茅ヶ崎市で御議決いただいた予算の中に不要不急の事業があったとすれば、そういう判断をされたのだというふうに思いますが、私どもにつきましては、お認めいただいた予算の中に不要不急のものはないというふうに判断をしているところであります。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） これも5月15日に同じように、石田副町長から不要不急な事業はないと。確かに、3月19日の時点です。これは、私ども議会としても、今回令和2年の予算に関しては議決しておりますので、それはその時点では不要不急な事業はないというのは当然のことです。

しかし、今は平時だと思われているのですか。緊急時ですよ。戦時下とも言われています。

まず、その辺の認識の違いをどう捉えていますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在どういうふうにご捉えているかということにつきましては、平常時ではないというような認識でいることは申し上げておきたいと思いますが、予算の捉え方につきましては、先ほど副町長からもお答えさせていただきましたが、粛々と予算を執行していくことが町民みんなの総意の結果だというふうに私は理解しているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） お認めいただいた予算を粛々と執行する。確かに行政の仕事は執行することに尽きると思います。

でも、町長の認識は、平時ではないということですから、有事の時点では、三つのステップしかありませんよ。まず、何事もない平時、それから緊急時、そして今回のコロナウイルスであれば、終息を迎えて初めて回復時ということで、三つのステージしかありません。今は平時ではないということは、非常時ですよ。

そして、それに関連してお伺いしますが、御答弁の中に、「お認めいただいた予算の中に予算執行を着実に進めていくことが町の活性化につながる」ということでの御答弁でしたけれども、あまり例を挙げたくないですが、今回の議決予算の中には、向山町長が使用する公用車1号車の更新事業が予算立てされておりました。確かに3月当時、乗っている年数であるとか走行距離、そういったところを総合的に判断したら更新は必要だということで私どもも議決しております。ただし、こういった非常時、そして町長車の更新が町の活性化につながりますか。

非常に残念ですけれども、このコロナ禍の中、4月16日に予定どおり粛々と予算執行を行うための入札行為を行ってございまして、納車時期も8月21日に決定をしております。残念ながら、この場でそれを差止めることができない無力な自分に非常に情けない思いはありますけれども、こういったところは不要、もしくは不急、すなわち後年に回していい予算かと思っておりますけれども、ここまで言って、町長車の購入が町の活性化につながりますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

個々の事業についてのコメントは差し控えさせていただきますが、いずれにいたしましても、慎重に皆さん方と議論を重ねた中で組立てた予算編成でございまして、私どもとしては、一つ一つに意義があり、それなりの町民の皆さん方の行政執行に応じていくことに直結するというふうに考えております。

様々な事業が町の経済の活性化であったり、あるいはそれらに関連いたします生活の安定だとか、そういったことに広く町民生活全体に影響を大なり小なり及ぼすものでございまして、先ほど他の自治体の例も御紹介いただきましたけれども、国も含めて、北海道も含めて、多くの自治体が既定予算については粛々と執行しているというふうに私どもは捉えておまして、私どもの選択も間違っているものではないというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 全国的なほかの自治体もこのように、冒頭、町長が町政報告をされた中で、一般のコロナウイルス対策に関して、15回検討会議を行っております。その中で、不要不急事業の見直しや、そういった事業を洗い出しましょうとか、そういった声は職員内ではなかったのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、予算についてそういう捉え方で検証したというような経過はございません。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） もう本当に、平時ではないけれども、非常時ではないという認識ですので、これ以上言ってもかみ合わないと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

次に、マイナンバーカード申請・取得についての再質問をさせていただきます。

昨年6月にデジタル・ガバメント閣僚会議が行われ、その中の議事録を拝見させていただきますと、令和4年度末には国民の多くがマイナンバーカードを所有しているということを前提に諸事業であるとか各市区町村への経済的な支援等々必要なものをこの2年間で行うという指針が示されております。

現在、6月1日時点でのマイナンバーカードの交付枚数は人口に対して16.8%です。北海道では14.3%、当町では22.7%となっており、この間の努力は、本当に数字に表れたものとして、当町の普及率向上には大変御努力を認めさせていただくところでございます。

先ほどの答弁書には、町の令和2年度末の目標は普及率35%ということを示されておりますが、さ

きに申し上げたデジタル・ガバメント閣僚会議での国の捉え方は、後の令和4年の末までにほとんどの国民が所有している。このほとんどというのは、数字的に町ではどの程度と理解されていますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番荒生議員のマイナンバーカードに対します御質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの普及率の捉え方については、また普及の在り方については、昨日のニュースでも報道されておりましたように、免許証に代わるものにしたりと、非常に流動的に国は捉えております。

私どもは規定の利用形態の範疇において将来の普及率を一定程度見込んでいるところでございまして、このように国が日替わりの様々な活用にマイナンバーカード、あるいはこの間報道のありましたように預貯金のひもつきに使うとかというようなことは、私ども30%少々を今後の普及率と見込んだような段階には、まだ報道もされておられませんし、こういうふうに目まぐるしく変わる中での普及率の想定というのは非常に難しいと。今までの経過の延長上を捉えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 私の情報では、今後の国の目標数値に関しましては、令和2年末には約50%を目指したい。そして令和3年末には70%程度、令和4年末にほとんどの国民がということですので、当然目標数値はこのようになるのが十分理解できます。

当町においては、まず、マイナンバーカードの申請・取得は現在大変込み合っているということで、1か月程度申請にかかるということも聞き及んでいます。

また、その次のステップであるマイキーIDの設定、これはマイナポイントの予約の件ですが、この申込み期限が8月末ということで、しっかりと期日も決まっております。

このステップを確実に踏まなければ、その後、いわゆるマイナポイントを利用してキャッシュレスで入金や買物をすると、1人当たり最大5,000円分のポイントが国から付与されることを目指しているということもありますので、国も限られた予算の範囲内で行う事業ということですから、過去に周知をされた広報においては、本年度2月25日発行の広報に、多分スペースでいうと6分の1ぐらいの枠の中でマイナポイントの付与に関してさらりと述べておりますけれども、やはりこういった各ステップ

にあります間、期限がそれぞれ定められておりますので、早期周知が広報等でも必要かと思いますが、その周知方法は、何か現在お考えですか。

○議長（村上和子君） 町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

まず、マイナポイントの申込み期限につきましては8月末となっておりますが、この間、2月に広報で一度周知しております。そのほかに、あさって発行される6月25日の広報かみふらのにおいて、マイナンバーカードの取得ということで、マイナポイントが5,000ポイントもらえるということで、マイキーIDの設定の方法を記載したチラシと、マイキーIDの設定をするためにはマイナンバーカードがなければできませんので、そちらのほうの周知を行うということで、一応チラシのほうをあさって折り込むことになっていきますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） さらなる普及率の向上に向けては、ただ庁舎内で申請者を待つばかりではなく、日常時に、例えば役場の職員のほうが企業等々に出向いてPR、普及啓発を行うなどというのも、他の自治体では先進例としてございます。

今後そういった出前講座ということではないですけども、周知に関しての説明等々、一步、庁舎から踏み出すような考えというのは検討されていますか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたしますが、基本的に、マイナンバーカードにつきましては、国の施策で、国においてもこれを国民に普及しようということで、保険証と一体化したい、今日の新聞報道等では免許証とも一体化したいというような、また、先ほど町長も答弁しましたが、それぞれの個人の口座とひもつきにしたいというようなことで、何とか普及を進めていこうということでもあります。

そのようなことで、本町においては、マイナンバーカード取得の方はコンビニで住民票等の交付もできるような対応もして、その普及については一定程度制度化に努めているところでありますが、ただ、このカードにつきましては、国において個人情報を管理されることに対して別の思いを持っている国民の方もたくさんいらっしゃいますので、町がぜひ作りなさい、ぜひ作りなさいというようなことというのは、これは一つ考え方が別にある方もたくさんいらっしゃいますので、制度についてはしっかりと周知をしていくということは大切なことかなとい

うふうに理解をしております。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） では、来庁される方が申請を希望したり、また既にカードをお持ちの方で、いわゆるマイナポイントの予約、サポート実績も、先ほどの答弁書では17件ぐらいあるということで、今後もさらなる窓口のサービス対応として、例えば先進の自治体であれば、職員のスマートフォンを利用して、マイナンバーの申請に関してですけれども、顔写真を撮ってさしあげるなどというサービスをやっている自治体も結構あります。そのようなサポートの考えというのはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（星野耕司君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカードの取得につきましては、紛失などでマイナンバーカードの再交付申請を申し出た際には、希望する申請者に対しましては無料で写真を撮影するなど、その場で申請できるようなサポートを今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、そのような対応をなされるということで、国の事業であり、町が積極的にという御答弁がありましたので、とにかく来庁され、その意思を示された町民の方に対しては、しっかりと今述べられました写真等のサービスも含めて、できる限りのサポートをお願いし、質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、1番元井晴奈君の発言を許します。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 私は、さきに通告してあります2項目について、町長、教育長にお考えをお伺いさせていただきます。

1項目めは、新型コロナウイルス感染症対策下における各種事業の見直しについて、町長にお伺いさせていただきます。

2月に上川管内で新型コロナウイルス感染が拡大した経緯があり、そのとき、幸い、本町での感染者は確認されておらず、道内の感染も一旦は落ち着いたと思われ、3月19日には北海道の緊急事態宣言が解除となり、このまま終息するのではという推測もなされていたその3月に、令和2年度一般会計予算が68億2,807万5,000円で議決されました。

しかしながら、4月、新年度に入り、本町でも複数の感染者の報告がなされ、町民の安心・安全な暮

らしが脅かされる事態となりました。町長の防災無線での呼びかけや対応策、全町民一丸となつての感染拡大防止策が功を奏し、それ以上の感染は現在抑えられています。国も示しているように、新しい生活様式、新北海道スタイルを実践し、ライフスタイルを変えざるを得なくなってきました。

3月の議決時と4月以降の本町の置かれている状況は明らかに違うものであり、状況に応じて、見直しや変更も必要かと思われま

す。また、本町のみならず、世界的に新型コロナウイルスが猛威を振るい、極めて厳しい経済状況にあり、先行きの見えない経済社会情勢の中、こういった予期せぬ事態下では徹底した予算の取捨選択が必要であると思われま

す。そこで、次の4点について、町長にお伺いいたします。

1、緊急事態宣言が解除となった今、本町がおかれている状況は平時なのか非常時なのか、町長はどのように現状を認識しているのかお伺いいたします。

2、基金を取崩し、町独自の経済対策を行っていますが、令和2年度の事業見直しはなされているのかお伺いいたします。

3、町営バス十勝岳線増便を柱とした観光振興計画推進事業、二次交通改善試行事業は、夏の十勝岳登山客や温泉利用者等の利用ニーズを検証する本町の観光振興のために大切な事業だと理解しています。

今年度は、登山シーズンである6月下旬から9月末までの土・日・祝日の早朝特別便の試行運行を行うということでしたが、7月10日以降へ延期となるお話をお聞きしています。しかし、海外からの入国制限の全面的な解除がいつになるのか判然としない中、また、行動制限が緩和となったとしても新型コロナウイルス感染症に起因する観光の自粛などの余波は必ずあると思われま

す。その中で、時期をずらしてまで試行運行しても、正確なデータは得られないと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

4、かみふらの産業賑わい協議会でのロケツーリズム観光推進事業では、専門誌やメディアに広告を掲載し、観光誘客を目的としている事業ですが、新型コロナウイルス感染の第2波、第3波への警戒と不安がある中での観光客誘致を町民は本当に望んでいるのか。

感染不安があるため、今年は観光客に来てほしくないという町民の声も聞いています。一方、恵まれた本町の景観資源を生かした観光事業者からは、観光客が来てくれないと死活問題になっているのが現

状ですが、双方の意見は非常に両極端あり、非常に大変なお立場ではあると思いますが、今年度の観光推進を町長はどのようなスタンスで臨まれるのか、お考えをお伺いいたします。

次に、2項目めは、新型コロナウイルス感染症対策下における中学生の学力水準維持に向けた取組について、教育長にお伺いいたします。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言により、本町も休校が続き、家庭での学習が余儀なくされました。学校では先生方が中心となり、高い学力水準を保とうと日々努力されていますが、学力の低下を心配する保護者の声を聞いています。

そこで、次の4点、教育長にお伺いいたします。

1、新型コロナウイルスの緊急事態宣言に伴う休校により、不足しているカリキュラムの実施スケジュールはどのようにお考えかお伺いいたします。

2、今後、学力水準維持のためには、インターネットの利用も有効な手段であると思いますが、現在、本町の中学生の家庭でのインターネット環境（インターネット普及率、スマートフォン所持率）についてはどの程度把握しているのかお伺いいたします。

3、長く続いた休校中、家庭内での自主学習として学習プリントが学校より配られていましたが、親が子どもの勉強を見てあげることができた家庭、共働きで全く見ることができなかった家庭など、家庭環境の相違等で個々の学習内容に差が出てしまったのではないかと危惧しているという保護者からの声も聞いています。さらには、新型コロナウイルス感染の第2波、第3波により、また休校になってしまうのではないかと不安な毎日を送っています。

今後の家庭学習の有効な教材として、上富良野高校でも活用実績のある「スタディサプリ」などの通信教育予備校や大手予備校が自治体向けにオンライン教材の販売をしており、こういった民間企業が提供する学習コンテンツを活用する自治体も出てきています。

懸念されている教育におけるコロナ格差を少しでも低減するために、家庭学習の補助としてオンライン教材などを活用する考えはあるのか教育長にお伺いいたします。

4、今後も新型コロナウイルス感染症のおそれは十分にある中で、非接触型社会の実現にもつながり、GIGAスクール構想にて整備される機材の有効活用にもなるオンライン授業の導入や補助教材として、中学校の先生による録画授業映像を用意し、いつでも視聴できる環境をつくることは学力水準維持のために有効な手段であると思われま

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番元井議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの新型コロナウイルス感染症対策に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の緊急事態宣言解除後の状況認識についてであります。議員の御質問にある、平時なのか非常時なのかについては、平時でないとの認識は持っておりますが、全てを画一的に判断できる状況ではないと理解しております。

また、今後は、今までとは違う「新しい生活スタイル」が求められており、これらへの取組も重要であると認識しているところであります。

次に、2点目の令和2年度の事業の見直しに関する御質問につきましては、さきの荒生議員の御質問でもお答えさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策により、不要となる予算につきましては、今後も減額補正を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の十勝岳線の早朝便の増便による試行運行に関する御質問であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、参考となるデータを得ることができないのではないかと御懸念かと思われれます。

当初の予定では、6月20日から約3か月間の試行運行を予定していたところでありますが、登山の自粛について、関係団体から愛好者に対して呼びかけられたこともありまして、想定していた状況と大きく異なり、このたび予定した試行運行においては、期待するデータを得ることが難しいと思われ、運行開始の時期を先延ばししたところであります。今の状況に変化がないとすれば、本年度の試行運行見合せも選択肢となることも考えられますが、町の観光振興において、二次交通の改善は重要な施策の一つと考えておりますことから、今後の推移を見極めながら判断してまいります。

最後に、4点目のコロナ禍における観光推進に関する御質問であります。国及び道におきましては、緊急事態宣言の解除後、行動制限の段階的緩和が進められてきており、先週末からは都道府県をまたぐ移動や札幌圏との往来も緩和されたところであり、一方で、ワクチンや特効薬の開発には、今なお時間を要し、感染リスクが排除されない中で、いましばらくは不安を抱えながらの生活が続くものと思われれます。

議員御発言のとおり、町内にもそれぞれの立場や置かれている状況によって様々な思いをお持ちの方がおられるものと思っておりますが、現在の状況を冷静に

判断し、何よりもお互いを理解し合うことが最も大切と思われ、「新北海道スタイル」の実践等を通じ、感染の拡大防止と観光振興や経済活動再生との両立が求められているものと認識しており、町民の心を一つにできるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番元井議員の中学生の学習支援に係る4点についての御質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症予防対策による休校により、不足する授業の対応に関する御質問についてであります。休校による不足授業日数は21日間となっているところであります。

補充授業につきましては、校長会とも協議の上、まず夏休み期間を10日間短縮することで対応することとしており、残る11日間につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や災害及びインフルエンザ、修学旅行、運動会、学芸会などの状況により、冬休みで調整するよう検討しているところであります。

いずれにいたしましても、文部科学省で定めた「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」などに基づいて、子どもたちの「学びの保障」に努めてまいります。

次に、2点目の中学生の「家庭におけるインターネット環境」についてであります。本年5月に行った調査によりますと、中学生273名のうち214名、78%の生徒から回答を得、そのうち177名、83%の生徒の自宅にWi-Fi環境が整備されております。

また、ICT機器の所有については、パソコンが127名、59%、タブレットパソコンが92名、43%、スマートフォンが117名、55%の生徒が「ある」との回答でありました。

次に、3点目の休業中における家庭学習による生徒の学力保障に対する「オンライン教材など」の活用についてであります。国のガイドラインでは、臨時休校期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって学習に著しい遅れがないよう、学校や児童生徒の実態等に応じて、可能な限り紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材などを活用した学習など、必要な措置を講じることとされています。

御質問にあります当町のオンライン教材の活用につきましては、民間事業者における有料・無料の様々な学習支援サービスが発信されていることから、まず無料の支援サービスを活用するよう情報発信を行うとともに、北海道が取り組んでいます「e

ラーニングシステム」を導入し、各家庭において臨時休校中の学習に限らず、ふだんの家庭学習にも活用できるように対応しているところであります。

次に、4点目のオンライン授業の試行的導入についての御質問であります。今回の臨時休校中に東中小学校におきまして、Zoomを活用したオンライン授業を3回試行的に実施したところであり、長期間の休校を余儀なくされる場合の自宅における学びが保証される環境整備は、極めて重要な課題と受け止めております。

オンライン授業の実施には、ネット環境・パソコンの所有等、課題も少なくないところですが、各学校と十分協議・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） まず、1点目の事業の見直しについてですが、今は平時ではないと認識されているということで、今後いつ第2波、第3波が来てもおかしくない情勢であり、それに備えたり、生活様式も変えていかなければならない事態であることは町長も重々承知のことと理解しました。

しかし、先ほどの荒生議員の答弁でもあったように、予算が議決されたからにはどのような事態でも行政執行を着実に進めていくという方針には、少々納得いかないところがあります。

先ほども申し上げましたが、3月議決時には、新型コロナウイルスの影響がまさかここまで莫大であるとは正直想定しておりませんでした。必要やむを得ない理由により生じた喫緊の地域課題に向けた財政需要の財源、新型コロナウイルス関連の緊急経済対策の財源として財政調整基金を取崩していますが、不要不急の事業はなく、全てが町民のために行われる事業であったとしても、限られた財源の中では優先度があり、それは考慮しなければいけないと考えます。

基金に頼るのではなく、必ずしも今年度に行わなければならない事業なのか、状況に合わせて柔軟に優先度を考えて進めていく必要があるかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算の考え方についてでございますが、基本的には荒生議員にお答えさせていただいたとおりでございますが、予算そのものというのは、町の行政運営、あるいは町民の安心・安全な生活、さらに加えて経済に直結する予算ばかりでございまして、しっかりと町民と思いを共有した中で執行しているもの

と認識しているところでございまして、こういった状況の捉え方は前段申し上げましたが、国においても、あるいは北海道においても、既定予算の執行について言及しているところでもございませぬし、また何か情報が提供されている状況でもございませぬ。

そういったことを考え合わせますと、これはもう国としての非常事態というふうには押さえているのが国民共有の捉え方だというふうには私は基本的に理解しておりまして、そのために国においてはGDPの数十%にも匹敵するような大規模な補正予算を組んで、これは別途、国としてしっかりと取り組むべきというような捉え方で今日を迎えているところでございます。

それぞれ個々の自治体の予算の持ち方、あるいは財源の確保等については、それは国の責任において行われるというのが基本的な考えというふうには私も理解しておりまして、町の予算と国の追加的な補正予算とうまく組合せていくことによって町民の生活と経済再生が行われていくものというふうには理解しているところでございます。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 痛みに寄り添う意を表して、町民はじめ、特別職の給与15%カットしてまで身を削って財源を捻出している努力は大変すばらしいと思います。

しかし、先ほども同僚議員から上げられていましたけれども、不要不急の事業なく全てが町民のために行われる事業であったとしても、例えば今度でいえば、黒塗りのクラウン、町長車の購入については620万円の予算が投じられておりますが、この費用を考えますと、先ほども申し上げた優先度としては、甚だ疑問を感じております。

こういった平時ではない、予期せぬ事態のときは、基金もそうですが、限りある財源の中で町民の暮らしを守る様々な支援策を行っていかなければならず、この件に代表されるような予算の執行に関しては、事業の見直し等含めて、しっかりと精査する必要があると思いますが、再度、町長にお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的に繰り返しのお答えになるかと思いますが、予算そのもの全てについては、しっかりと皆さん方と議論を重ね、あるいは町民の皆さん方の声を受け止めた中で、最善の町の行政の財源として、あるいは事業として認識を共有させていただいておりまして、そういった予算の組立てそのものに

ついて手を加えると、あるいは一部であっても中身を精査するということになりますと、それは大きく町民の生活に影響をすぐ及ぼすようなことにもなりますし、一つ一つそういったことになると、100人おられますと百人百様の捉え方となりますので、そこは価値観の多様なものが全部出てまいりますので、そこはしっかりと皆さんで認識を共有したということで、最大限、尊重するのが私の立場だというふうに理解しております、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 次に、町営バスの十勝岳線増便についてですけれども、見合せも視野に入れているという答弁をいただきました。

先日、18日には、タイやベトナムなどの4か国が、ビジネス目的に限定されていますけれども、渡航規制を緩和していくということになりましたが、本町の近隣地域の主力のインバウンドは、中国、韓国、台湾などであると思います。

こういった試行運行を行うのであればきちんとしたデータが取れる環境の下で進めていただければと思います。

4点目の今年度の観光振興についてですけれども、観光の重要性はしっかりと認識しておりますが、感染拡大防止と経済活動の再生の両立を目指して取り組んでいくということであれば、何よりもやはり町民の健康、安心・安全を第一に守っていただきたく、町民の感染不安の懸念を払拭するためにも、例えば消毒アルコールを全世帯に配布のあっせんなど感染予防策をいま一步踏み込んだ形で取り組んでいただきたいと思います。この点、町長の御考えをお聞きいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、やはりコロナウイルスと当面、共生を前提として、生活、あるいは経済活動をしていかなければならない状況をしっかりと正確に捉えて、私といたしましては、まず経済活動も大事でございますが、町民の皆さん方が安心して暮らしていけるようなことを担保するのが最優先だというふうに考えております。

御質問にありましたような消毒資材だとか、そういったことで不自由を感じておられる、あるいは不安を感じるようなことがあっては、これはいけませんので、様々な各部署を通じて、既に量の確保だとか、あるいは不足感のある事業所だとか、そういったところには常に情報交換をしながら応えていくような体制が整っておりますので、この先の長さは

ちょっと見通せませんけれども、いずれにいたしましても、そういったことで不安感を持たれないように、そういった前提の下で経済活動も両立していきたいというのが私の思いでございます。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） このコロナに関しては、どこまで続くか、今後の見通しが立たない中でありませけれども、第2波、第3波があったとしても、町長には、前例にとらわれず、慎重かつスピーディな対策を引き続き行っていただきたいと思います。

次に、中学生の学力水準維持に向けた取組について、教育長にお聞きします。

休校により、不足しているカリキュラムについては、8月夏休みを10日間ほど返上して授業を行うということですが、自治体によっては、土曜日授業を行うところもあるようですが、今回の夏休み期間の短縮という結論に至るまでの協議の過程で、土曜日や、1日の例えば時間割のこま数を増やすなどのほかの選択肢については、どのように検討されたのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1 番元井議員からの補習授業等の経過についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、土曜授業というのも当然検討いたしました。すみません、その前に、21日になぜなっているかということをお話しして、順番に話させてもらいたいと思います。

まず、21日という数字が出てきているのは、学校が現実にお休みになりました。今年、令和2年度で予定していた授業、これをそのままフルスペックでやっていこうということを基本として21日という設定をしたところであります。

その中で、土曜授業を検討したのですけれども、まず給食の対応ができないという大きなネックがありました。やはり土曜授業をして、お母さんにお弁当を作ってもらっておいでということはなかなか難しいというのが、土曜授業をしないという一つの判断でございます。

あと、短縮授業といたしまして、本来、小学校でいうと45分の授業が基準ですけれども、それを40分にして、こま数を増やしていくという方法があるのですけれども、その方法だと、定着に5分短い、後半戦のまとめの部分を5分短くするという授業の形態はやはり好ましくないという判断の下に、45分の授業を基にした今までどおりのやり方でやっていこうという考え方に基づいて、今回10日間程度と。

検討する中では、5日間でいいのではないかと、いろいろな案も出たところですけれども、やはりコロナの状況というのが今後どうなるか分からない。やれるときにしっかりと子どもたちに授業をしたいというような声のほうが圧倒的に多くて、校長会の中でも、最終的には夏休みを10日間短縮する。残り11日間は、先ほど答弁いたしましたとおり、これからの状況の中でいろいろな授業ありますから、学校行事がありますので、それらの状況を見定めた中で考えていこうということではしているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 今後の状況を見てとのことですけれども、8月のその期間ですと、本州ほどではなくても、北海道でも気温が30度を超える日も出てくると思います。学校にクーラーはついていませんし、今は新型コロナウイルス対策で先生も生徒も皆マスクを着用していると思います。

新型コロナウイルス対策と、さらには暑さ対策、熱中症対策も同時に考えていかなければならないと思いますが、その点の対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番元井議員の御質問にお答えしたいと思います。

夏場の様々な対応についてですけれども、10日間短縮するという事は、非常に暑いときに学校に行くということになります。暑さ対策というのも当然必要になってきております。

その中で、四つの学校がありますので、全部が該当するわけではありませんけれども、まずは家庭において、子どもたちにいろいろな暑さ対策をしっかりと取っていただきたいなというお願いをまずしたいなということです。あと、マスクをした授業というのは非常に大変でありますので、基本はマスクをすれば、でも苦しくなったときには外す。あと、熱中症対策としては、今、小学校においては水筒を各自持たしてきています。熱中症対策の一つとしてやっているところであります。

そのほか、今年の夏が暑いかどうかというのは未知数です。暑いときに6時間やるのか、4時間で帰るのか、そういう判断も今後検討していかなければならないと思いますし、あるいは暑くなる時間帯を水泳だとか、違う部分に授業の組立て、時間割を変えて、どういうものをするかというようなことで、創意工夫を凝らした中で、夏場を乗り切っていきたいなというふうに考えております。

できればエアコンも欲しいなとか、そういう気持

ちもありました。だけれども、簡単にはいかないですね。学校にエアコンを新しくつけると、電力量が変わるので、大きな電圧器を変えなければならないとか、様々な難しい点もありまして、また北海道のこの辺のエアコンの普及率も考えると、やはり学校にはどうなのかなというのがありますので、そういう部分は工夫で、何とか乗り切っていきたいというふうにも今のところ考えているところであります。

○議長（村上和子君） ここで、昼食休憩といたします。再開は13時からです。よろしくお願いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

再質問。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） この際に、学校の学習の環境を整えるという点で、学校への冷房装置の導入等も前向きに検討していただければと思います。

次に2番、家庭でのインターネットの普及についてですけれども、インターネットの普及率が8割程度とのことで、ネット環境が整っていない残りの約2割の家庭についての対応は、例えば放課後の学校のコンピューター室の開放や就学援助制度で、援助品目として通信費の拡充やWi-Fi環境を整えるための助成制度など、何か対応策はお考えでしょうかお伺いたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番元井議員の御質問にお答えをいたします。

インターネット環境の整っていないお子さんたちにどういう対応をするかという御質問だったかと思えます。

コロナの影響で学校が臨休していると、それらに対応するためにインターネット環境を整備するという条件が付きましても、その中においては、国においてもインターネット環境がない部分のインターネット環境の整備と、それと通信料に対するものの対応というのがございます。ただ、これも条件があります。

それらの国の条件をしっかりと把握する中で対応を図っていかなければならないなと思っているのですけれども、基本的に国が示しているものにつきましては、要保護者、準要保護、低所得の世帯に対する対応はあります。ただ、それ以外でお持ちでない方もいるかと思えますので、それらの調査というの

が今後において必要なのかなど。

基本的に、御質問には何らかの対応をして、コロナのときは、対応できるような検討を進めていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 次に、コロナ格差を埋める家庭学習の民間教材の活用についてですけれども、休校により懸念される学力格差を少しでも低減する対策として、今年度限りでもいいので支援していただきたいという、受験生を持つ保護者からの声も聞いています。

eラーニングシステムを活用とのことですが、先ほどもありましたとおり、オンライン教材の無料、有料ありますけれども、内容をしっかりと精査の上、子どもたちにとって最も実用性の高い教材を活用していただきたいと思われまますけれども、この点もう一度見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番元井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほども情報提供させていただくということで、最初答弁させていただきました。

基本的に文科省で持っております子どもの学び応援サイトというのがあります。このサイトはすごい量の教材だとか動画だとかが載っております。これらの中から選択をしていかなければならないという作業があります。

私たちが子どものとき、参考書だとか自分に合うドリルを選んだように、やはり学校もある程度は、ここいいですよという推薦はしたいと思いますけれども、いかんせん、数が数です。やはり子どもたちに合う、合わないはありますので、そういうものをしっかりと子どもたちも見ていただけるように、教育委員会としては、学校を通じて情報提供をしっかりと対応していきたいなというふうに考えているところです。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 4点目ですけれども、先ほど言いました民間の予備校などのオンライン教材では、上富良野中学校の学習進路に合致しない場合もあると思います。

その点、現在、教鞭を執っている中学校の先生による録画映像教材を用意することができれば、その心配もなく、さらにはネット環境が整っていない家庭には録画映像データとして、例えばDVDなどオフラインでの活用もでき、きめ細かな対応ができると思われまます。このようなやり方も選択肢の一つとして十分に考えられると思われまます、こういった学習支援の実施についてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番元井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほども答弁させていただきましたけれども、できる限り検討を推し進めていきたいということでお話をさせていただきました。

今、元井議員のほうから提案ありましたとおり、いろいろな方法があると思います。コロナが全てなので、コロナの状況なので、子どもたちがコロナによって自分たちの進む道を進めないようなことのないように、教育委員会としてもしっかりとやれることを積極的にやっていくという考え方で進めていきたいと考えています。

思いだけで、具体的にできるのかということもきっと聞かれますけれども、いかんせん、ハードや何か全然十分でないということもありますので、環境が整った中でしっかりとそのときにできるように、体制を組んでいきたいなというふうに考えております。

一番いいのは、コロナが蔓延しないで学校が休みにならないということだとは思っていますけれども、もしそうなったときに対応できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思われまます。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 最後になりますけれども、今回、GIGAスクール構想にて1人1台のタブレットが整備される予定ですが、スムーズな本事業のスタートのためにも、早い段階で、子どもたちも、保護者の方も、先生方も、この関連機器の習熟度を深める必要があると思われまます。

そのために、まだ1人1台のタブレットは整備されていませんが、例えば家庭にあるパソコンやスマートフォンを使ってオンライン授業など、課題はたくさんあると思われまますけれども、この機会にぜひトライしていくことも必要ではないかと思われまます。そのあたりを再度教育長にお伺いして、質問を終わります。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番元井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、GIGAスクールは始まったばかりで、予算のほうも認めていただいたりしてやっているところですけれども、いかんせん、道具が来ないと。道具が来ないのを理由にしないで、少ないですけれども、今学校にあるものを使って、どういうふうにやっていくかということも考えながら、特に小学校6年生、そして中学校というところと中学校3年生、ここには重点的な対応をしてい

かなければならないというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、1番元井晴奈君の一般質問を終了いたします。

次に、11番小林啓太君の発言を許します。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 私は、さきに通告していた2項目8点について、町長と教育長に対して質問いたします。

まず初めに、町長に対し、町のインターネット通信環境整備の方針に関して5点、お伺いします。

コロナ禍に起因する、これからの新しい生活様式に対応する上で、インターネット通信環境の整備は行政業務、また、住民福祉の観点からも、今後より一層様々な分野で重要性が増してくると考えられます。

そこで、次に挙げる5点について、町としての方針を明らかにされたく思います。

1点目は、行政手続のオンライン化に関して。

2点目は、役場内での感染症が発生、もしくは疑われる等の状況が発生し、職員の出勤が困難になった場合のリモートワークに関して。

3点目は、病院や介護施設におけるオンライン面会の実施に関して。

4点目は、市街地と農村部の通信速度の格差是正に関して。

5点目は、町長自身が積極的にオンライン化を進めていくべきと考える事業に関して。

続いて、教育長に対し、オンライン教育に関する3点を御質問します。

こちら、コロナ禍を発端に様々な分野でオンライン化が進む中で、教育の分野においても、子どもたちの学ぶ権利を守るべく、柔軟かつ急速な変化が求められています。一方で、その変化の一部は、子どもたちの将来や教育の現場にとっても有益であると私は考えます。

そこで教育長に対し、次の3点をお伺いします。

1点目は、GIGAスクール構想の取組について、本年度の進捗状況と今後の計画に関して。

2点目は、緊急事態宣言下の休校期間中に、東中小学校において行われたオンライン授業等について、町として取組に対する評価、今後の課題、他校への展開に関して。

3点目は、この先再度新型コロナウイルスの感染拡大により、休校せざるを得なくなった際のオンライン教育に対する町教育委員会としての方針について。

以上、2項目8点になります。よろしくお願いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの町のインターネット通信環境整備に関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の行政手続のオンライン化に関する御質問であります。町では「上富良野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定し、対応できる手続からオンライン化を進めてきているところであります。

また、行政手続のオンライン化に当たりましては、それに対応したシステム構築が必要となり、町単独でのシステム整備では多額の費用を要しますことから、北海道と道内市町村により構成される「北海道電子自治体共同運営協議会」による電子申請システムを活用しているところであります。

また、住民票などの取得につきましても、コンビニ交付システムを整備し、御利用いただいているところであります。

次に、2点目のリモートワークに関する御質問であります。今般の感染症予防対策におきましては、各事業所での感染症対策として、分散勤務やテレワーク勤務の推進などが国から要請されたことを踏まえ、町におきましても新たな勤務体制の整備の一環として、自宅での業務が行えるよう「在宅型テレワーク制度」等の取扱要綱を定めたところであります。

また、職員の勤務場所について、同一敷地内の研修室や公民館大ホールなどを活用し、分散勤務の実証も行ったところであります。

今後も、実証結果を踏まえ、リモートワークについて研究をしてまいります。

次に、3点目の病院や介護施設におけるオンライン面会の実施に関する御質問であります。現在、町立病院及び特別養護老人ホームにつきましては、昨年12月以降、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防対策として、入院患者及び入所者の方との面会制限を行ってきているところであります。

この間、各施設におきましては、ガラス越しでの面会、または御希望によりましてビデオによる入所者の様子を御家族に見ていただくなどの対応を図ってきているところであります。

御質問のオンライン面会の実施につきましては、御家族等から特に要望が寄せられている状況ではありませんが、面会制限はいましばらく継続するもの

と想定されますことから、今後の推移や御家族及び入所者の皆様の意向を伺った中で対応に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の市街地と農村部の通信速度の格差是正に関する御質問であります。既に御承知のとおり、市街地エリアについては民設民営による光サービスが提供され、そのサービスエリアに含まれていない農村部においては、公設民営によるFWA（固定無線）方式によるインターネットサービスが利用できるよう、町として整備し、町内の情報通信環境の格差を少しでも縮小すべく取り組んできたところであります。

しかし、日々高度化する情報通信サービスの利用や動画サイトの普及拡大により、必要な通信データ量も増大している状況にありますことから、利用環境については格差が生じているものと認識しております。

これらの改善策につきましては、今後、研究・検討し、解消を目指し、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

最後に、5点目の積極的にオンライン化を進めていくべきと考える事業に関する御質問であります。国におきましても、2000年以降、積極的にオンライン化が進められてきており、行政機関内の手続の多くにつきましては、オンライン化が進められている状況にあること、さらに、マイナンバーカードの普及等により、一層オンライン化が加速していくことなどが予想されますので、現在、具体的なオンライン計画は持ち合わせておりませんが、町民の皆様や行政において必要とするものについて、関心を持って研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番小林議員の新型コロナウイルス感染予防に対するオンライン教育に係る3点についての御質問にお答えいたします。

1点目のGIGAスクール構想における進捗状況と今後の計画についてであります。まず、本年度の事業につきましては、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業」を実施することとしております。

さらに、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により、国においては、令和2年度補正予算の中で総額約2,292億円の「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」とした予算化が図られたことから、町といたしましても、今定例町議会に1人1台の端末整備と併せまして、上富良野小学校及び東中小学校内に設置するサーバーの整備費など関係する補正予算を御提案させていただいていると

ところであります。

次に、2点目の東中小学校において実施されましたオンライン授業についての御質問であります。新型コロナウイルス感染予防における臨時休校中の5月に、5・6年生を対象として3回実施されたところであります。各家庭での通信環境の違いやハードが統一されていないことから、操作方法の違いなどが課題として挙げられておりました。

他の学校の展開につきましては、さきの元井議員の御質問にもお答えしましたとおり、ネット環境やパソコンの所有状況等の課題が少なくないところですが、オンライン授業実施に向けて、各学校と十分な協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目のオンライン教育に関する教育委員会としての方針についての御質問であります。全ての子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現するためにも、国の方針に沿って取組を進めていくことが重要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） まず、1項目め、インターネット通信環境整備に関して、町長に再質問いたします。

1点目の行政手続のオンライン化に関してですが、町単体でのシステム整備については、多額の費用を要するというので、町独自のシステム開発が得策でないことは理解しました。

そこで、御答弁にあった北海道電子自治体共同運営協議会による電子申請システムに関して、現時点で上富良野町の住民に係るサービスは9件の様式のダウンロードのみとなっています。参考までに、旭川市は242件、富良野市61件、八雲町90件、士幌町などは14件というような数字を確認しています。今後、利用の拡大の予定はあるかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番小林議員からありました、現在、町が運用しております電子申請システムの部分でございます。

今言われた上富良野町の部分は、様式のダウンロードしかなかったということでしたか。それ以外に、ぴったりサービスというのがございまして、そちらのほうでは、オンラインということで、児童手当に関するシステムにつきまして、今8手続分、載せている状況になってございます。

あと、それ以外の手続につきましては、随時準備できたものから拡大するというので、今後も拡大

に向けて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今後の拡大の予定があるということを確認させていただきました。

また、マイナポータルなど、マイナンバーカードの普及を前提とした事業と、さき上げた電子申請システムのサービス、こちらは一部連動しているようにも見受けられるのですが、今後はどのように共存していくものなのかをお伺いします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番小林議員からありました、いわゆるオンライン手続の関係というところの質問かなというふうに思いますが、基本オンライン手続というのは、インターネット等を使って手続をするものでございます。

その中で、手続には大きく分けて二通りの手続があります。一つは、いわゆる申請者の個人確認をしないでいいようなもの、いろいろなお申込みですとか、厳密な本人確認をしないでいいようなものは通常のメールとかでも送っていただいたり、ファクス等で送っていただくのと一緒に、単なるお申込みという部分が一つと、もう一つは、手続に対して厳格な本人確認を必要なもの、これは役場の窓口でもいろいろな申請書とか出していただくときに、その人がご本人かどうかというのを確認する二通りの手続が大きく分かれます。

そのうち、ファクスのように本人確認の要らないものについては、単純に出していただくだけで結構なのですが、いわゆる本人確認が必要なもの、特に今回でいきますと定額給付金のオンライン申請のように申請者の本人確認が必要な場合には、実際には電子証明というのが必要なのですが、今、民間でもそういうのが出ておりますが、日本としましては、いわゆるマイナンバーカードもその本人確認書類としてオンライン上で使えるというふうになっていますので、マイナンバーに関しましては、今後いろいろな手続を進めていく上では、いわゆる本人確認要のもので連携していくという形になってございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 私は、行政手続のオンライン化が進み、住民の間でも利用が促進されれば住民の利便性が向上することも当然ですが、職員にとっても仕事の生産性が上がり、職員にしかできない業務により専念できるのではないかと考えます。

そこで、町長にお伺いします。

新しい生活様式に対応するため、また上富良野町

の行政業務をさらに進化させていくためにも、リーダーシップを発揮して行政手続のオンライン化を進め、スマート自治体を目指していくお考えがあるかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員からのオンライン化に対します認識についての御質問にお答えさせていただきますが、私といたしましては、こういった手続、あるいはそういったものが進んでいくことを期待しておりますし、また進んでいくであろうというふうに理解もしております。

ただ、一方、もろ手を挙げて推進するというこのみならず、多くの国民の中には根強く残っているのはやっぱり個人情報や漏れたりしないかと、あるいはシステムトラブルがないかとかというようなことがいまだに不安材料として潜在しているという実態がございますので、そういった技術的な信頼度を高めたり、インフラ整備をするということは、これは一自治体でなかなか手が届くところでもございませぬので、そういったオンライン化にすることによって、私どもマンパワーも非常に効率的な仕事に向けられますので、そういったことも含めて、推進をしたいというのは基本的な立場でございます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ぜひ、スマート自治体を目指して推進していただければと思います。

2点目の役場内でのリモートワークに関してですが、答弁にございました分散勤務の実証に関しては、どのような評価をされているのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回初めて分散勤務というものを試行してみました。まず、現場の課題としては、分散勤務に対応できるようなハード整備がまず最低限度のものが必要だということからスタートいたしまして、それと、それぞれ今、各仕事の現場でパソコン等はもう必需品でございまして、そういったものを他に持ち運び、あるいは移動するというようなことは非常に厳格な制限の下で利用されておまして、それらを持ち運び、また、そういうものがなければ実際仕事ができないという点もございまして、それらをどうやって克服して分散勤務をするかというようなこと、さらには、自宅勤務は別として、分散勤務の中で、今年はまだ試行したときには、公共施設の利用制限を図っておりましたので、使われていないスペースを活用しましたけれども、もしそういうスペースがない中で分散勤務を行うとしたら場所の確

保をどうするかとか、非常に課題が多く、今回見つけることができましたので、現実に即した方法をさらに研究検討してまいりたいと考えております。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） この点に関しては、もちろん、今後またさらにコロナウイルス感染拡大により出勤できないとなった際に、やはり行政の仕事がストップしてしまうことが町民としてもとても懸念されることですので、ぜひ、今のうちからいろいろな備えをしていただければと思います。

3点目の病院や介護施設におけるオンライン面会の実施に関してですが、まず、ガラス越しでの面会やビデオによる入所者の様子を御家族に提供するなど、それぞれの施設が限られた条件の下、入所者やその御家族の方のために工夫をされていることに敬意を表したいと思います。

今後、御家族や入所者の方から要望が寄せられれば、意向に従った中で対応を取られるという答弁だったかと思えます。

オンライン面会の実現は、平常時の面会を代替するものある同時に、遠方にいる親族とも顔を見て会話ができるツールであるものと考えます。例えば町外にいて、これまで年に1回しか来町できなかった入所者の御家族の方が、頻繁に入所者の方と画面越しにコミュニケーションが取れるというようなツールだと考えております。

これに関しては、入所者の方にとっても精神上、有益なものであると私は考えますが、面会制限が解けた後でも要望に応じて対応していく考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 小林議員の医療、介護施設等におきますオンライン面会についての御質問にお答えさせていただきますが、現在のところは、状況を入所者、あるいは入院者、御家族の皆さん方が理解をしていただいております、今取り得る対応の中で御理解いただいておりますが、今後こういうことが長期化するということになりますと、やはりメンタルの面がございますので、対応していくことが必要かと思えます。

病院現場や介護現場の担当者に聞きますと、またそういうことに対応できるようなツールも今開発されてきているような、あるいは普及を目指しているような実態もあるというふうに聞いておりますので、多種多様でございまして、自分で意思表示ができる方もおりますし、また、なかなかそれが難しい方もいたりということで、画一的な仕組みをもって対応できるものではないなというふうを考えておりますので、ぜひ、そういう様子を見たい、また様子

を伝えたいというようなことにどうやって応えていけばいいかということで、これはさらに改善が必要だという認識は持っておりますので、しっかりとそういった情報収集しながら、どういうことが私どもにできるかと、またどういうことが家族や何かに求められているかということをしっかり把握してまいりたいと考えております。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ぜひ、この点は引き続き入院されている方や入所者の方の声に耳を傾けていただければと思います。

4点目の市街地と農村部の通信速度の格差は正に関してですが、必要なデータ量の増大に伴い、市街地と農村部で格差が生じてしまっている現状を認識され、解消を目指して取り組んでいただけないか、とても頼もしい答弁に、農村部に住む一町民として実現を切に願うばかりでございます。

個人的にも、コロナ禍以前は少し遅いかなと思う程度でしたが、リモート会議などが行われるにつれて、実質的な弊害を感じるようになりました。

そこでまず、同じく農村部に住まれる町長に、もし何か御自身に関しても、ここ最近、通信速度等に関して弊害を感じたことがあったら教えていただきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

市街地と農村部の通信格差が存在することは、もう私も日常の日々の生活の中で、実は体験しております。

特に、冒頭お答えさせていただきましたように、動画等の情報のやり取りをするような場面については、非常に歯がゆい思いをしながら何とかやっているのが実態でございまして、当時、FWAを整備したときには、そういったことは今ほど普及していなくて、ああ、通信格差が一定程度解消できたのかなと思ってた矢先でございましたけれども、これほどの速度で通信量の増大が必要になってくるということを想定しておりませんでした。

これは、なくしていくことをどうすればできるかということをもさらに研究をして、とにかく、どこに住んでいても最善の情報収集、あるいはネット環境が整うことを目指してまいりたいと思えます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長と思いを共感できていた部分はとても嬉しく思っております。

弊害を感じたのと同時に、充実したインターネット環境さえ整備されていれば、農村部の活性化の可能性も大いに感じるに至りました。

さきに教育長に質問したオンライン授業などの教育関連分野、またスマート農業を目指す農業分野、オンライン診療などが進む医療分野、緊急時の災害分野など、そして移住定住を見据えた観光分野。

私ごとではございますが、先日、知人を介し、都内で勤務する方が在宅勤務になったので1か月ぐらい上富良野に行きたい。だが、私が運営する民宿に長期での滞在は可能かという問い合わせがありました。しかし、当施設の平均的なインターネットの速度を伝えると、「高速で安定したネットへのアクセスが必要なので残念ながら諦める」といったような回答をいただきました。

このように、整備がなされていない状況が続けば、多くの機会損失につながると同時に、整備さえされていれば、様々な分野での機会創出につながると考えますが、町長は早期での解消を目指して取り組むお考えがあるか、この点に関して最後にお伺いできればと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 小林議員の通信の環境整備に関します御質問にお答えさせていただきますが、いずれにいたしましても、目指す思いは共有できているのかなと思います。いずれにいたしましても、相当の投資を伴う事業でございまして、現在のFWAを活用しながら、なるべく現在あるものを活用を図る一方で、皆さんが望まれている速度の格差は正につながるように仕組み、加えて、財政に過度な負担にならないような方法と全てがうまく組立てできるような方法がないかということこれから研究してまいりますし、国においても、今いろいろな提案が町のほうにも寄せられておりますので、それらも参考にしながら、なるべく早く方向づけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、続いて、オンライン教育に関して、教育長に伺います。

1点目と2点目に関しては、重複する部分も出てくると思いますので、併せて再質問させていただきます。

オンライン教育に関しては、従来の学習を補完する役割のほかに、高度な技術を生かして効果的な学習を行うという側面や、これからますますデジタル化していくであろう未来を生きる力を学生たちが養うという側面があると考えます。

このたびの東中小学校の取組は、まさに皆が暗中模索しているオンライン教育に対して、国内でも先進的な事例であると私は評価しています。もちろん、特任校であるという特殊な環境であることは加

味したとしても、現実までに至ったプロセスはまさに立ちほかかる困難な課題に対して、今できることは何かを真摯に考え行動に移した先生方の努力と、そこに力を与える親御さんの協力のたまものだと思います。

その試行錯誤の中から得た知見を共有し、同じ町内にある学校でも生かせれば、全国的にも特出した上富良野スタイルの教育を上富良野の未来を担う学生たちが享受できるのではないかと信じています。

そこで、先生方へのヒアリングを通じ、やはり先ほどの教育長の答弁でも言われていた、各家庭での通信環境の違いが大きな課題であると感じました。その中でも、要保護世帯や準要保護世帯など、家庭にインターネット環境を整備するのが特に困難な家庭などに対する支援などは検討されているかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番小林議員の御質問にお答えをしたいと思います。

東中小学校の取組を褒めていただきまして大変ありがとうございます。基本的には、東中でやったことが町内の教員と共有できるというふうを考えておりますし、当然、先ほどから元井議員のほうにもお話ししましたけれども、研修だとかをしっかりと検討する中で、東中の例を有効に活用できるのではないかなとそんなふうにいるところなんです。

それで、質問されたのが、元井議員のほうにもお話ししていましたが、国の制度等がもう既に発表されていまして、要保護世帯、準要保護世帯については、モバイル通信の関係の貸付けだとか、あと通信料に対する補助だとか、そういうものが既に補助メニューとしてありますので、ただ、コロナの関係で学校が休んでいるという中でネット授業がされるという条件がありますので、それらの条件が整ったほうがいいのか整わないほうがいいのか分かりませんが、そういう場面になったときにはそういう対応を速やかに取っていきたいと。そのために準備を進めたいということで、アンケート調査等も進めながら準備をしていきたいなというふうに考えています。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、今のお答えの内容は、要保護世帯や準要保護世帯に対する支援に関しては、コロナ禍とそれ以外では対応は異なるという認識で間違いはないでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番小林議員の御質問にお答えをしたいと思います。

現状のところは、コロナ禍の対応になります。そ

の後の部分は、学校の中でインターネット授業がどういうふうにされるかということがありますので、それはまた次の時点での話になるということで御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） インターネット環境確保のため、家庭にパソコンがない学生に対しては、タブレットの貸出し等は各学校で可能か、伺いたひと思ひます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思ひます。

学校で持っているものを貸出しすることは可能ですし、そのようにしなければならぬかと思ひます。ただ、今、各学校にある台数というのは本当に知れていまして、全然足りるものではないですし、今回、補正で1人1台の予算を組んでいまして、それがどれぐらい納入されるかという、それによつて対応の仕方というのは変わってくるのかなというふうに考へておひます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 続いて、インターネット環境がない学生に対しては、移動通信機器の貸出しや、もしオンライン授業が開催されることになれば、町の公共施設を利用するなどの方策も考へられますが、今のところどのような手段が検討可能とお考へか。すみません、先ほどの元井議員の質問と重複になってしまうかもしれませんがよろしくおひます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番小林議員の御質問にお答えいたひます。

コロナの状況の中で学校がお休みになつていふ中での対応ということで限らせていただきたいと思ひます。したがつて、コロナのときなので、むやみに公共施設に来たら駄目なのですね。そういうことで、個々の対応をしていかなければならぬというふうに考へていまして。

そのためには、ハードがそろつていなければどうしようもないというのが一つですし、もう一つ、通信ネットワークがなければどうしようもないと。ネットワークがないところはUSBメモリーだったり、そういうものを活用した対応だとも考へられますけれども、これら、これから検討していかなければならぬ案件だというふうに思つていまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 続きまして、オンライン教育やデジタル教材は、現在、学校に来たくても来れない学生、例えばひきこもりのような学生などの学習補助にもなり得ると考へますが、そういう学生たちへの支援の一環としてのオンライン教育を推進する考へがあるかどうかお伺ひいたひます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思ひます。

不登校の子どもの対応としての一つの方法としては考へられますけれども、それはこれからもっともっと、基本的には学校に来てもらうというのが基本だというふうに、そこを努力すると。ただ、不登校であれが、当然、学力という部分は落ちてきますので、それを補完する意味で、そういうものがツールとして有効に活用できる可能性というのは当然あるかなとは思ひます。

ただ、これは教育全体に係つてくるので、それらの検討をこれから十分していかなければならぬなというふうに考へていましてるところです。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 私もオンライン教育に関して全てを補えるものではないと思ひますし、当然、対面での授業のよさであつたり、あくまでもそれを補完するもの、補助するものというのは現在の位置づけであることは重々理解していまして。

その上で、東中小学校の先生に対するヒアリングでは、オンライン授業や動画授業の作成に取り組む過程で、伝え方や教え方を客観視することができ、先生自身のスキルアップにもつながつたというお話がとても印象的でした。

一方、最初のうちは一つの動画を作成するのにもとても時間がかかるということで、オンライン授業に取り組むことで先生の長時間労働化も懸念されます。

この点に関して、学校間で情報共有し合うことで先生たちのスキルアップと生産性の向上が同時に図れるのではないかというふうにも考へられますが、そこで、現時点ではどのような体制で学校間の垣根を越えて情報を共有しオンライン教育実施に向けて協議を進めていく考へかをお伺ひいたひます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番小林議員の御質問にお答えをしたいと思ひます。

今年の教育行政執行方針の中でも述べさせていたひているわけなのですけれども、ICT推進協議会というものを設置して、ICT教育を進めていくというふうに考へていまして。コロナの影響等で学校の対応だとか教育委員会の対応が遅れていて、ま

だ第1回目を開催できていませんけれども、そういう組織を持って情報の共有だとかスキルアップを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） では、ICT推進協議会の活動を今後も楽しみにしております。

最後に、3点目の休校せざるを得なくなった際のオンライン教育に関して質問いたします。

学びを止めないためにも、オンライン授業やオンライン学習は緊急事態下にあっても有効な手段になり得ると、これまでの議論でも考えますが、決して平常時とはいえない、今から機械の使い方や授業の行い方などのトレーニングをしていくことが、いざというときの備えになるのではないかと考えますが、今のうちからそういったトレーニングをする予定があるのかどうか、最後にお伺いいただければと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番小林議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ある日突然、コロナの影響というのが出てくるのだと思います。そのXデーが分からない中でどういうふうに進めるかということ、やはり準備をしっかりと進めていくということが重要だなというふうに考えています。

その手始めとして、5月にアンケート調査をしているのですが、さらにインターネット環境とハードの所持に対する部分等、もう少し詳しいアンケート調査をして、しっかりとその状況をまず把握しようということで今考えております。

その状況を把握した中で、次の展開で現実にはハードが足りないのかどうか、また先生方の知識だとか、そういう部分、技術的なものも含めて、しっかりと順を追って進めていけるようにしたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、11番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

次に、5番金子益三君の発言を許します。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります2項目4点について、町長及び教育長にお伺いをいたします。

この間、全世界を巻き込みまして、いまだ終息が見られない新型コロナウイルスは、国内においても罹患者や、減ったとはいえ、ゼロにはなっておらず、都市部においては、いまだクラスターも発生

し、全国では1万7,980名、そして北海道でも1,183名の患者を数えております。この疾病により、お亡くなりになられた方への御冥福をお祈りするとともに、いまだ療養中の方々には1日も早い回復を、そして退院され、お元気になられることを心からお祈り申し上げます。

またこの間、町内の経済におきましても、多大な被害を受け、緊急事態宣言に伴います休業、さらには、今月末日で大変残念ながら廃業をやむなく迎える老舗の貸席など、その影響においては計り知れないものがあります。

しかし一方では、新型コロナウイルスの罹患にも負けず、長期の休業をしていたタクシー会社も、そのコロナ対策をしっかりと図りながら業務の再開が行われ、町内の小中学校においても6月1日から授業が始まり、児童生徒の元気な笑いが町内において登下校時に見られるなど、明るい話題も少しずつではありますが見えてきている現在であります。

いずれにいたしましても、1日も早く新型コロナウイルスのワクチンが開発され、元の生活に戻れる日を心から願っているところでございます。

さて、そのような中で、新型コロナウイルスに関わります今後の様々な影響について、町長及び教育長にお伺いをさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルスの蔓延防止による緊急事態宣言が発令されて以来、上富良野町のみならず、全国的に経済活動が大幅に減少されました。飲食店、宿泊業はもとより、物販に至るまで、その影響は甚大なるものでありましたが、町としては、いち早く飲食店や宿泊業者に持続化の奨励金を給付するなどの対応を図り、さらに5月に入っては、そのほかの業種にも同様の奨励補助を給付するなどの手だてがなされ、加えて、飲食店で利用可能なクーポン、また18歳以下の子どもたちへの食事券などの事業も行われており、今まさに、商工会を通じ、プレミアム商品券には30%の上乗せをし、かつ1世帯10万円までの購入限度の引上げなど、様々な方策が取られていることには大変評価をさせていただきます。

そこで、改めてお伺いいたしますが、この間、いわゆるこれらの奨励金に関しましては、前年度の売上げに対し、この影響において奨励金を出してはりましたが、その前年度の売上げ等に比較的影響を受けてこなかった業態の職種というものがあります。

例えばであります、農業であったり、医療もそうですが、そして農業者を対象に業務を営む工業系の方についても、春というものについてはあまり影響を受けず、秋以降にそれらの影響が出るというふうに言われておりますが、それらの影響が出てきた

場合に、町としてどのような対応策を講じる考えがあるのか、町長にお伺いをいたします。

2点目は、新型コロナウイルスにより学校が、土・日も含めましてですが、45日程度休校になりました。授業の遅れも大きく、その遅れを取り戻すために、北海道教育委員会といたしましても、私の質問した時点ですのちよっと情報がずれてはおりますが、夏休み、冬休みの短縮、また、土曜の登校などという案が様々示されました。学校現場におきましても、それらの対応に非常に苦慮していると現場の話を伺っているところでございます。

また、このことにより、既に中高においても各種のスポーツ大会、また、文化の中文連、高文連などの中止はもとより、様々な学校授業も短縮や中止、または短い期間での詰め込みなどの懸念が考えられています。児童生徒におきましても、心の余裕が持てずに、ストレスを持ちながら学校生活を送ることのないように、今まで以上に心のケアを行える対応が必要と考えますが、それらの措置はどのように行っていくのかを伺い、併せて、私も今しておりますが、これから夏期に向けて気温の上昇に伴い、マスク着用による熱中症の心配が懸念されますが、これらの対応について、現場でどのように行っていくのか、教育長にお伺いをいたします。

2項目めでございます。

現在、町で進めている町立病院の建て替えについて町長にお伺いをいたします。

町で進める町立病院の建て替えについて、現在の立地場所、また規模、運営状態について、現在分かっている範囲で構いませんが、スケジュールなど詳細が分かれば、お伺いをさせていただきます。一部につきましては、所管である厚生文教にデータが示されておりますが、改めてお伺いをさせていただきます。

2025年までに建て替えを完了し、運営していくための基本計画については、その準備を図られているとのことですが、建て替えの候補地について、数か所の候補地があるように思いますが、やはりこの間、町民に愛され利用されてきていた町立病院の背景や、また現在、入院されている患者のことを考えると、病院の建て替えというのはやはり敷地内の隣接した場所がふさわしいのではないかなというふうに考えますが、町長はいかがお考えをされているのか。

併せまして、建て替えの病院につきまして、この間、北海道の医療構想におきましても、入院ベッド数について様々な考え方が示されておりますが、この上富良野の状況を鑑みたときに、やはり入院機能を持つ病院として、また救急も引き続き継続できる

病院としての形態を維持することが大変望ましいと考えておりますが、このことにつきまして、今後も積極的に町立病院を病院としての維持に臨まれる考えがあるのかを町長にお伺いいたします。

それと、2点目につきましては、昨今、医療の在り方についても非常に多様性が求められているところでもあります。施設の入院と、それと在宅、居宅をうまく取り込みながら、医療スタッフの確保や、また業務軽減などをはじめ、医療費の抑制等に国もシフトしている状況にあります。

このような中で、新しく建て替える病院の中に、仮称ではございますが「在宅支援室」のような、そういったポストを配置して、施設での入院と併せた在宅医療への支援をしていくお考えはないのかをお伺いさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの新型コロナウイルス感染症による影響対策に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の今後、新型コロナウイルス感染症により、減収等の影響を受ける業態が拡大した場合の対応に関する御質問であります。現在まで、町独自の緊急経済対策の中では、御質問にありました農業関係等については、直接支援の対象としては想定をしておかなかったところではありますが、個人事業者の持続化給付金など、国の制度利用においては情報提供等の対応を図ってきており、JAにおきましても、組合員に対し情報が提供されております。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなど、追加、あるいは新たな支援等が必要となった場合には、農業に限らず、これまで対象としてきた業種も含め、影響のある全ての業種を対象として、真に必要な支援の在り方について検討が必要になってくるものと考えております。

いずれにいたしましても、経済対策のみならず、安定した住民生活が取り戻せるよう、国や道の動向も見極め、状況に応じて必要な対応を図ってまいります。

2点目につきましては、後ほど教育長よりお答えさせていただきます。

次に、2項目めの町立病院建て替えについての御意見にお答えいたします。

まず、町立病院の建て替えスケジュールにつきましては、令和7年度の竣工に向けまして、本年度は基本構想及び基本計画、令和3年度に基本設計、令和4年度に実施設計並びに建設着工、令和5・6年度において建設の予定を持って計画的に進めてまい

りたいと考えております。

御質問の病床規模、病床機能及び立地場所等につきましては、本年度、既に着手しております「町立病院 基本構想、基本計画」の中で検討している過程にあり、おおむね7月末を目途にまとめる予定の基本構想においてお示ししてまいりたいと考えております。

既に御説明してきております「町立病院整備に伴う基本的な考え方」で述べさせていただいておりますように「現在の診療科目（内科・外科）と救急科は継続し、一次医療病院としての役割をしっかりと担えるよう機能的な病院とし、一般病床30床程度、併設する介護保険施設40床程度とする」ことを基本として検討してまいりたいと考えております。

また、立地場所につきましては、現病院を運営した中で建設しなければならないことから、ある程度、建設用地については限られてくるものと考えておりますが、施設規模、利用者等の利便性、将来の福祉施設との連携も視野に入れた中で、事業費等を総合的に検討した上で、現病院施設敷地及び隣接する公共用地も含め、決定してまいりたいと考えているところであります。

また、新病院において「在宅支援室」を設置してはとの御質問であります。超高齢化社会において求められる機能であることは理解するところであります。町立病院単独事業としては、医療資源の確保をはじめ、課題も大きく、新病院の構想に加えることは困難と考えており、地域医療全体での課題として捉えていくべきものと理解しておりますことを、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 5番金子議員の新型コロナウイルスによる今後の影響対策における2点目、児童生徒に対する心のケアや夏季授業における感染予防対策についての御質問にお答えいたします。

児童生徒の心のケアにつきましては、子どもたちが長期休校を余儀なくされたことにより、様々な不安を抱えていると考えられることから、北海道教育委員会より通知された「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などの再開に当たっての留意事項について」などを踏まえ、私どものスクールカウンセラーを中心に、学校や関係機関と連携するなど、教育相談体制の充実を図っているところであります。

子どもを取り巻く環境が大きく変化していることや、進級や進学など児童生徒が不安なども感じやすいことを踏まえ、学校現場においては、これまで以上にきめ細かく児童生徒を見守り、小さなサインを

見逃すことなく、早期発見・早期対応に万全を期してまいります。

次に、夏場の体調管理についてであります。文部科学省より「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」が示されておりますので、これを基本に対応を進めているところであります。

ガイドラインでは、児童生徒の学習を補うため、夏季休業期間中に登校日を設ける自治体においては、その際の児童生徒などの健康確保に向けた取組に留意し、気候などの状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すよう対応することなどが示されておりますので、その時々状況に応じて創意工夫を凝らしながら適切に対応してまいります。

また、引き続き、子どもたちが新型コロナウイルス感染症について正しく理解するよう指導するとともに、学校管理においては、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 朝からずっとコロナの質問で、私で最後ですのでよろしくお願ひします。

町長の御答弁の中にありました、今まで行ってきた町の対応に加えて、これから起こるべきところであろうというものに対するある程度の備えというものについて、一定程度私も理解できたところでございます。

それで、本当に私は、農業についてはそんなに深く町長ほど知り得ていないので、間違ったこともあるのかもしれませんが、やはり特に奨励作物であったりするようなものというのは、比較的収益性が高かったものが、このコロナ禍の影響で、例えばメロンのようなものであれば、行き先の不安というものを個々の農家の方も持っていらっしやる中で、今までであれば、継続的にお中元であったり、デパート、百貨店、そしてホテル等々に流れていったものが、なかなかその先が読めないということで、しかしながら、春には作付をしていかなければいけない。

そのような中で、我々商業者に対して、町の取っていただいたものであったり、経産省が取っていただいたものは、本当にいいねという話を聞いております。

これから基幹産業である農業も、Uターンしてき

た若い人たちが根づいて耕作地を放棄しないためにも、しっかりと町としての独自のケアというものも必要というふうに考えますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

実は、農業分野等におきましても、北海道は、冬に栽培できないという状況でございますので、なかなか体感として感じることはできませんけれども、実は本州におきましては、まずお花を栽培している人だとか、学校給食向けに野菜を小規模ながら継続して提供しているとか、そういうような業種はもう既に大きな影響を受けております。さらに言えば、高級和牛を出荷するような畜産農家も、ホテルだとかレストランだとかがもうほとんど営業しておりませんので、非常に大きなダメージを受けております。そういったことに対しまして、経産省、あるいは農水省を通じて持続化給付のようなものが既に大いにPRもされておりますし、活用が進んでいるかと思っております。

今度は、北海道のような農業形態のところに徐々に影響が及んでくると思っております。農協等も、今、持続化給付金等は申請できるような状況ができておりますが、なかなかまだ情報が行き渡っていないところもありますし、むしろ、これから想定される、特に米については、外出自粛等が言われた当初は、子どもたちが家にいる時間が長くなったものですから、それっというところで、米をどんどん食べていただきまして、農協あたりに聞きますと、精米が追いつかないというぐらいが一月あったかないか。また元の木阿弥に戻ってしまったというふうに聞いています。

これから、そういうことが想定されますので、そういうことに対して、国としてしっかりと保障、所得を支えられるような仕組みと併せて、町独自でも、事業の継続に資するような対応策とか、生活を安定させるための仕組みとかというものは想定しておかなければならないと考えておりますので、いろいろこれから研究をしながら、遅きに失しないように対応してまいりたいと考えております。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 農家の方についても持続化給付金のようなものが用意されていて、それが隅々までいくというところで、やはり一段落できる、また、安心した耕作ができるということは、やっぱり何よりだと思います。

それに付随する町内の工業系の人についても、ヒアリングを行った結果、当然、春というのはあの業

種はそんなに忙しくないらしいのですよね。ただ、夏から秋に向けて農業者が忙しくなる、そして農業者のところにお金が入ってくるとともに併せて、やはり農機具をちょっと直したりですとか、新しくしたりとかというところがあるのが、やはり懸念されるのは、コロナ禍によって農作物の出荷が滞るなり、また予定していたお金が入らないことによって、やはり我慢しようであったりとか、そういうところも併せた経済の負のスパイラルになるのではないかなというふうになっております。

6月14日ですか、第2次の国の補正予算が32兆円規模でなりまして、またいろいろな中での地域創生に関することでの支援というのがありましたけれども、1次のときのような直接的な事業者、工業者に対する持続化がなかなか見えてこない中で、やはり町としても、それらの今回の第1次で取りこぼした業種ということも出てくると思いますが、それらのケアということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさしく、そういう懸念はこれから生じてくるものと理解をしております。とりわけ、農産物を利用してなりわいを立てている業種の方々、小売であったり、あるいは仲介業であったりというところは、これからもろに、そういう影響を受ける懸念がございますので、そういったところの状況をまずしっかりと私ども捉えていくことが必要でございますので、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、国、北海道で全体として支えていただけるような分野、あるいは上富良野特有のそういう業種形態もありますので、そういった方々に対する支え、これはしっかりと中身を分析して、町が独自に取り組めるものが想定される場合には、それに対応できるような仕組みをどうつくるかということを検討してまいりたいと考えております。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） この間の町の取組についても、コロナの対策をコロナの蔓延するのを防止すると同時に経済を止めない、本当に疲弊した経済を何とかてこ入れしていこうという町長の考えが非常に表れた政策が出ているのですね。

今回の御答弁いただいた中においても、経済対策のみならず、町民の安定した生活が取り戻せるようにということでありました。

もう一つ、通告外であれば御答弁は要らないのですけれども、いわゆる第2次の補正予算の中において組み込まれた、いわゆる今でいう経済対策プラス

医療従事者に対するケアというのもカリキュラムの中では1次から入っている中で、2次ではっきりと数字が出されておりますが、併せて、この後の病院のこともあるので聞きたかったのですが、医療従事者の中に薬剤師の危険手当ということではないですが、そういったものというのは町の病院でもしっかりとケアができる、コロナの今後の第2次の対策で盛り込まれていくものなののでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問でございますが、医療分野については、今回の2次補正の中では、とりわけ、国といたしましては手厚くフォローしようというような思いが込められているようでございます。

今、御質問にありましたような個々の役割についてどのようなサポートがなされるのかということ、ちょっと私、情報としては持ち得ておりませんが、いずれにいたしましても、介護現場等については、もう既に介護保険の支給の増額等がもう織り込まれておまして、近々御提案もさせていただくようなことになろうかと思っております。そういうようなことが今回盛り込まれておりますので、そちらのほうにも目が向いていくものと思っております。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ありがとうございます。

上富良野はどうか分かりませんが、コロナの影響で受診が減って、病院の経営が非常に厳しくなっているというニュース等も流れているので、何とかそういったケアも併せて、経済とは別な部分でもしていただければと思います。

2点目の学校のほうの質問について再質問させていただきます。

大変丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。一生懸命現場でも取り組んでいるのだなというのが伝わってまいりました。

もちろん、タブレット等々を駆使してネットでの授業を進めていくというのも私は否定しませんし、大変素晴らしいことだなと思う一方で、やはり学校というのは、特に義務教育というのは、教育長が一番御存じだと思いますけれども、勉強だけするところではなく、やはり友達と触れ合って、痛みを知って、笑って、様々な達成感を持つようなカリキュラムをやっていくことというのが一番大事だというふうに私も考えております。

そんな中で、ちょっと懸念されるのが、用意ドンで始まって、すぐ学校が休みに長期間なってしまったというところで、学校に行かないくせがついているという懸念が、親御さんが持たれているというところもちょっと伺ったりしております。

国においても、子どものSOSホットラインのようなものも用意はしておりますけれども、やはりそこに電話して解決できることばかりではないと思うのですけれども、現場での対応はやっぱり人的なものであったり、そういうところを若干手厚くすることが安心した登校につながるのではないかなというふうに考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 5番金子議員の御質問にお答えをしたいと思います。

子どもだけではなく、大人も長期間休んだら仕事行きたくないなというふうになるのが普通だと思います。子どもですから、余計そういうふうになるなというふうに思っています。

さて、それで学校の現場においてそのような状況が頻発しているかといいますと、何とか学校に来ている子が大半であるというふうに聞いていますし、今までも不登校だった子の数、そして学校が再開しての不登校の数、これについては増えておりませんというのが一つ安心しているのですけれども、ただ、子どもたちはやっぱりストレスで非常に体力的な部分も含めて、授業を6時間あると、最初のほうは午前中は何とかなっているけれども、午後からは疲れが伝わってくるなど。そして睡魔と闘っている子どももいるというようなことが、家庭向けの学年だよりに書いてあったりしています。それが大人も子どももそういう長期間の中では出てくる現象だなというふうに思っています。

それをどういうふうにしていくかと。最近、学校が始まって3週間たちました。その中でかなり落ち着いてきているという状況もあります。かといって安心はできませんけれども、しっかりと担任、また養護の先生と連携した取組の中で、教室でしっかりと変化を、今マスクしていますから、変化をしっかりと押さえるのも非常に難しい部分もあるというようなことも聞いていますけれども、みんな教育のプロですから、頑張ってくれということをおのほうから伝えていまして、先日、参観日がありました。上小の参観日でしたけれども、全ての学級を見てもみましたが、みんな子どもたちは元気に先生方のほうをしっかりと見て勉強しているので、ちょっと安心して帰ってきたという部分も含めて、結局は、しっかりと変化を見逃さないようなことで先生方も取り組んでいますので、それもしっかり教育委員会としても応援していきたいし、しっかりとフォローアップしていきたいなというふうに思っていますので、御理解をいただければと思います。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 不登校の問題について、そ

の後増えていないというところでは一安心するところでございます。

質問の中でもさせていただいたのですが、高校生は別として、中体連や中文連などの中止というところも、多感な時期の子どもたちにとっては、一つの積み重ねてきた目標を失ってしまうということで、ちょっと挫折感というか、目標を見失ってしまうようなところもございました。この間、高野連において選抜の学校を甲子園に呼んで試合を1試合ずつさせるとかという計らいもありましたが、受験に関わるカリキュラムの25日間以上も学校の授業がなくなったというのも本当に大きいところではございますが、一方で、スポーツであったり文化の発表の場というのもやはり子どもの時期の大事な大事なことだと思います。

これらの部分というのは、やはり教育委員会独自で上富良野町内でできるものもあれば、上川管内の中で校長会及び北海道の教育委員会の上川の中で話し合いをした中で、何か発表の場のようなものがあることによって、またそれが子どもの心の励みになり、一生懸命また勉強も頑張ろうということにつながっていくのではないかなというふうに考えますが、こういった対応というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 5番金子議員の御質問にお答えをしたいと思います。

本当に、金子議員からお話しいただいたとおり、子どもたちのモチベーション、そして3年生であれば最後の中体連だったり、文化だったり吹奏楽、それぞれクラブ活動の最後の年に当たるということで、非常にショックも大きかったらうし、やる気、けじめがつかないというような状況であることは、もう間違いのない話です。

そういう動きが、学校の中体連だとか中文連だとか、そういうところでも、それらの思いを何とかしてあげたいというような動きがあります。競技によるのですけれども、やっぱり感染症を極力避けながらということで、今、私の持っている情報の中では、卓球の関係が富良野地区の卓球大会を上富でやろうというということで、今計画が近々されているところです。ほかの競技も、コロナ対策をしっかりと取りながらという部分がクリアできれば、そういう方向でこれから動いていくというふうに思っておりますので、とにかく、皆さんと一緒に上川管内、全道でコロナ対策をしっかりと感染を最小限にしていこうとことを我々もしていかなければならないのかなと、ちょっと余分な話ですけれども、そうしないと学校は守られないということで、お願いをしたいな

と思います。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） いろいろな取組に対して敬意を表するところでございます。

熱中症の件について、ちょっとお伺いしますが、コロナの初期症状と熱中症の症状というのが、用意ドンが似ているということで、コロナも大変危険ですが、一方で熱中症も大変危険だというふうに医療関係者から言われております。

それで、同僚議員の質問の中にも熱中症対策についてどうするのだみたいなことがありました。御答弁の中で、エアコンはちょっと難しいよと。それも私も理解できています。

それで、現場からの声もありまして、私も児童生徒の父兄からも言われているのですけれども、できれば、今までは、必要以上に換気をするとかというのはそんなになかったのだけれども、これからは義務的に換気は必要で、常時、窓はやっぱり開けましょう。もちろん熱中症もそうですけれども。

それで、学校に網戸がないのですよね。上中においてはガムテープでちょっと簡易的につけてやって努力をされているというふうに思いますが、ぜひこれを機会に、ロール式がいいのか、横からしゅっとやつのがいいのか、完全にサッシを作ったものまでではないにしても、やはり各教室には網戸を設置した中で今後の換気対策について対応できるようなもの、学校に対する工作物がいろいろな補助の関係で難しいというのも、もしかしたらあるのかもしれませんが、せめて網戸を各教室に配置して、換気と暑さ対策ということを取るようなことはできないのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 5番金子議員の御質問にお答えをしたいと思います。

基本的に、網戸の話は、検討の中には当然入っているところです。ただ、網戸による換気というのは、網戸がない換気より劣るのですね。暑さ対策についても、網戸のないほうが風がしっかり入ってくると。逆に塞ぐのですね、網戸があると。目が小さければ小さいほど塞ぐということもあります。本当にそういう部分では、つけるつけないを簡単には言えない部分があります。

ただ、防衛の補助をもらっている建物だということも一つありますけれども、それより何より自分たちの命を守ることのほうが大切だということも感じてはいるのですけれども、そういう意味でどれが一番効果があるかというのは、ちょっと検討をもっとしていかなければならない。

上富良野小学校であれば、ちょっと具体的な話に

なりますけれども、放課後クラブで使っている教室、1階の多目的教室はエアコンが入っています。子どもたちの授業が終わってから使っていましたけれども、そこを午前中だけ開放しようと。午前中で授業が終わると、次の低学年の子どもたちが入ってきますから、取りあえず4時間だけはそこを開放しようと。学校のほうで使ってもらおうということでエアコンの入ったところがあると。あと、3階のコンピュータールームにエアコンが入っていますから、そこも何とか使ったらいいのではないかと。

いろいろ考えていないわけではないです。考えて、子どもたちが熱中症にならなように、少しでも暑さの中でしっかりと学習に集中できるようにしていきたいなということで考えておりますので、網戸に限定した話ではなく、対応させていただければなというふうに思っているところです。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 現場の中から網戸というのあれば非常に虫等も入ってこないで授業に集中できるなというお声もありましたので、一応お伝えしておきます。

続きまして、病院の建て替えについてお伺いをさせていただきます。

まず、町長のお答えの中で、しっかりと今の機能を維持していきたいという強いお考えがあることに對して、一住民として大変安堵感を持つところでございますし、また、この間、私も多くの住民の皆さんにヒアリングをしたところ、やはり入院病床は必要だ。そして介護病床というの、これはやはり町立病院で最後まで、最後という言い方は失礼ですが、しっかりと診ていただきたいという声が非常に多いものですから、何としてでも、まず病院の機能を持っていたきたい。

そして駐屯地を抱え、また観光地でもある以上、近年ほど救急業務も増えておりますし、隣の協会病院のゲートキーパーとしても非常に大きな役割を持っている。当然、医療従事者には負担は大きいですが、24時間365日の町民の生命と健康を守っていく上でも、救急業務というのもしっかりと守っていただけないかということに非常に強い安心感を抱いているところがございます。

建て替えについてでございますが、この間、いろいろな病院関係の人のお話を伺ったところでも、やはりできる限り患者は長距離を移動させるというリスクが少なければ少ないほど助かるし、併せて、今ある病院のところからできる限り近いところで建て替えられると、様々なメリットというものが生じてくるのではないかという声も聞いております。

プロポーザルの中で、町長が建て替え用地という

ものをいろいろ提案があるというふうに伺っていますが、これはあくまでも私見かもしれませんが、同一の敷地内に上がってくることというのが最も現実的になるのではないかなというふうに考えるのですが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 金子議員の病院の改築に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員から御発言ございましたように、私も基本的には、建て替え予定の場所の考え方でございますが、やはり現在の敷地の中で収めたいというのが一番望むところでございます。物理的に可能かどうかということは、これから検討してまいります、多層化を図るなり、そういった工夫をしながら、何とか収めればいいという期待も持っております。

若いドクターの方々、実際に出張医としてこられる医大の先生方と情報交換しますと、現実のお話としては、出張でこられる先生方も一定程度の希望感のある病院でないとなかなか足が重いというようなこぼしも教授の先生方からも伺っておりまして、それと加えて、ゲートキーパーとしての役割も、やっぱり一次医療施設としての機能は満たしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ごめんなさい、私の説明がちょっと悪かったので、もちろん同一敷地というのは、例えば大町2丁目にあるのが宮町の3丁目に建てようかとかということではなくて、やはりあの一角の中でできるというのが一番現実的だなというふうに考えております。

医療従事者の方のお話をいろいろ伺っていきますと、やはり今、町長がおっしゃる話とまさに共通するなというところで、ある程度の医療の提供ができるものがやはりこの上富良野町には必要だというふうになっております。

それで、あまりだらだと質問しても駄目なので終わらせたいと思いますけれども、在宅支援室というのをいきなりつくるのはやはり難しいと思うのですね。これは、町民の声の中で、大都市の中の病院に行くと、病院として経営する訪問看護を持ってたりとか、また、退院した後の不安をしっかりとケアするための在宅支援室というものが一定病院の施設の中にあることによって、入院から退院、通院というところのケアをみとれますよというところのお話であります。

もちろん、これらの技術には当然ドクターであったり医療従事者に関わるところの関与が大きくなりますので、そこいらのことで、今の現在のドクターの付加を大きくすることはちょっと難しいとは思

ますけれども、もしもそういう声が大きくなってきて、マンパワーが充足されるようなときというのは、行く行くはそういったものというの、例えばその中にあるもいいのかなと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 金子議員の病院改築に関します新たな考え方と申しましょうか、在宅を支える資源につきましては、議員から今お話がありましたように、まず前提に考えなければならないのは、そういったマンパワーがまず確保できなければ機能しません。しかし一方では、これだけ超高齢化社会を迎える中で、その必要性というものを求められるのも事実でございます。

私の現在の思いの中では、新たな町立病院の中にそういった在宅支援を補い、支えるものを設置するのは非常にハードルがあるというふうに考えておりますが、また一方では、地域として外せないものだなという位置づけもしておりますので、これはやはり地域として、地域の医療資源全てを総動員して、お互いに輪番制にするとか、あるいは共同でそういった部門を持つとかということとは想定されていくでしょうけれども、今、上富良野町立病院の中に専門のそういうサービス部門を持つということは大変ハードルが高いということで御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） まさに町長おっしゃるとおりの分は大きいと思います。

今後の建て替えの中のスケジュールの中において、ぜひ、当然進めていると思いますが、病院の先生のお話、それから大事なのはスタッフの、いわゆるコメディカルと言われる部分の方たちの意見というの、これからのずっと町立病院を運営していく上においては非常に大事だということでドクターからも伺っておりますし、併せて、医療、介護、福祉というのは、これも包括で一括になっているものでありますので、ぜひそこらの連携をしっかり和図りながらよりよい病院の建て替えを進めていただきたいと思います、その点最後にお伺いをいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

今さら申し上げるまでもなく、やはり町民の安心感を提供できる最たるものが医療の充実でございますので、それに向けての準備に着手したところでございますので、こういったことを起爆剤に上富良野というものに思いを寄せていただける方がどんどん

増えることを期待してもおりますし、さらに、これから超高齢化社会の中で、私として、究極は生涯現役でいていただきたいということで医療の充実というのは欠かせないものでございますので、併せて、健康づくりとセットで町民の健康づくりに努力してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開は14時55分といたします。

午前 2時41分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番中瀬実君の発言を許します。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 今日、最後の質問者です。皆さんお疲れのこととは思いますが、もうしばらくの間お付き合いをしていただきたいと思います。

私は、さきに通告してあります1項目5点について、町長にお伺いをいたします。

第8次農業振興計画実践プランの進め方について。

国は、新たな食料・農業・農村基本計画の原案を示しました。人口減少や国内市場の縮小が見込まれる中、可能な限り農業生産基盤を維持していく方針を明記しました。

2030年度カロリーベース食料自給率45%、生産額ベース75%に設定。産業政策と地域政策を車の両輪とし、国内生産を促し、農地と労働力を最大限に活用し、国内生産物維持拡大、食料安全保障の確立に資する実行性のある施策を展開する目標を示しました。

上富良野町においては、第8次農業振興計画が策定されました。国の農業政策は食料・農業・農村基本計画であり、それを具体的に実施するのが実践プランであると思われま。

上富良野町の耕地面積は6,000ヘクタール、そのうちの1,670ヘクタールは条件不利地であり、中山間地域直接支払事業の支援を受けながら営農しているのが実態であります。

今さら言うまでもなく、我が町の基幹産業は農業であり、農業を持続的に継続できる施策が今まさに求められています。

そこで、振興計画の実践プランについて5点、向山町長にお伺いをいたします。

一つ、健全な土づくりの中の堆肥コントラクター事業について。

今日に至るまで検討されているようであり、令和5年度に実施の予定であるが、実行可能な事業なのか、現時点の検討の中身について伺いをいたします。

二つ目、担い手を支える体制づくり、スマート農業の導入と推進について。

省力化、労働力不足、効率化のため、今後の最重要課題と捉えているが、町として人材育成や組織づくり、機材導入の支援についてどのような施策を考えられているのか伺います。

3番目、担い手の確保と体制強化について。

多様な人材が就農できる支援体制整備については、既に一部実施となっている。新規の就農者に対する受入れ体制整備は、移住者も対象としているのかを伺います。

4番目、前回の実践プランの計画期間は平成28年から平成30年、今回の実践プランは令和2年から令和5年であります。令和元年是空白期間なのでしょうかお伺いをいたします。

5番目、全ての実践プランについてスピード感を持って実施すべきと考えるが、どこまでが研究でどこから検討なのか、目安について明確にお伺いをいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の第8次農業振興計画実践プランに関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

農業の近代化、国際化が進む中で、本町においても時代に対応する農業の体質強化が強く求められており、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や条件にかかわらず、生産基盤の強化を図り、安定した農業経営の確立が重要と認識しております。

このような状況を踏まえ、まず1点目の堆肥コントラクター事業についてであります。現在の畜産農家における家畜排せつ物の処理状況については、個々人において、適正な管理の中で処理され、耕種農家と連携を図り、環境保全と土づくりに寄与しているところであります。

今後、経営規模拡大による飼料生産、堆肥調整等において労働力不足という状況も想定され、堆肥コントラクターの整備時期については、畜産農家の意向を尊重しながら、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の担い手を支える体制づくり等についてであります。人材育成につきましては、「新たな農業担い手育成支援事業」により、富良野緑峰高等学校特別専攻科、道立農業大学校に係る授業料等の助成、就農研修や就農者に対する住居等の支援、研修受入れ者への助成について、引き続き取り組んでまいります。

一方、急速に技術が進んでおりますスマート農業の推進に関しましては、積極的に関心を持つとともに、生産者団体や研究グループなどと連携し、推進体制の充実を図ってまいります。

次に、3点目の担い手の確保と体制強化についてであります。新規就農者に対する受入れ体制につきましては、町民の方はもとより、農業に関して意欲を持った方で、本町において農業を営むことを希望する方であれば、対象者を限定するものではなく、より多くの方が希望されることを期待するところであります。

次に、4点目の農業・農村振興実践プランの計画期間についてであります。農業振興審議会におきまして、平成31年度は、第7次農業振興計画及び平成30年度までの実践プランの検証と第8次農業振興計画に伴う実践プラン策定を行う1年と位置づけしたところであり、第8次農業振興計画を補完する実践プランにつきましては、令和2年度から令和5年度までの計画期間で策定を行ったところでありました。

次に、5点目の実践プランの「研究」と「検討」の目安についてであります。農業振興審議会にて、これまでの取組について検証・検討を行い、新たな実践プランの策定を行ったところであり、計画に示した各項目の実現に向けて、基礎資料の収集や先進事例の調査などといった段階を一般的に「研究」と表現し、それらを踏まえ、実践に向けた過程へ移行する段階を「検討」と表現しているものであり、スケジュール感を示す表現方法として用いているもので、明確な線引きに基づいた表記としているものでないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） ただいま答弁をいただきましたけれども、どうもこの内容では理解を賜れないので再質問させていただきます。

まず、1番目のことについてであります。堆肥コントラクターの関係についてでありますけれども、このことについては、町長も農業者でありますし、私も農業者であります。堆肥の重要性は、ほかの人よりも農業者が一番分かっております。地力を維持するために、堆肥を入れたり緑肥を投入した

り、いろいろな方法で農業者は地力を維持するためにお金をかけております。

ところが、最近では、残念ながら、労力不足と高齢化、そういったことも絡んできまして、堆肥を入れれば地力の増進になり、地力の維持になる、これは分かっているのだけれども、それが現実にはできないというのが現状であります。それは町長も御存じだと思いますけれども、それを実践するために堆肥コントラクター、この事業を私は本当は期待しております。

この堆肥コントラクター事業をやっていただくことによって、先ほども言いましたけれども、労力がなく、機械がない、だけれども堆肥を入れたい、そういう人が町内にはかなりの数の方がおられると思います。そういった人たちのニーズを把握して、これだけの事業をやるときに、いわゆる事業を引き継いでくれる、委託をしてくれるといった業者が、これだけの間検討しておりますので、どこまでそういった事業者がいることを今現在でつかんでいるのか、それとも、これをやるために農業者に声をかけているのか、そういったところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の堆肥コントラクターについての御質問にお答えさせていただきます。

堆肥の必要性、あるいは地力増進等に関わる認識については、御発言のとおりと私も理解をしているところでございます。

そもそも、この堆肥コントラクター事業について着想いたしました原点は、畜産経営をされている方々が自らの畜産経営の中で家畜排せつ物が多量に出てまいります。それらに関して、当時、農業会の動きの中で、それらを大規模メガファームが存在するような十勝地方などでは、バイオマス発電のほうにシフトした経過がございますが、私どものところはそれだけの規模感もございませんので、畜産農家の方々といろいろ情報交換をさせていただきながら堆肥コントラクター事業を通じて、そういった家畜排せつ物の処理を安定的に行おうというところに着想したところでございます。

その後、何年も経過しておりますが、第7次の農業振興計画の中でもそういったことを掲げておりますが、私どもが想定しているような速度をもって多頭化がなされたり、規模拡大がなされたりというような動きがない中で、既に耕種農家と結びついておりまして、今のところは処理ができていくということを受けまして、検討を重ねているところでございます。

しかしながら、依然として今後求められてくる事業ということには変わりはありません。ですから、今、畜産農家の方々も若い世代にバトンタッチがされておりますので、これからそういったニーズが具体的に出てくることが想定されますことと、そうなりますと、その作業を請け負う、あるいは作業をされる受皿が必要となります。それは、農業者自らするという事は非常に労力確保の面からも課題が多いなということで、そういった受皿をぜひ作って、あるいは農業者自らが組織をして運営していくというようなこと、それはいろいろ想像できますけれども、そういうようなことを目指して、これから、そういったことが実行可能であると思えますし、求められてくる事業だというふうに押さえているところでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 今の町長からの答弁では、当面の間は堆肥コントラクター事業そのものは、実行しなくても、いわゆる畜産農家が堆肥を耕種農家とうまく連携を取って処理をしているので、今のところは特に問題はないということなのでしょうけれども、現実の問題として、令和5年には実施ということになっています。まだ先3年はありますけれども。

実施するということになれば、この基本的な堆肥の施設については、いわゆる堆肥製造施設を設置することが目標というか、取組の内容になっています。これらというのは当然、ある程度の見込みはなければ、もう既にそういったところをある程度想定しながら取り組んでいかなければ、すぐ2年や3年たってしまいます。

それらのことについて具体的に、もしこういうことをやるときに、取り組んでくれる農業者がいるのか、例えば業者がいるのか、そういったことを今までの検討の間に具体的な話があったのかないのか、それをまず確認します。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまでの過程の中のお話を申し上げますと、具体的に排せつ物の処理に困難を来しているというような畜産農家の実態が一方で固まってきませんと、事業者を探したり、あるいは受皿を構築したりするということの背景が実態にないと、御相談申し上げるにも非常に説得力を欠きますので、まだ畜産農家の方々からそういう強いニーズが生まれてきておりませんので、議員から御質問がありましたような具体的な立てつけについては検討に至っていないというのが実態でございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 農業者が、先ほども申し上げましたけれども、だんだん高齢化したりとか、機械がないから地力維持するための堆肥が使えないと。確かに、畜産農家と耕種農家がうまく結びついて、ある程度の堆肥を処理しているから今は必要ないとは言われましたけれども、そうではなくて、この事業を行うとしたとき、農業者の方々が利用したいとか、利用してみたいとか、そういった調査はしていないですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問お答えさせていただきますけれども、そういう思いが農業者の中に、あるいは畜産農家に潜在しているかということについての意向はこれまでも伺っておりまして、そういう意向をお持ちだということは確認しております。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） いずれにいたしましても、堆肥というのは、畜産農家がいる限り必ず出てくるものでありますし、それをうまく利用して、そして農家の方々が地力維持のためにこれを使用して、良い作物を作って、そして皆さんに安心・安全な作物を作ることに心がけていただければ、非常にいいことだと思っておりますので、でき得る限りある程度の農家の方には対応できるような、必要に応じてやるということは当然でしょうけれども、これだけの施設を造るといったら、当然事業を起さなければできないことごとですよね。ある程度の金額が必要になってくる。だとすれば、先ほども言っておりますとおり、令和5年に実施したいというふうな計画を立てておりますので、それまでの間に実施不可能と、これが不要ないのであれば、この計画の中から省いてもいいと思います。必要がないのであれば。

だけれども、ある程度これに組み込んでいる以上は、必要だろうということを前提の下にこの計画を立てているのだと思いますので、そこら辺のところ、1年、2年はすぐたってしまう。ですから、それらのことについては、きちっと把握をして、そして利用する人がいるかないか。そして畜産農家の方がきちっとそれらに対応できるかということも確認しながら事業を進めていただきたいと思えます。

それから2番目ですが、担い手を支える体制づくりの関係でございます。

先ほどから言っておりますとおり、農家戸数が減って、就業者も平均年齢が上がってきております。作業も大変ですし、面積を維持するのも大変です。昔は、農業は3Kと言われました。でも、今は

若い人が頑張れば、極端な話、経験がなくてもある程度農作業ができ得るような状況になってきているのが現実だと思います。

そんな中で、基本的に機械、いわゆる作業を補助してくれるといった機械については、非常に精度が上がってきております。それらをうまく利用することによって、労働力の不足に対応するということがありますし、いわゆるトラクターは自動的に真っ直ぐ走る装置というのは、当然、中富良野町の機械整備センターのとことにアンテナが上がっていて、それらを利用してスマホを使えば、それは利用可能な状態になっております。

ですが、利用は可能なのですが高いのです。非常に高いのです。普通の状態ではなかなか個人的に購入するのは難しいような状況というか、そういう機械なものですから、入れたい気持ち、買いたい気持ちはあるけれども、なかなか買えないと。

そういったことに対して、今後こういう農家の戸数が減少していく中でありますので、町としての対応策、こういう機器を入れるときの町としての助成策といったものは考えられないのかお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問お答えさせていただきますが、今、議員からお尋ねのありました経営をサポートする仕組みとして、例えばスマート農業、とりわけ自動操舵等を用いました機器の導入等についても、一つの作業の補助の仕組みとしては有効だというふうに理解しておりますが、これはそのみならず、農業者の方々が自ら農業経営の維持、発展、安定のために補完する仕組みとして求められる者が出てくれば、それは町といたしましても様々な補助制度等、あるいは町が独自に行うことも含めまして、今後、常に検討してまいる課題だと思っておりますし、そのためにも、生産者団体や農業者グループと常にそういった情報共有を図っているところでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 上富良野町においても、先進地というか、こういったものを取り入れている地域もあります。その方々のお話を聞きますと、非常にいいと。これはいいよな、ほかの地域でも入れたらいいのではないのとよく言われますけれども、でも、先ほど言ったように高い。だから、そういったものが今後において必要になってくるときに、上富良野町において、こういう機械、ドローンとか自動操舵全てそうなのですが、入れるのにどれだけの人が必要としているか。これは農協も一応は希望の取りまとめもやっております。でも、それは今の段階

では、まだ上富良野町はあまりそれに乗っている人は少ないのが現状です。なぜ少ないか。いわゆる入れるとなっても、今の段階では助成が少ないし、自己負担が多くなる。だから、ちょっと見合わすというような人が結構おられます。

私らの時代は、町長もそうでしょうけれども、畝切りだって、別に経験すれば真っすぐ行くのですよ。だけれども、今の子どもたちは、真っすぐ行かないでくやくにゃ曲がるから格好悪くて、作業もしづらくなるから、真っすぐ行ったほうが仕事もしやすいし、見た目もいいから、そういうものを使ってやるのですけれども、昔の我々の時代は経験値がある程度働いているから、この畑だったらこれぐらいの角度でいけば、これぐらい真っすぐ行くとか、見通しをつけれるような経験があったからできたので、今はそういうのがなくてもできるような状態でやることによって、農業者が、いわゆる多様な人が農業に参入できる状況になってきているのです。

私がこんな偉そうなことを言うこともありませんけれども、そういう状況の中で、やっぱりJAと役場、町がある程度、ほかの町でもやっているところありますけれども、先んじてそういうことをやるためにニーズをきちっと押さえる。そして、それをするために、私も何年前にある程度一般質問させていただいたときに、推進協議会というのはやっぱり必要なのですよ。そういうものを立ち上げて、そして、こういうふうには機械を順次に入れていこうとか、こういうものを希望しているとか、そういうものを作っていく必要があると思っていますので、これらについて再度、こういった協議会的なものを町として立ち上げる気はないのかお伺いをします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問お答えさせていただきます。

推進体制を行政が持つということは、これは否定するものでもありませんし、むしろ私どもの役割かなというふうに思うものでございます。

ただ、そういったものをどのように活用していくか、あるいはどのようにそれらによって経営を安定させたり、所得を向上させたりするというような道筋立ては、生産者自らが研究検討を行いながら、私どもとその思いを共有して、我々は事業化を目指すことについてお手伝いをさせていただくのが行政の役割というふうに考えておりますので、町が、例えばスマート農業、あるいはICTを活用したサポート体制を目指していくのでぜひ皆さん方ついてきてくださいという性格のものではないというふうに理解しております。あくまでも主役は生産者、あるいは生産者団体というふうに理解をしていますと

ころでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 基本的には、それが本来の町のスタンスなのかもしれません。こういう計画書の中にも、いわゆるJAと農家との関連で横のつながり、いろいろなところと協力しながら8次の農業振興計画を進めていこうということになっておりますので、それはそれなりにそういうことでいいでしょうけれども、そういったことに手を挙げて進んでくるところがなかなか見られない状況なだけに、そういうふうにも今、たまたま言っているわけ

例えば集落協議会とか、そういったところの中で、そういうものが必要だから、町のほうでいろいろ検討して、こういったものに対して助成等を考えてほしいといったときは、それは対応するということがいいのですね。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問お答えさせていただきますが、生産者自ら能動的に取組をしたいという意思が確認できたときには、当然、行政として、それらを実現できるようにサポートしていくのが私どもの使命というふうに捉えているところでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 次に、質問書にも書いておいたのですけれども、新規の就農者に対する受入れ体制整備、先ほどから何回も繰り返しになりますが、いわゆる農業の経験がない人が参入してもできる可能性がある農業が、今、可能になっています。

そこで、いわゆる上富良野町に魅力があって農家をやってみたいという人がもし現れたときの町の対応、体制整備、これらは、いわゆる移住者等、もしそういう人がいたときには対象とするのかということなのですが、どうなのでしょう。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の新たな担い手確保についての御質問にお答えさせていただきますが、これまでもそういった対象者を限定することなく、新規就農を目指す方についての受入れは行ってきておりますし、これからも引き続き、それは行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 移住定住の関係については、人口が減少している中で、1人でも多くの方が町に住んでいただいて、いろいろな仕事があるでしょうけれども、農業も一つの選択肢であるということ踏まえながら、そういった人たちに対しても町のいろいろな体制整備はこれからもやっていっていた

だきたいと思っております。

それから、次は実践プランの期間についての話になりますが、これは先ほどの答弁の中で、平成31年、令和元年は、実践プラン策定を行う1年と位置づけたという答弁をいただきました。いわゆる8次の農業振興計画の中には、5ページですが、この計画期間は2019年、平成31年度から2023年までの5年間を計画期間としますということになります。

この言葉の表現は、どういうふうに解釈していいのか私は分かりませんが、確かに策定を行う上での1年間、何も別に、特別これを検討、研究にしても問題はないと思いますし、例えば策定するための位置づけとした1年間は、最終的には計画は動いていないということではないのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の実践プランの御質問お答えさせていただきますが、お答えの中で申し上げておりますように、実践プランは振興計画をサポートする性格のものでございまして、基本的には振興計画が本体でございまして、そちらについては計画期間どおりに去年から動いておりますので、実践プランがあるからないからということで大きく影響を受けるものではないというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 私、冒頭でもちょっと言いましたけれども、振興計画を立てました。そして実践プランをつくりました。計画をきちんと実行していくためには、実践プランですよね。振興計画は確実に実行するために実践プランが組まれているのだと理解しておりましたけれども、それは特にそういうことはこだわっていないということですね。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問お答えさせていただきます。

実は、第6次の計画まではこういった実践プランは存在しておりませんでした。私、就任させていただいてから、さらに振興計画を具体的に進めていくための指針として実践プランというものが存在することによって、さらに皆さん生産者も含めて思いを共有できるのではないかとということで、7次から実践プランというものを設けさせていただいたところでございまして、基本的には、繰り返しますけれども、振興計画に基づいて農業振興が図られていくというのが大前提でございまして、あくまでも振興計画をサポートするという実践プランでございまして、何か実践計画に不都合を及ぼすものではないということで御理解賜ればと思います。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） それでは次に、最後になりますけれども、こちらは、いわゆる研究、検討の目安についてであります。

答弁書の中では、スケジュールの表現で、明確な線引きで表記していないということの答弁でありました。

私どもの認識では、研究とは、物事を学問的に正し、深く考え、調べ、明らかにすること。検討とは、いろいろな面からよく調べ、それでいいか考えながらすることが検討だということになっております。

実践計画の中で、検討と研究という言葉が実施までの間に全部出てきますけれども、我々がこれを見たときに、研究とは何なのだ、検討とは何なのだ。ある程度、ここまできたら研究はもうここで終わり、検討に入るというものがある、こういうものができているのだというふうに思っていましたけれども、何か私どもの考えとちょっと違うような気がする、その辺のところをもう一度確認のためお願いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の実践プランの中で述べられております文字の表現についての御質問にお答えさせていただきますが、冒頭のお答えの中でも述べさせていただいておりますが、研究、あるいは検討という言葉の定義につきましては、明確な定義を持って使い分けをしているところではございませんが、大まかに、一般的な捉え方のニュアンスとしては、研究というのは検討に進む前段のいろいろ学術的な資料を収集したり、あるいは事例を研究したりということが一般的で、これまでも行政用語として、あるいは我々日常の言葉として、そういう捉え方が定着しているのではないかと私は理解しておりました、さらに、そこから実施に向けて一段階進む過程においては、一般的に日常、検討というような表現をもって使うことが、思いを共通する中で非常に意思疎通が、その言葉を通じて通じ合えるのではないかなということで使用していることとございまして、明確に何か定義を持って使い分けしているものでないことは御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 分かったようで分からないのですが、結局は、研究とか検討は、私の考えでいけば、情報収集でいいと思うのです。何も研究とか検討ではなくて、情報収集すると。そのことが結局この実践につながるということになるのだと思いま

す。だから、定義的には特にあれがないということになれば、本来の研究と、それから本来の検討とはちょっと私の考えのニュアンスとちょっと違うような気がいたしております。

いずれにいたしましても、上富良野町の農家の皆さんが第8次の振興計画がスムーズにいち早く、いわゆる少しでも早めに実践できるようにしていただきたいというふうに思っています。

それに向けて、少しでも早くスピード感を持って実行していただけるような、政策をとっていただけるような町長の思いを最後に聞いて、終わりにしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番中瀬議員の上富良野の農業振興についての全般的なお考えかと思いますが、についての御質問にお答えさせていただきますが、冒頭申し上げましたように、農業も国際化も含めまして、非常に目まぐるしく変わっております。あるいは人の暮らしに対する価値観も大きく、職業観も含めて変化しております。そういったものもしっかりとついていけるように、上富良野農業の体質も強めていかなければならないと思えます。

何より、私、何度も申し上げておりますが、どういう農業形態であっても、農業が魅力的に行われるような下地づくり、これこそ我々行政に求められているものと思っておりますので、ますます高齢化が進むであろう農業につきまして、年を召してから、あるいは若い人は若い人なりに、生きがいを持って農業経営ができるような仕組みづくり、あるいはそういった条件づくりに、これからも意を用いてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解と御支援を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、4番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時37分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和2年6月24日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 佐藤 大輔

署名議員 今村 辰義

令和2年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和2年6月25日（木曜日）

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

追加日程第1 議会運営委員長報告

第 2 町の一般行政について質問

第 3 議案第 1号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)

追加日程第2 議案第25号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)

第 4 議案第 2号 令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

第 5 議案第 3号 令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第 6 議案第 4号 令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)

第 7 議案第 5号 令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)

第 8 議案第 6号 令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

第 9 議案第 7号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第10 議案第 8号 令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)

第11 議案第 9号 上富良野町税条例の一部を改正する条例

第12 議案第10号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例

第13 議案第11号 五丁目橋補修工事請負契約の締結について

第14 議案第12号 農業委員会委員の任命について

第15 議案第13号 農業委員会委員の任命について

第16 議案第14号 農業委員会委員の任命について

第17 議案第15号 農業委員会委員の任命について

第18 議案第16号 農業委員会委員の任命について

第19 議案第17号 農業委員会委員の任命について

第20 議案第18号 農業委員会委員の任命について

第21 議案第19号 農業委員会委員の任命について

第22 議案第20号 農業委員会委員の任命について

第23 議案第21号 農業委員会委員の任命について

第24 議案第22号 農業委員会委員の任命について

第25 議案第23号 農業委員会委員の任命について

第26 議案第24号 農業委員会委員の任命について

第27 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第28 発議案第1号 議員派遣について

第29 発議案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の強化・充実を求める意見について

第30 発議案第3号 新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見書について

第31 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1番	元井晴奈君	2番	佐川典子君
3番	高松克年君	4番	中瀬実君
5番	金子益三君	6番	中澤良隆君
7番	米沢義英君	8番	荒生博一君
9番	佐藤大輔君	10番	今村辰義君
11番	小林啓太君	12番	小田島久尚君
13番	岡本康裕君	14番	村上和子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 向山富夫君 副町長 石田昭彦君

教 育 長	服 部 久 和 君	代 表 監 査 委 員	中 田 繁 利 君
農 業 委 員 会 会 長	青 地 修 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企 画 商 工 観 光 課 長	辻 剛 君
企 画 商 工 観 光 課 ソ ー パ ー ク 推 進 担 当 課 長	佐 藤 雅 喜 君	町 民 生 活 課 長	星 野 耕 司 君
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 真 弓 君	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 司 長	大 谷 隆 樹 君
建 設 水 道 課 長	狩 野 寿 志 君	教 育 振 興 課 長	林 敬 永 君
ラ ベ ン ダ ー ハ イ ツ 所 長	谷 口 裕 二 君	町 立 病 院 事 務 長	北 川 徳 幸 君

○ 議 会 事 務 局 出 席 職 員

局 長	深 山 悟 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(村上和子君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和2年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第12号から議案第24号までの農業委員会委員の任命について及び諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は後ほどお配りしますので、御了承願います。

町長から議案第25号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の提出がありました。

議会運営委員長から委員長報告の日程追加の報告がありました。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申し出がありました。

以上であります。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営と諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 小林 啓 太 君

12番 小田島 久 尚 君

を指名いたします。

お諮りいたします。

本日、7番米沢義英君から議会運営委員長報告がありましたので、これを日程第1の次に追加日程第1として、また、町長から議案第25号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の提出がありましたので、これを日程第3の次に追加日程第2として日程の順序を変更し、議題にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告を日程第1の次に追加し追加日程第1として、議案第25号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)を日程第3の次に追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議会運営委員長報告

○議長(村上和子君) 追加日程第1 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議・決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長(米沢義英君) それでは、議会日程の追加がありましたので、報告させていただきます。

令和2年度第2回定例会の議事運営等について審議した内容を御報告いたします。

昨日の6月24日に議会運営委員会を開き、町長から追加提案の付議事件1件について審議をいたしました。

提案議案の審議についてであります。議案第25号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)について、提案日に本会議において説明の上、審議を行なうことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(村上和子君) 日程第2 町の一般行政について、質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、9番佐藤大輔君。

○9番(佐藤大輔君) 私は、さきに通告した1項目1点につき、町長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の町内経済に与える影響は、甚大であることに鑑みる。この間、町として国からの地方創生臨時交付金に一般財源を合わせた約1億2,000万円の緊急経済対策を講じてきました。

そこに国や道からの支援策が加わり、今現在、閑寂なものから煩雑なものまで多岐にわたる支援策が混在しておりますが、町民や関係団体への聞き取り

を行なったところ、現状では、町民が個人または事業者として必要な支援、対象となる支援を漏らさず、受けられているとは言い難いのではないのでしょうか。

国の特別定額給付金に関しては、円滑な支給を目的として総務課と町民生活課連携の下、対策チームを編成し、業務にあたられたことが功を奏したものと思われませんが、昨日、町長より6月22日時点で約93.8%の世帯が申請を終えたとの報告がありました。

非常時の今だからこそ、特別定額給付金の取り組み以上の意気込みを持って、士業団体、いわゆる行政書士、税理士等々連携しながら、国や道そして町の支援に関して確度の高い情報を集約する機能、常に双方向を意識した情報発信機能、申請書類等の作成支援機能を有する町の一元化されたサポート窓口を開設し、町民個々に実際に支援が行き渡るのを見届ける体制の構築が急務と考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

それでは、9番佐藤議員の新型コロナウイルス感染症対策の支援を適切に受けるための行政の関わりについての御質問にお答えさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、町での独自支援策を含め、国や北海道で様々な緊急経済対策や生活支援制度が整備され、それぞれ取り組みがなされております。

まず、支援策につきましては、一定の手続きが必要となることから、施策ごとにサポート窓口や相談窓口が関係機関・団体等において、それぞれ設置されているものと認識しております。

また、町の独自支援策についても商工会と役場商工観光班を窓口としてしているところであり、支援事業の対象者となる事業者や個人の方については、それぞれの状況に応じた中で必要な手続きがなされております。

そのような中で、町の対応としては、各種問合わせに対し、分かりやすく制度の内容や相談先、手続先など情報提供に努めておりますが、それら複数の手続に関し、漏らさず受けられるような一元的に支援できる専門的なサポート窓口を町において設置することは、現在の業務体制の中では、おのずと限界があり難しいものと判断しております。

また、士業団体との連携に関しましても、それぞれなりわいとして対応されているものと思われ、利用につきましては相談者自らの判断に委ねるべきものと考えているところであります。

なお、情報提供につきましては、さらに検討を加

え、できる限り町民の皆様の役に立てるよう努力してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 取りつく島もないとは、まさにこのことというような御答弁でございまして、しかしながら、質問を準備してまいりましたので、お聞きしたいと思います。

ただいま町長から一元的サポート窓口の設置は、現在の業務体制では難しいとの御答弁を頂きましたが、誰もが経験したことのない状況下に置かれた今、優先して施すべき行政施策であるという認識に立つ私としては、少々納得がいきません。

先の見えない不安を抱えつつも、日々の業務に奔走しながら、様々な支援を取捨選択し、煩雑な必要書類をそろえ、慣れないパソコン操作に四苦八苦している事業主や共働きで仕事と家事に追われ、離れて暮らす子供の受けるべき支援をうかつにも受け損ねてしまったと落胆する保護者。また、別の職場で働く友人は、休職してもこれまで同様の給与を得ているのに、自身の給与は出勤した分だけなのは納得がいかないといぶかしがる従業員や、この店から感染者を出したくないが、長期休業をしたら顧客がほかの店に移ってしまうのではないかと神経をすり減らすながら、万全の対策を講じて営業を続け、売上げ減少率を前年同月比25%に抑えたことで、結果どの支援の対象にもならないと頭を抱える経営者。それらの方を含めて全ての町民に対し、各種申請窓口や各種相談窓口は、常に門戸を開いています。町として分かりやすい情報提供に努めておりますとの対応で、十分と言えるのでしょうか。

しかも、何らかの理由により、制度を利用していないことで制度活用の主体ではない方に損害が生じている可能性。関係団体正確な情報をリアルタイムで持ち合わせていない可能性。制度の解釈に個人差があるため、申請を躊躇したり、不確かな情報を不用意に不特定に多数に発信してしまう可能性。学生また関係団体に所属していない事業者等が、支援の網にかかっていることにすら気が付かない可能性。現時点で、これら可能性を排除できておりません。例えば、個人事業主で最高100万円、中小企業で最高200万円を支給される国の持続化給付金についても申せば、町内に約460ある事業所のうち、既に申請済みの事業所数、既に給付を受けた事業所数については、私がどこに問い合わせてもお答え頂けなかったのが現状であります。

労働者を休ませた企業が、雇用調整助成金を活用しないがために、賃金を受け取れていない雇用者を、非雇用者を救済する新制度「新型コロナ対応休

業支援金」が、間もなく施行されますが、まさに今、全国自治体の非常時におけるサポート体制の在り方が問われているのではないのでしょうか。

そこで、再度、町長にお伺いいたします。

私は、提供した情報がどの程度行き渡っているのか。その情報をどの程度活用されているかを確認するまで、まさに特別定額給付金対策チームがそうであったように、国や道からのほかの支援についても、双方向を意識した情報伝達までが今、求められている行政の役割だと考えますが、再度、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番佐藤議員のコロナウイルス感染症対策に関します、主にこの経済対策を述べておられるのかなというふうに、生活支援もごさいます。ついでに御質問にお答えさせていただきます。

まず、町のスタンスといたしましては、町が全ての情報をお知らせしたり、あるいは相談に乗るといような体制整備が大変難しいということは、さきに申し上げたとおりでございます。

しかしながら、そういった制度が存在する中で、十分に活用が図られていないことに対する対象については、これは、積極的に私どもも関心を持つべきだというふうに考えております。どの程度行き渡れば十分であったのかという、そういう判断はなかなか難しい状況であります。しかし、議員の御質問の中にもありましたように、自分がひょっとすると対象になる事業、そういう支援事業なのか。あるいは、その判断すらつかないという方々に対しまして、まず声をかけていただくと。そして、その声に対して、町として最善の、あるいは最適のつなぎ先を御紹介するなり、または町が一定程度、説明できるようなものであれば説明するというような、一元的な対応ということにはなかなか難しい状況であります。そういう対応というのは、常にオープンにしてありますので、ぜひ、私どもその町民の皆様方に対するそういうPR不足がもしあったとすれば、それは今後大いにそういうことは解消していくように努めてまいりますけれども、町としては、広く門戸を開けているというふうに理解もしておりますし、また御協力頂いております商工会を初め、関連の団体も積極的にそういうことには相談に乗っていただいておりますので、広くそういったところに関心をこう、自ら相談に訪れていただくことを少し私どもとしても、積極的にアピールしていく必要はあるかなと考えるところであります。

○議長（村上和子君） 9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 他の市町村が、広報誌に

国、道、町の支援に関して事業者向け、町民向けに整理したものを出されておられて、非常に見やすいということで、私も御紹介頂いたのですが、ただ、やはりそういった情報も紙媒体ですと、更新ができないわけで、本当にいろいろ難しい面があるなどというふうに考えております。

ただいま町長の答弁にもございましたが、また、冒頭の御答弁にもございましたように、情報提供についてはさらに検討を加え、できる限り町民の皆さんに役に立てる努力をしていくというようなことを述べておられますので、私も理解しているところでございます。

次に、士業団体の絡みについて質問をさせていただきます。

士業団体の利用は、あくまでそれぞれの自己判断との御答弁を頂きましたが、今回、士業団体との連携にフォーカスを当てたのは、私がアルバイトをしている会社の事業主から「緊急雇用安定助成金」、これは、雇用調整助成金の雇用保険がかかっていない非雇用者を対象とした助成金制度なのですけれども、この申請手続を依頼された実体験に基づいた話でございます。

申請にあたり、早速ホームページ上の情報を基に書類をそろえ、ハローワーク富良野を訪問しましたが、相談申請はこの地域では旭川のみに対応となりますとのことで、後日、ハローワーク旭川を訪問。無事受理され、2週間から1か月後ぐらいまでの間に支給されますとのことでございました。

申請前に書類に不備がないかを確認するため、本来ですとハローワーク旭川にお電話をすればよろしかったのですが、たまたま6月9日の新聞に掲載されていた中小企業庁開設のオンライン経営相談窓口というものが目に入っておりましたので、そちらを利用しようと。これはどういうことかという、事前にオンライン予約が必要なのですが、Zoomというアプリを利用して、テレビ電話の対面方式なので、この書類で大丈夫ですかという画面越しに書類を見せられるというメリットがあるなど思いながら使わせていただきましたが、そこで対応して下さった社会保険労務士の質問に対する回答、説明が実に明確で、当然といえば当然なのですけれども、大変頼もしく思いました。

先般、頂戴したこちらの地方創生臨時交付金活用事例集の中の92番また98番に「各種相談申請支援窓口開設事業」という項目がございまして、そちらには、「行政が士業の方々を連携委託し、支援策に関する全体窓口、個別相談窓口の開設及び広報、申請書類等の作成支援、法律相談を行なう」と記載されており、これまでより一歩踏み込んだ施策を

もって、町民が支援を受けるためのサポートに努めるよう政府は自治体に促しているのではないかと、私は感じた次第でございます。

さらに申せば、持続化給付金、雇用調整助成金等各種助成金が事業所経営の安定化と個人の所得安定化につながり、我が町で言えば、プレミアム付商品券事業など町独自の経済対策がより効果的に運用されることを政府は自治体に期待しているのではないかと思います。

先ほどの私の体験談をお聞きになり、以外と簡単そうだなと思われた方がおられるかもしれませんが、そのうち申請できたのは勤務先が税理士と顧問契約を結んでいることが大変大きくございまして、ハローワークの帰りに立ち寄りました旭川の社会保険労務士の方によると、雇用調整助成金代理申請の報酬は対象となる被雇用者数問わず、要は50人だろうが2人だろうが、1件につき5万円頂戴しているというような話でございました。

そこで、再度、町長にお伺いいたします。

行政が、最新かつ確度の高い情報をもって対応してくださる土業の方々と連携することは、各種申請手続のサポート体制の強化、様々な要因から土業の方と契約を結べない方の救済、各団体職員の負担軽減、全ての責任の所在の明確化等の観点からも検討の余地があると考えますが、再度、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

様々な形で相談やあるいは、まずその入り口に立つことが、まず大事なというふうに思います。御質問の中でありましたそういった隙間を埋めていくために、土業団体の方々の力を借りることの有効性は、これは私も同感でございます。

しかしながら、御質問の中にもありましたように、土業をなりわいとされている方につきましては、当然、手数料とかそういうものが必要となってくるわけでございまして、冒頭のお答えでも答えさせていただいておりますように、そういった専門の方々の力をお借りするということについての判断は、御本人がなさるべきものというふうに位置づけておりますが、そういった相談の方法もありますよということの紹介は、何ら差し支えるものではございませんし、特に、私のこの肌感覚で申し上げますと、上富良野のこの町の規模から申しますと、様々な御相談に町もそうですけれども、観光協会なり商工会なり、非常にこう頻りに事業者の皆様方が出入りをされておりますので、そういう中から思いを、佐藤議員がどういう範囲でお聞きしたのか私、知る

よしはございませんけれども、そういうことで、自分が少し聞いてみようかな、少しどうなのかなという意志があれば、相談を受け入れる仕組みとしては、私、上富良野町ぐらいの自治体規模としては不足感はちょっと感じませんので、そういう中で、少し能動的に動いていただければ、そして、その中から土業の皆さん方にまで知恵を頂く、あるいはアドバイスを頂くというところに進むかどうかは、御本人が判断すべきかなというふうに捉えているところでございます。

○議長（村上和子君） 9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 上富良野町には、行政書士が1件ということで、この声が聞こえるような距離におられる方がだけなので。先日、お伺いをいたしまして、実際そういう御相談があるかというふうに尋ねたら、1件あったというようなことでございまして。もし可能であれば、町長がおっしゃったようにそこら辺のルートと言いますか、というものを御紹介、既にされていたら申し訳ありませんけれども、御紹介頂くようなことも可能であれば有効かなというふうに考えているところでございます。

それでは、最後になりますけれども、新潟県燕市に端を発した新型コロナウイルス感染拡大防止のために帰省を自粛している学生への地元特産品支援という活動は、次々と他の自治体にも波及し、話題となりました。その折、道外在住で帰省を自粛させている大学生の私の息子から、上富良野町からの豚肉はいつ届くのかなと皮肉めいたiメッセージが来たので、成績優秀な人にしか届かないというふうに送ったのですが、そのときに、冗談めいた返信をしながらも、今、自治体に求められていることは、もしかしたらこういうことなのかもしれないなとも思いましたので、早速、新潟県燕市の地域振興課に問い合わせますと、市の公式ツイッターは、この取り組みの後、地元から離れて暮らす自分に気をかけてくれ、しかも食料マスクまで送ってくれた故郷、ふるさとを誇りに思うとの学生のツイートであふれたそうで、応対して下さった担当の方も、降って湧いたような事業に携わることができ幸せでしたと、私にお話ししてくれました。

今月上旬、コロナ不況のあおりを受けた町内最大のキャパシティを持つ老舗事業者廃業の報が町内を駆け巡ったとき、多くの落胆の声が聞こえました。しかし、最も心を痛められたのは、ほかでもない町長でありましょう。制度を準備をするのが、国の仕事であるならば、その制度を町民に円滑に利用させること、国や道の支援からこぼれた町民に手を差し伸べるのが町の仕事でありましょう。もちろんこれは、私たち議員の役目でもあります。

しかし、誰もが前例のない事態に陥っている今、前例のない施策展開を図り、町民を余さずすくい上げることは、町長にしかできません。誰に助けを求めればよいのか、誰を助ければよいのか、一部個人事業所、関係団体、行政、それぞれがすれ違う中で、町長には各関係団体、金融関係と連携し、全ての町民のもとへ、事業者のもとへ、支援という薬、これは特効薬、予防薬、新薬もこれから出るかもしれませんが、を携えて、往診に行ってはいただけではないでしょうか。あなたには国のこの支援が合いますよ、あなたには道のこの支援が合いますよ、両方使えない場合は、国の支援を処方しますよ、飲みづらければサポートしますよ、と言っているように薬を処方していただいて、そして、効き目をつぶさに確かめてはいただけないでしょうか。これまで以上に、町民1人1人に心をかけてはいただけないでしょうか。

給付を受ける、受けないは、あくまでも個人の判断ですが、町長の往診の結果、特別定額給付金未申請分のほか、持続化給付金、雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金など、既に支給された額も含め、国や道から支給されず数億円の助成金が上富良野町民全体の福祉に寄与すると思えば、制度にも期限がありますので、大変くどいようで恐縮ですが、やはり今は、国や道からの支援を漏らさず受けられるような体制の構築に優先してリソースを割くべきと考えます。

最後に再度、町長の見解をお伺いいたしますが、冒頭の御答弁にあったように、現在の業務体制の中では、おのずと限界があり難しいとの見解は変わらないとお考えであれば、再度、その判断に至った詳細な理由も併せて見解をお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この間、コロナウイルス対策を講じるこういう状況を迎える前から、今、議員から御質問にありました中で、私、常に忘れることなく現場に指示をさせていただいておりますのは、とにかくどういう状況であっても、町民の中に1人も漏らさず、そういう制度の利用だとか、あるいは生活支援の制度だとか、それは通常の形のものでございますが、そういった取り残される方を絶対に出すなということで、特に福祉現場につきましては、くどいぐらいに都度申し上げております。

今回、それにさらにこういったコロナの影響により生活苦というものが想定されますので、特に、今回はそういったことに目配りをするようにと

申し上げておまして、相当足を運んで実態に合わせ、状況を把握しているものと思っております。

そういうようなまた実態も報告を受けておりますので、なるべくそういった取り残される人、1人も出さないようにこれからも取り組んでまいりたいと思います。

一方、経済関係の支援については、先ほどのお答えと重複いたしますけれども、町内の経済団体等に相談に乗れるような体制ができておりますので、そういった方々については、一定程度そういう体制は構築されているのではないかとということで判断しております。

そのために、御質問にありましたような町が一元的なサポート体制の窓口を設置すると同等ぐらいの、設置したと同等ぐらいの相談の受け入れる、あるいは相談に乗れる、あるいは情報提供できる仕組みが一定程度整っているのではないかなというふうに考えているところでございます。

しかしながら、私どもが目が届かないところに、まだそういう余地があるとすれば、それは皆さん方の声を聞きながら、さらに改善を進めていきますし、まずは、何と言ったって、これがいつ終息するか分からない状況でございますので、また、新たな制度が次から次からまた出てくる可能性もありますので、これは今の時点を捉えてよしとするのではなくて、改善できるところは積極的に改善してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

○9番（佐藤大輔君） はい。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、9番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長に質問いたします。

まず、質問に入る前に、この間、新型コロナ感染で命を亡くされた方々、また遺族の方々に哀悼の意を申し上げますとともに、また闘病中の皆様へのお見舞いを申し上げ、最前線で危機と隣合わせで奮闘されている医療スタッフ等の皆様初め、様々な部署において仕事に専念される方々について、改めて敬意と感謝の気持ちを表明するものであります。

今、新型コロナ感染対策の中で、多くの国民や町民が日常の生活を取り戻したい、こういう思いで毎日新たな生活のために奮闘していると感じております。そういう意味で、私は、町民の皆さんとともに、この困難を乗り越えるための連帯の力を合わせながら、新たな道に進むための決意を皆さんとともに表明するものであります。

それでは、質問に入ります。

1 点目は、国民健康保険税等についてお伺いいたします。

厚生労働省は、4月8日、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した国民健康保険、後期高齢者介護保健加入者の税の減免をする自治体に対し、国が財政支援をするとした事務連絡が出されました。

その事務連絡では、災害など特別な理由がある場合の減免を定めた国民健康保険法第77条に基づく、減免に対し支援を実施するもので、また、条例や規則などが整っていない場合においては、必要な整備をするよう求められています。

これらに対して、町として、どのように対応されるのかお伺いいたします。

次に、町立病院の建設について伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の中で、住民の命と暮らしを守ることの重要性が、今ほど感じたことはありません。また、指摘もされています。

当町においても、普段から災害時における要支援者の安全の確保や感染防止対策を減らす対策の在り方が求められていると考えます。それに対応した数々の政策も展開されていると思います。

次の項目についてお伺いいたします。

一つ目は、乳幼児の予防接種の問題です。

乳幼児の予防接種は、細菌などの感染対策から旧看護宿舎で、感染予防に配慮した下で実施されていますが、施設の中は非常に狭く、乳幼児の予防接種場所としてはよい環境状態ではないと感じています。今、社会問題になっている3密を避けるための対策がどうしても必要だと感じています。今後の対応についてお伺いいたします。

次に、災害時における在宅酸素利用者の支援についてお伺いいたします。

災害時における在宅酸素利用者支援の避難場所の確保について伺います。

病床の、この間、胆振東部地震において、全停電が起きました。そのときに、在宅酸素利用者はかみんに行って対応されようと思いましたが、電源の確保が十分でないという状況の中から、町立病院で対処せざるを得ないという状況になりました。当然、町立病院においても、対処するということは当然であります。しかし、今後あらゆる状況を考えて場合に、町立病院の改築と合わせながら、これらの二つの問題に対処する対策等が一層求められていると考えていますが、この点について町長の見解を求めるものであります。

次に、PCR検査体制についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に対する緊急事態

宣言等が解除されましたが、解除に対する歓迎の声や、また再び感染が広がるのではないかと心配する人とたちもいます。今、求められているのは、地域で安心して暮らせるような社会をどうつくるかということであります。これは、皆さんとともに考えなければならない大事な問題だと考えております。

しかし、いまだに感染の収束していない状況感があり、日常の社会活動ができるようにするためにも、検査体制の充実が一層必要になってきていると感じます。PCR検査の体制が整備されていないために、この間でも受けたくても受けることができない、必要な人が受けられる状況にはないという環境がありました。

新型コロナウイルスの感染が収束した状況ではないという現況を考えれば、国や各自自治体あるいは富良野圏域などで、今後備えた対策が求められている状況にあると考えますが、いかがでしょうか。町民や医療や介護、福祉施設などで働く人たちの命を守るためにも、経済活動が前へ進むようにするためにも、PCR検査体制の整備・充実が一層必要だと考えますが、どのようにお考えなのか答弁を求めます。

次に、新型コロナ対策の支援についてお伺いいたします。

町においては、この間、新型コロナ対策における各種の対策を取ってきました。十分、町民の暮らしを守るために諸対策を取られてきました。まだまだ十分とは言えませんが、この点について、次の3点についてお伺いいたします。

1番目には、新型コロナ対策で介護施設、福祉施設への支援がいまだにされておられません。この間の答弁でも、今後検討するというものでありましたが、いまだにそれが実施されておられません。各事業所などを回って聞きましたところ、受け入れ体制の人数の制約などがあつたり、あるいは収入が減るなどの状況が見受けられました。

また、何よりも大変だったと語っていたのは、利用される方々に感染症がうつるのではないかと、あるいは自らも保菌者ではないかとという日常の不安の中で、多くの方に接しざるを得ないという、そういう状況だったという声があり、大変な状況があったと聞いております。

また、独自の安全対策として、利用者を受け入れ、間仕切りあるいはマスク等、あるいは消毒液等が購入できない状況の中で、必死になってこの状況を変えるためにつてを使って、このマスクや感染予防のコロナ対策に奮闘していたというのが実態であります。

どの施設においても、地域社会を支える重要な役割を担っていることを考えれば、給付の早急な支援が必要だと考えますが、この点について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

二つ目に、緊急事態宣言が解除されたものの、飲食店などにおいては、利用客などがまだまだ戻ってきていないという状況にあります。他の自治体においても、地域創生のこの交付金を使いながら、上下水道料金の免除などを行なう自治体が出てきております。今後の状況によっては、地域経済や暮らしを支える対策が、どうしても引き続き必要だと考えますが、これらについての対応をお伺いいたします。

三つ目には、独り親家庭や生活困窮者に対する支援について、お伺いいたします。

ある独り親家庭の方にお聞きしました。収入がパートで行っていたけれども、減ったと。確かにいろいろな支援はあるけれども、以前と比べてなかなか苦しい状況にある。自らの生活を切り詰めながら、生活し、子供たちを学校や保育所に通わせている。このような切実な声が寄せられています。そういう意味では、国であるいは新聞等で行なったアンケートの中でも、独り親家庭や生活困窮者、そういった家庭が大変なしわ寄せが今、こういう状況の中で受けている。これを何とかしなければならないという、そういう報道も見られるように、上富良野町においても生活困窮者や独り親家庭に対する支援がどうしても必要だと考えますが、以上、これらの点について、町長の明確な答弁を求めるものであります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの国民健康保険税についての御質問について、お答えいたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、生活に困っている方への支援として、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険税において一定の要件のもとに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を行なった場合には、保険者に対する財政支援が行なわれることになり、町におきましては、国民健康保険税及び介護保険料の免除につきましては、令和2年5月29日にそれぞれ新たに減免取扱要綱を策定して、対応を図っているところであります。

また、後期高齢者医療保険につきましては、保険者である北海道後期高齢者医療保険広域連合におきまして、5月25日、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る北海道後期高齢者医療保険保険料減免取扱要綱が制定され

ましたことから、町におきましては、加入されている方からの減免申請について相談を頂いた際には、それらの手続につきまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、これらの減免の取扱いにつきましては、広報誌や防災行政無線で周知するとともに、該当を思われる方に対しましては、申請を促すために保険証の更新時などと合わせて、個別にお知らせをさせて頂くこととしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町立病院建設についての御質問について、お答えいたします。

まず、乳幼児の予防接種に関する御質問であります。現在毎週1回、旧看護宿舎におきまして実施しているところでありますが、感染予防対策としてしまして、会場入室時のマスクの着用及び手指消毒、会場内の定期的な換気等に加え、3密を避けるために1日の接種定員を抑えるとともに、受付時間を分散し、会場に入る人数を5名程度に制限するなど、予防対策の徹底を図りながら実施しているところであります。

また、災害時における在宅酸素利用者の町立病院への受入体制についてであります。現病院におきましても、全停電時であっても全ての病室に酸素が供給できる機能となっております。当然にして、新病院建設におきましても、同様の機能を満たす施設となるよう対応してまいります。なお、町内全域が停電となった場合など、その時点で町立病院の空きベットにおいて、在宅酸素利用者を受け入れることは可能であります。それを超えるような場合には、自家発電装置を備えた避難所がその役割を担うと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めのPCR検査体制に関する御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対しましては、感染症法に基づき、類似する症状の患者を把握し、医師が診断上必要と認める場合について、PCR検査を実施しているところであります。

また、PCR検査の医療保険適用につきましても、令和2年3月6日から開始され、医療機関が民間検査機関等に検査を依頼することも可能となったところであります。国におきましては、国民の健康を守るために、新型コロナウイルス感染症検査として、PCR検査のほかにも抗原抗体検査も検討されており、北海道においても、現在1日1,400人分のPCR検査に対応するよう取り進めていると聞き及んでおります。

また、安心して検査が受けらるよう一部自治体で

は、PCR検査センターを設置する動きもありますが、本町規模の自治体単位での設置は困難なことから、国・道に対しまして、身近に検査が受けられるよう検査体制の整備を要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの新型コロナウイルス感染症対策の支援に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護・福祉施設における支援対応についてですが、この間において、入所施設及び訪問サービスは、通常どおりのサービスが継続されており、経営上の影響を大きく受けていないと思われませんが、通所サービスは、密や飛沫感染防止対策として、送迎車による輸送人員の見直しや昼食提供の中止、また利用施設内の3密を防ぐため、利用時間の短縮など、サービス内容を変更して実施しているところであり、また、短期入所生活介護、いわゆるショートステイにつきましては、緊急事態宣言発令に伴い、利用を中止するなど、その影響はあったものと思われま。

国からは、6月に新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて通知があり、介護報酬の取扱いについて示されましたことから、今後の介護報酬算定に反映されるものと理解をしております。

町による直接の支援につきましては、想定はしていないところでありますが、今後さらなる支援が必要と思われる状況と判断するに至った場合には、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後の状況におけるさらなる地域経済等への支援についてであります。昨日の荒生議員の御質問でもお答えさせていただいたところですが、感染症拡大の状況によっては、さらなる追加対策や支援策が必要となることも想定されますので、上下水道料金等の対応も含め、支援が必要な方にしっかり支援ができるよう対応していくことが重要だと受け止めております。

次に、3点目の独り親世帯に対する支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を独りで担う低所得者の独り親世帯に対し、特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育てに対する負担増や収入の減少に対する支援は、極めて重要な課題と受け止めております。そのようなことから、先般可決された国の第2次補正予算に低所職者の独り親世帯への臨時特別給付金が盛り込まれたところでありまして、町といたしましても、その手続を着実に進めてまいりたいと考えております。

この給付金は、児童扶養手当受給世帯等への1世

帯5万円、第2子以降は1人につき3万円の基本給付と、加えて収入が減少した児童扶養手当受給世帯への5万円の追加給付に分かれており、本年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方の基本給付につきましては、当該手当を支給している口座へ直接振込まれることから、申請は不要ですが、追加給付につきましては、申請手続が必要となりますことから、広報紙等を通じて丁寧な周知に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 国民健康保険税のところでは伺いたします。

減免取扱要綱が厚生労働省等から、国から示されたかと思いますが、この点について対象となる、いわゆる減収の区分等があるかというふうに思いますが、例えば、国保税、後期高齢者の場合は、300万円以下の場合、3割が減った場合が対象になるかというふうに思いますが、全部、その400万円以下については、300万円から400万円については、8割減免という形というのを、基準が介護保険と同じように後期高齢者もあるというふうに思いますが、この点について、どういう基準の下でこれを減免対象にされるのか、確認しておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、対象となる所得につきましては、事業収入、不動産所得、山林所得、給与所得の四つの所得が対象となりまして、その所得のいずれかが3割減収すれば、減免の対象となることとなっております。

また、所得の金額によりまして減免の割合が算定されまして、まず、所得の合計が1,000万円以下の方が対象となりまして、1,000万円以下であれば10分の2、750万円以下であれば10分の4、550万円以下であれば10分の6、400万円以下であれば10分の8、300万円以下であれば全額減免になるということとなっております。

そのほかに、事業の廃止、失業等の場合におきましては前年の所得に関係なく全額免除とすることとなっております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） その対象は、収入はどうですか。判定基準では、国が3か月期間のという形で示しましたが、しかし、国のほうでは1か月でもその減収3割になれば、対象にするというような、そ

ういった指示が出されておりますが、これも同一で上富良野町においても、こういった横並び基準で実施するという事で確認してよろしいのか伺いたします。

○議長（村上和子君） 町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） 米沢議員の御質問にお答えいたします。

収入の対象といたしましては、国の通知どおり減収がこの間、一月該当するものが10分の3以下であれば対象となるということで予定しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 非常にこの制度が適用になれば、今、経済的に大変苦しんでいる方々、該当する方々にとっては、非常に本当に新たな企業の活動にもつながりますし、大変力になるというふうに考えております。

そういう意味では、ここにも書いてありますが、広報誌や防災無線等の取扱い等にもついて、説明、周知するということが書かれておりますが、この点にきちんと対処していただきたいというふうに考えております。もう既に、こういった広報誌、防災行政無線等については、これからなのかなというふうに思いますが、この点、確認しておきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（星野耕司君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

これらの減免に取扱いの周知につきましては、7月10日頃、広報誌に掲載する予定と、その後、防災行政無線で周知する予定となっております。また、7月中、納税通知書等発送がありますので、その中に制度の周知のパンフレット等を個別に送付してお知らせする予定となっております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ、早急な対策を実施していただきたいというふうに考えております。

次に、町立病院の建設等について伺いたします。

この間、最終的には、この町立病院の中で在宅酸素についても、乳幼児の予防接種に関しても対応したいというような話であります。現状について伺いたします。

私も現場を見て来ましたが、確かにいろいろな対策も取られておりました。しかし、どうしても過密になるという状況というのは、一定程度避けられない部分があります。こういった部分において、やはりきっちりとした、今後こういった平時からの感染

症、コロナに関わることなく、平時からにおける感染症にも対応するためにも、こういった密を避ける対策というのが必要だというふうに思いますが、これらを踏まえて、現状どのお考えになっているのか、伺いしておきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

乳幼児の予防接種に関しましては、先ほどお答えさせていただきましたように極力感染予防の徹底を図れるような体制をもって、現在実施しております。

さらに、そういったことから、予定されている期間内に接種ができなくなることもありまして、接種日数を延長したりというようなことで、極力、コロナの感染に関わらず感染症予防は大変基本的なことでございますので、これからはしっかりとそれなりに対応できるように現場に指示をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ、今後設置されるであろう町立病院における建設において、十分な検討が必要かと思えます。

この在宅酸素について伺いたしますが、かみんもその避難施設の一つの場所でありましたが、ただ、条件として電源の確保ができなかったということもありましたし、また同時に、必要なスタッフも一定程度そろえなければならないというような、こういう部分もあるのかなと思えます。

当然、町立病院が空きベットがなければ、これに対応することもできないわけでありまして。非常時の場合は、緊急度が優先されるという状況もありますが、それに含めた避難場所における、また町立病院も含めたこの在宅酸素の要支援者に対する支援策というのがどうしても必要だというふうに思えますので、この点、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員の在宅酸素利用者に対します対応についてお答えをさせていただきますが、病院での受入体制につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、後段御質問にありました福祉施設等、かみん等でのそういうときの対応につきましては、御案内のようにこのたび、特にかみんを利用されるようなことも想定されますので、今回町では、かみんの電源の確保について予算措置を講じておまして、今、電源が24時間しっかりと全館確保できるような整備を進めてまいりますので、より一層充実するものと考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） その上で、やはりこの感染症におけるそれぞれの要支援者等の場所の確保というのも、非常に重要な要素となってきておりますので、そういうものも含めて、ぜひ、全般的なやはり検討を加えながら、要支援者等や乳幼児の予防接種等に対する対策を、ぜひ強めていただきたいというふうに思います。

次に、PCR検査体制についてお伺いいたします。

専門家からも言われて、新聞等でも報道されておりますが、やはり日本はこのPCR検査体制、ほかの検査体制もあるわけですが、非常に遅れているという状況になっております。上富良野町でも、この検査をする場所がどこなのかと、非常に分からないという方もいます。自ら電話で聞いて、対応している方もたくさんおりますが、それだけに非常にこの全てがはっきりしない状況の中で、進んでいるということが見受けられます。

確かに今後、平時からこういった感染予防に対する対策というのは、今までも求められてきましたが、さらに今回、こういう問題が発生してから、新たに、さらに新たな展開で前へ進めなければならないというような状況になってきております。

ここで伺いたいのですが、確かに国、道に対して要望をすることではありますが、今、確認いたしますが、富良野圏域でこの検査を実施している機関というのは1日どのような状況になっているのか、分かる範囲で、分からなければよろしいですが、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

PCR検査の状況でございますが、今、私どもの自治体に示されている数値で、富良野圏域での検査数という上限は公表されておりません。北海道においては、1日1,400人分を検査をするということで、既に北海道知事のほうからも拡充をしていくということで公表されておりますが、今現在、富良野圏域で検査をする実施機関は、富良野協会病院、そこに感染症棟を持っていることから、そこが検査機関ということで、公表頂いているということでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） そこでは、何人ぐらい検査できるのかということなのですが、恐らく、必要な

方、医師が判断して受けなければならないですよという方を対象にしているのかなというふうに思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

対象となる方は、町民自らが検査をしてほしいということで、検査をするものではございません。あくまでも、症状をまず電話等で病院のほうにお伝えしていただき、そこで主治医が必要と判断されますと、そこで病院のほうに御案内されます。これは、一般の通院の入り口とは異なるということで情報を得ています。まず、予約された時間に御本人が行きますと、きちんとテレビ等でもマスコミ等でも報道されておりますが、きちんと防護服を着た形で医療従事者の方から鼻、のどによる粘膜の検査を実施しますので、検査時間は大変短いというふうに聞いてございます。

その後、検査結果につきましては、富良野保健所から各受診者の方には連絡が行くようなスタイルになっておりますので、まず、富良野圏域の中では富良野保健所、富良野協会病院のこの連携の下、このPCR検査が行なわれているというふうに伺っておりますので、町としまして、そのような症状をお伝えしていただく住民の方の相談に対しましては、まず富良野保健所、そこから富良野協会病院のほうにつなげていただきまして、PCR検査のほうを実施していただいている状況でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 今、担当の課長の答弁でしたら、本当に対象になる方、そういう感染しているのではないかというような思われる方が検査対象になっているということだと思います。

ただ、今、上富良野町の医療現場や介護現場で聞きましたが、やはりいつ私たちはこういった患者と接したり、利用者を接しているという状況の中で、保菌者なのか、あるいはそういう症状が出てきたときに、本当に大変な状況の中で接しているということでもあります。

そうすると、あらかじめある程度、全てそれで問題が解決すると思いませんが、やはり受けたい人と思われよう、受けたいと思われようという人たちがやはり対象にした検査体制が、やはり充実して、少なくともこの富良野圏域においてもしっかりとした体制がない限り、新たな第2波、第3波という形で起こった場合に、さらに地域の資源である経済活動がさらにストップし、医療や介護、福祉、こういった現場の人たちが大変な状況に陥っ

て、町の経済、地域のつながりも寸断されてしまうという、そういった恐れがやはり考えられるわけです。

そういった場合、やはりきちんとした検査体制というものが、どうしても必要になるというふうに思いますが、この点について課題等をどのようにお考えなのか含めて、見解について答弁を求めたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

PCR検査につきましては、多くの国民もいろいろな考え方や思いを持っておられる方がたくさんいらっしゃるというふうに思っています。北海道においては、先ほど担当課長が答えたように1日1、400人の検査ができる、そういう状況にありますけれども、ここ最近の検査の実数を見ますとおおむね大体150件ぐらいが毎日の検査数になっているのではないかなと、新聞等の報道を見ますとそういう形になっているのかなというふうに思います。

そのような中で、一定程度検査をする余力もあるのではないかなというふうに思われますので、議員おっしゃるように、特に私どもも町立病院、それからラベンダーハイツを抱えておまして、医療従事者、それから介護従事者については、私たち以上に緊張感を持って、この間ずっと生活してきたということで、ストレスも大変多くなっているのだろうなど。そういう中で、私たち自身が、そういう従事者自身が保菌者になっているというようなことであれば、非常にそういうことに対する不安も大変大きいということもありますので、北海道、国においても町からもしっかりとそういうような地域のそういう医療従事者、介護従事者の思いもそういうところにありますよということもしっかりと届けていかなければなりませんし、もし、そういう検査体制に余力があれば、そういう医療従事者、介護・福祉のそういう施設の従事者を優先的に症状がなくても検査をできるような、そういう思いもあることを、そういう声を地方からしっかりと声を伝えていくことが大切なのかなというふうに考えているところであります。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ、国や道にも働きかけていただきたいと同時に、この圏域においても、どういう在り方がやはりいいのかということも含めて、必要な方が受けられるような体制整備がどうしても必要になってきているという状況にありますので、もう一度この点、確認しておきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員のPCR検査の今後の体制についての御質問にお答えさせていただきますが、私も議員御質問のとおり、望まれる方がいつでも自由に検査を受けられるということは、当然そういう方向に向かってほしいものと思うところでございます。

しかしながら、現実的にそういった体制が一地方自治体で整えられるような状況でございませんので、当然、圏域としては不可能ではないかなというふうに思いますので、そういった検査が日常的に行なわれるような仕組み作り、体制作り、自ら圏域でももちろん発言してまいります、北海道や国に対してもそういう実態があるのですよということを訴える機会もございまして、引き続き努力してまいりますと考えております。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 私たち共産党議員団も、国会議員団や道議などとも連携しながら、さらにこういった問題に対して住民に寄り添うような医療体制の充実のために今後とも力を尽くしていきたいというふうに考えております。

次に、新型コロナ対策の支援についてお伺いいたします。

この間、現場を歩いてみても、何度も申し上げますが、3密を防ぐための独自の利用者制限を行ったり、いわゆるパーティーなど間仕切りを行なって感染予防を行なっている、そういったような状況が非常に見受けられていました。消毒液も手に入らない中で、いろいろ個人も含めて工夫しながら入手しているという実態も伺いました。

そういう意味では、私たちは、こういった施設は地域のやはり暮らしを守る大切な社会資源ということの位置付けになれば、やはり当然こういった施設に対しても緊急の支援策があつてしかるべきだというふうに思います。この間の答弁の中でも、検討するというような答弁もされていたかと思いますが、いまだにこういった部分に対して出てきてないというのは、非常に残念で仕方がありません。

確かに国の今後に対する医療や介護従事者に対する支援制度が出てくるのかもしれませんが、それとは別に、素早くやはり町を支える一つの大事な施設でありますから、こういったところに率先した支援を先にすべきでありますし、今回の補正等にもなかなか出てきていないというのは残念だと思いますが、この点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の介護施設等に関

します支援についての御質問にお答えさせていただきますが、まず、大きく国等が制度をもって支援をする分野。一方、これまでも対応させてきていただいておりますが、町においても介護現場の皆さん方にいろいろお話しをさせていただく中で、消毒液の不足感だったり、あるいはマスクの在庫状況等を勘案いたしまして、それらにもし不足感を感じておられるような事業所に対しましては、提供を図ってきたところであります。

一方、その運営上、課題を抱えておられるかどうかについては、日頃、福祉担当と事業所とで情報交換をさせていただいておりますが、それらについての課題は人員確保等については、私、今、正確な情報を持っておりませんが、いずれにいたしましても、介護現場の事業所と町とは常に密なコンタクトを重ねておりますので、状況に応じてはそれらに対して、町として果たしていくべきようなことが感じられる場合については、それは対応を検討することも必要であろうというふうに理解をしているところでございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） こういった問題というのは、適時にやはり行なうということが、実施が大事だと思いますが、やはりこういったところに対する支援を早急に私は行なうべきでありますし、独自の努力も考えれば、やはりそういった部分の支援策というのはどうしても必要だというふうに思いますので、さらに十分検討していただきたいというふうに考えております。

次に、地域の経済支援についてお伺いいたします。

この点について、下水道料金等の対応なのですが、地域創生の交付金等でも十分対応できるというような説明の文章があったのかなというふうに思いますが、やはりこれまだまだ現状で言えば、これにとどまることなく客数が伸び悩んでいるという状況も踏まえれば、今後こういった部分も含めた対策を早急にするということが必要だというふうに思っておりますが、これは、重く受け止めておりますという形になっておりますが、受け止めて今後具体的な方向へ、検討へ、前へ進めるということの判断の解釈なのか、この部分についてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、ただいま御質問にありましたような上下水道等の料金等を指しておられるのかなと思いますが、これらについては、もう既に広報でそういった減免等の相談に応じますということでお知らせしておりますので、これは、もうそういう

方向で進むというふうに理解していただいて結構かと思えます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） それと合わせて、具体的な支援策ということで、減免もさることながら、免除するだとか、そういった必要性も出てきているのではないかなと思うのですが、そういったものも含めて、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 減免あるいは免除というような段階に進むかどうかにつきましては、まだ判断が必要かと思えますが、まずは、その使用料の納付の延期だとか、そういうところをまずもう既にお知らせしておりますので、そういうところから実態を少し見極めた中で、これは上下水道については基本的には企業的な事業でございますので、すぐ免除とか減免とか、町単独で決断する部分については、一定程度検討が必要かと思えますので、それについては少し推移を見極めさせていただきたいと存じます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ、こういった部分についても猶予はやっているのですが、減免だとかそういったところはやっていないわけなので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

最後になりますが、独り親家庭についてのことでありますが、この部分については、確かに国の制度で給付金が来るという状況になっております。この間、町においても食事券等のその枠の中で対策を取ったという形になっておりますが、これに上乘せして、やはり独自の支援策というのもあるのではないかなというふうに、国の給付に対して上乘せする、こういったところもやはり必要になってきているのではないかなというふうに思えます。

独り親家庭の実態というのは、様々ありますけれども、決して裕福な状況ではないという家庭もたくさんあるわけでありまして、子供を育てながら、自らも当然仕事しながら、子育てに専念しているという家庭が非常に多いわけでありまして。

そういうことを考えた場合に、こういった状況の中で収入がなくなるだとか減額されるという状況になれば、それだけ生活にしわ寄せがくるわけでありまして、自ら町や国に頼ることなく、一生懸命頑張っていて、今、生活していますという、そういう言葉も聞きました、実際。非常に涙が出そうになって、本当にどうしたらいいのかわからない、そういう状況もありましたが、ぜひそういうことも含めて、町の早急な対策も求めたいと思えますが、答弁を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の独り親家庭等についての支援、町独自の支援についての御質問にお答えさせていただきますが、議員がお述べになったような状況にあると私も理解をしているところでございまして。今後、国の2次補正等の動向の中で、町独自でも子育て、独り親家庭のみならず、子育てに奮闘されている御家庭の皆さん方に何としても不安感を与えないような生活支援というのは、町独自で構築することも大変重要かと思っておりますので、皆さん方のまたお知恵をお借りしながら、町民の皆さん方が安心して暮らしていけるような仕組み作りに引き続き努力をしまいたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、町の一般行政についての質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は、11時30分といたします。

午前10時28分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第3 議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程頂きました議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成31年度の各会計の決算確定に伴う繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計においては、2億2,647万8,000円の繰越額となったことから、当初予算の繰越金計上額を差引いた1億8,540万3,000円を増額補正するものであります。

また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計において、翌年度への繰越し手続をすることに伴い、一般会計で負担すべき費用の精算余剰分として一般会計で繰戻しを受けるため、各特別会計繰入金の補正をしております。

2点目は、本年度更新を予定をしておりました庁舎高速プリンター機器更新事業について、事業費の確定に伴い債務負担行為の限度額を変更するものであります。

3点目は、橋りょう長寿命化修繕事業について、当初、社会資本整備交付金により3橋の長寿命化修繕工事を計画しておりましたが、国の財政措置について社会資本整備交付金から道路更新防災等対策事業費補助に振替えられたとともに、その交付限度内示額に合わせた事業費調整により、うち1橋の修繕工事を先送りとしたことから、事業費の補正及び地方債の限度額を変更するものであります。

4点目は、社会保障税番号制度に関し、児童手当に係る情報連携について改正が行なわれることから、現在運用しております児童手当システムについて改修する必要があることから、所要の補正を行なうものでございます。

5点目は、クリーンセンター設備のうち、粗大ごみを破碎処理する選別機部分について摩耗損傷により選別処理に支障が生じていることから、その部品交換等に要する費用について所要の補正を行なうものであります。

6点目は、収益向上作物生産振興補助事業について、4月の作付面積調査と合わせて実施いたしました当該補助事業実施要望調査の結果、新規導入分と更新分を合わせ、当初予算を上回る事業費となったことから、その不足する費用について追加の補正をお願いするものであります。

7点目は、多面的機能支払交付金事業について、今年度から予定をしていた資源向上交付金にかかる基本単価について、減額前の基本単価とすることが認められたことから、所要の補正を行なうものであります。

8点目は、国のGIGAスクール構想に関し、児童・生徒1人1台の端末整備については、当初5か年計画での整備を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、国の補正予算において前倒しして実施することとなったことから、整備に要する費用について所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、さきに申請しておりました地方創生推進交付金について、国よりその交付決定の通知を受けたことから、それぞれ申請した事業について財源調整を図るものであります。

10点目は、ふるさと応援モニター事業及びモニター事業以外のふるさと応援寄附について、3月補正予算に計上したものを以降に、これまで町に寄せられました寄附について歳入に計上するとともに、寄附者の意向に沿いまして、それぞれの目的基金への

積立等を歳出予算に計上するため、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算につきましても一部事業内容の変更及び新型コロナウイルス感染症関連による事業中止に伴う減額補正を行ない、財源調整を図った上で、財源的に余剰と見込まれる部分につきましては、今後の緊急的な財政需要に備え、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,827万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2億8,644万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金、4,389万円。

15款道支出金、124万5,000円。

17款寄附金、143万円。

18款繰入金、890万4,000円。

19款繰越金、1億8,540万3,000円。

21款町債、260万円の減。

歳入合計、2億3,827万2,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費、43万5,000円の減。

2款総務費、2,550万1,000円。

3款民生費、155万円。

4款衛生費、388万円。

6款農林業費、233万4,000円。

7款商工費、184万2,000円の減。

8款土木費、729万3,000円の減。

9款教育費、5,950万1,000円。

12款予備費、1億5,507万6,000円。

歳出合計、2億3,827万2,000円。

次に、「第2表 債務負担行為補正」についてですが、庁舎高速プリンター機器更新事業については、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業による更新を予定しておりましたが、事業費が確定したことにより、その限度額を減額するものであります。

「第3表 地方債補正」についてであります。橋りょう長寿命化修繕事業については、事業費を減額することに伴い、その地方債限度額についても減額するものであります。

以上で、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の説明といたします。

御審議頂き、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 教育費の、この小中学校のITのタブレットの導入に係ることで、何点かお伺いしたいのですけれども。

まず、導入することに対して大賛成でございますが、小学校と中学校では恐らく用途的なものというのは、もしかしたら少しずつ変わってくるのではないかなというふうに思われます。その使うスキルの部分というのは、小学校の6年間で使うものと、中学校3年生のやるカリキュラムというのは相当変わってくると思うのですが、それらに対応できるのは当然分かると思うのですが、まず、どのような機種種のタブレットなのか、タブレットだけの機能のものなのか、OSをきちんと持ったハードになるのか、それともタブレットだけとしてのものなのかということが1点と、あと、もう一つは、昨日の一般質問の中でもあったと思うのですけれども、いわゆる通信環境が各家々によってばらばらだと思うのです。それらについて、このコロナ禍の中においては、ある通信メーカーは10ギガ分を無料でプレゼントしますよというようなキャンペーンもあったのですけれども、そういったものが今後においても、しっかりと確約されていて、Wi-Fi環境が整っていない家庭においても、それらが速度の劣化がないような状態で、しっかりと授業ができていく

のかということの懸念があるのですが、やはりそれらを今後どういうふうに解消していくのかは、これはまだ盛り込まれていないので、もし分かる範囲であれば、そういったことを教えていただきたいというふうに思います。

あと、恐らく国の補助金の上限がある中で、相当制約のある機種を選び方になると思うのですが、こういったものは日進月歩ですから、何十年も使えるということではないので、いずれかの段階で更新は必要にはなると思うのですが。今回、購入を予定する機種について、どういった部分を着眼点に選んだのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（林敬永君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます、3点ございました。

まず、どのようなタブレットかということでございますけれども、本町におきます導入の基本的な考え方について、OSについては、世界的なシェアがございますWindowsを基本に、今現在考えてございます。様々なソフトの互換性も対応できますので、Windowsをまず選定させていただき、あと、今ありますデジタル教材とか、そういうものも活用できるような形でサーバーの導入も合わせて検討しているところでございます。

それらを基にしまして、先ほど金子議員のほうからとも言われました国からの補助というのは、1台当たり4万5,000円を上限にしております。基本ソフトを入れた形で4万5,000円でございますけれども、町のほうでは1台当たり6万5,000円の予算を今回、要求させていただいておりますが、2万円の上乗せ分につきましては、先ほど金子議員言われました小学校の低学年のお子さん、中学校の高学年とか、当然ながらそれぞれ操作の扱い方というのは変わってきますので、指導する先生方もまだみづな部分もありますので、そういうものも含めて生徒が誤作用、誤った操作をしない、もししても、そういうものに対応できるような形をしようということと、あと、今、デジタル教科書を平成31年度から入れております。そういうものの活用も取り込めるソフトも入れてみようというのが、大まかな形で考えて、1台当たり6万5,000円をというふうな今、形を考えております。

それと、ネット環境を言われてございます。昨日の一般質問でもありましたし、あと、教育長のほうからの御答弁もございましたけれども、ネット環境が一律ではないという事実がございます。それは、現状ではもう課題としか言うようがないのかなと。ただ、それぞれ今、ポケットWi-Fiとかいろいろい

ろなものが普及されておりますので、そういうものも兼ね合わせることはできるのかなと。ただ、そういうものも現実的に入ってみて、山間部でとか、そういうところではどうなのかなという心配もあります。

そして、機種の関係ですが、入れるタブレットについては、先ほど総務課長の冒頭の説明にもありましたけれども、本来5年間で計画的に入れる予定でございました。これは、オールジャパンで計画を進めて、北海道においては、北海道が主体となって共同調達を当初はする予定でございました。今年の3月の補正のときにも御説明がされている部分ですが、それを一気に前倒しになりますので、そうした中では、同じ学校において、例えばメーカーが違うものが入ることもあるのですが、教育委員会としては、例えば1年生でしたら同じ、富士通であれば富士通のものとか、そういう考え方で同一機種を全て入れることは現状ではちょっと無理もあるのかなと思いますけれども、できる限りは同一の機能を持ったタブレット購入を考えている現状であります。

以上であります。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ということは、まず、小学校の1年生から中学校3年生までは、全て同じハードということでよろしいのですね。中学生になると、エクセルやワード対応の使える、いわゆるsurfaceみたいなものではなく、完全にタブレットだけということですね。それと、通信については今回の予算ではもう全く見ないということで理解してよろしいですね。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（林敬永君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

通信関係については、今回の予算には入ってございません。

それと、買うものは、タブレットについては、キーボードの取り外しができるようなタイプのものを今、購入する予定です。

あと、私の先ほどの説明が悪かったかと思うのですけれども、例えば、西小学校に入れて、西小学校が全部同じNECが入れば、例えばですけれども、NECというメーカーが入られればいいのですが、今現在、各メーカーそれぞれが動いていて、オールジャパンで台数の確認をしております。そして、その生産に入りますので、必ずしも西小学校が全部がNECになるという確約は現状ではないということをお理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 5番金子議員の御質問に補足という形で説明をさせていただきたいと思います。

まず、基本的には同じメーカーをそろえるというのが基本だということをおもっています。

ただ、残念ながら全国規模で生産台数を超える発注をするような形に結果としてなっています。その結果、ほかの町より早く手を挙げて、早く品物をそろえて、1台でも多くうちの小中学生にタブレットを整備したいということでメーカーについても限定しないと。要するに、標準仕様があれば何とかなるという形で、今進んでいるところです。微妙な違いはありますけれども、基本的に国が示している標準仕様、これを基に発注をすることで、結果的にプラスになっている要素はメーカーによってあるかもしれませんが、最低の標準は全てであると。それプラスされていることは、メーカーによってあるかもしれませんが、使っていく上では特に問題がないというふうな考え方で、今進んでいるところでございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第25号

○議長（村上和子君） 追加日程第2 議案第25号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま追加上程頂きました議案第25号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく、地方創生臨時交付金の実施計画に掲載している事業のうち、観光分野への支援策については、これまで観光協会等々と協議、検討を進めてき

たところではありますが、今後実施が予定されている国のGoToキャンペーン、北海道のどうみん割に加え、地域の実情に即し、地域観光需要の早期回復を図るための町の独自支援策として、観光協会に対する補助入り事業として観光誘客促進支援事業補助事業を創設し、新北海道スタイル定着化事業及び宿泊施設等誘客促進事業を実施するための費用について、所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、今後予定されている町内小・中学校の修学旅行について。3密対策を講じた上で実施するに当たり、移動交通手段であるバスの座席数を通常より増やして対応するため、そのバス増発分に要する費用については、保護者・児童生徒の安心感を高めるとともに、保護者の負担軽減を図るため、追加の補正をお願いするものであります。

なお、必要な財源については、臨時交付金のうち、一般会計補正予算（第4号）で歳入予算に計上していなかった1,843万5,000円を歳入に計上するとともに、不足する額については予備費を充当し、一般会計補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第25号を御覧ください。

議案第25号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,843万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億488万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金、1,843万5,000円。

歳入合計、1,843万5,000円。

2、歳出。7款商工費、3,655万円。

9款教育費、168万4,000円。

12款予備費、1,979万9,000円の減。

歳出合計、1,843万5,000円。

以上で、議案第25号令和2年度上富良野町一般

会計補正予算（第6号）の説明といたします。

御審議頂き、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 伺いたいと思います。

今回、7ページの観光客誘致の補助事業に関わっておりますが、現状、例年から比べて宿泊などが何割ぐらい落ち込んでいるのか、現状を把握していれば、把握していればお伺いしたいと思います。

また、今回、町外、町内含めた誘客の中で、宿泊・観光客増を図りたいという趣旨のこういった上限6,000円を含めた補正予算という形になっておりますが、今回、落ち込みをこの誘客で何割ぐらいカバーできるのか、概算で分かっている範囲でよろしいですが、お伺いいたします。

また、宿泊施設の誘客事業で、この期間が大体7月1日から目途という形で10月末までというふうになっておりますが、どうみん割は1月ぐらいなのですが、規模が違いますから、恐らく妥当な範囲なのかなと思いますが、この10月末までとした根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 企画商工観課長、答弁。

○企画商工観課長（辻剛君） 7番米沢議員の今回の観光に関します緊急対策に関する御質問3点についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の例年と比べてどれほどの減収の状況かということでございます。

私どものほうで全て被害のあった期間というか、影響があった期間を把握しているわけではございませんけれども、今回の経営持続化奨励金、その申請を受けた数値になりますけれども、大体パーセンテージにしますと75%ほどの減収ということになってございます。

それと、2点目の今回の事業によってどれぐらいのカバーができるのかということでございますけれども、例年の宿泊実績から見ますと、7月から10月になっていきますので、この間の部分でいきますと約2割、2割分についてはこの分でカバーといえますか、それらを見込んでいるところでございます。

あと、3点目の10月末ということで、議員おっしゃるとおり、多分これから行なわれるGOTキャンペーンにしてもどうみん割にしても、期間については年越しまでになるのかなということで思っておりますけれども、できるだけ短期な取組みで効果を上げたいというところで、他に比して短い期間で大いに活用していただこうというようなことから、

設定をさせていただいているということで御理解を頂きたいと思っております。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第25号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

再開は13時といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程頂きました議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず1点目は、平成31年度決算に伴う繰越金について、所要の補正をするものであります。

2点目は、平成31年度決算に伴う一般会計繰出金について、所要の補正をするものであります。

また、収支残額の1億2,424万円につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明に替えさせていただきます。

なお、議決項目の部分につきまして説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,874万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,310万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰越金、1億2,874万円。

歳入合計は、1億2,874万円であります。

2、歳出。

8款諸支出金、450万円。

9款予備費、1億2,424万円。

歳出合計は、1億2,874万円であります。

以上で、議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議頂きまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第2号令和2年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第5 議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(星野耕司君) ただいま上程頂き

ました議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成31年度決算に伴う繰越金について、所要の補正をするものであります。

2点目は、平成31年度決算に伴う広域連合納付金の確定及び一般会計繰出金の額について、所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明に替えさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,192万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰越金、176万5,000円。

歳入合計は、176万5,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金、22万6,000円。

3款諸支出金、153万9,000円。

歳出合計は、176万5,000円であります。

以上で、議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議頂きまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第3号令和2年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(村上和子君) 日程第6 議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) ただいま上程頂きました議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、本特別会計の平成31年度分決算確定により、繰越額が確定しましたことから、既決予算に6,824万7,000円を追加するものであります。

歳出におきましては、平成31年度一般会計から繰入れた介護給付費、職員給与費、事務費等の精算により確定した24万円を一般会計に繰出すものであります。

なお、収支の差額につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に6,800万7,000円を計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案の説明につきましては議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,824万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,791万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰越金、6,824万7,000円。

歳入合計は、6,824万7,000円でありませす。

2、歳出。

6款諸支出金、24万円。

7款予備費、6,800万7,000円。

歳出合計は、6,824万7,000円でありませす。

以上、議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議賜り、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第4号令和2年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長(村上和子君) 日程第7 議案第5号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(谷口裕二君) ただいま上程頂きました議案第5号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、寄附採納に伴う繰入金の補正及び平成31年度会計決算に伴う繰越金の補正であります。

次に、歳出につきましては、繰入金をサービス事業費へ財源充当し、その財源組替え分及び繰越金分について、今後の財政需要に備えるため、予備費に計上するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書に

つきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号を御覧ください。

令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,730万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

6款繰入金、15万円。

7款繰越金、510万7,000円。

歳入合計、525万7,000円。

2、歳出。

2款サービス事業費、ゼロ円。

6款予備費、525万7,000円。

歳出合計は525万7,000円であります。

以上で、議案第5号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)の説明いたします。

御審議頂きまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第5号令和2年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長(村上和子君) 日程第8 議案第6号令和

2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程頂きました議案第6号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして提案の要旨の御説明申し上げます。

内容は、本特別会計平成31年度会計決算確定によります繰越額が確定したことから、議決予算に184万円を繰越金及び繰出金にそれぞれ追加し、令和2年度会計に繰越し、総額を一般会計へ繰出すものであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,765万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

議決項目であります款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰越金、184万円。

歳入合計、184万円であります。

2、歳出。

3款繰出金、184万円。

歳出合計、184万円であります。

2ページ以降の予算の事項別明細書の説明につきましては、既に御高覧頂いておりますことで説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議頂きまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第6号令和2年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第7号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程頂きました議案第7号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

内容につきましては、本特別会計平成31年度及び平成30年度繰越明許費の決算確定により繰越額が確定したことから、議決予算に378万5,000円を繰越金及び繰出金にそれぞれ追加し、令和2年度会計に繰越し、同額を一般会計へ繰出すものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第7号を御覧ください。

議案第7号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億426万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金、378万5,000円。

歳入合計は、378万5,000円であります。

2、歳出。

3款繰出金、378万5,000円。

歳出合計、378万5,000円であります。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧頂いておりますことで説明を省略させていただきます。

以上で、議案第7号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議頂きまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第7号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第8号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） ただいま上程頂きました議案第8号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、ラベンダーの里ふるさと応援寄附を1名の方より3万円を賜りましたので、一般会計の出資金を受けまして、建設改良費、什器備品の整備に充てるため、同額の増額補正をお願いするものです。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)。

総則。

第1条、令和2年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款、資本的収入、3万円。

第1項、出資金、3万円。

支出。

第1款、資本的支出、3万円。

第2項、建設改良費、3万円。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第8号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

御審議頂きまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第8号令和2年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(村上和子君) 日程第11 議案第9号上富良野町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(星野耕司君) ただいま上程頂きました議案第9号上富良野町税条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

令和2年4月30日、地方税等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける納税者等につきまして、固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定め、軽自動車税の環境性能割の特例の適用期限を延長し、徴収猶予の特例に関わる手続を定め、個

人の町民税に係る寄附金、税額控除の特例に関する規定を整備し、個人の町民税の住宅借入金と特別税額控除の適応期限を延長するなどの規定を整備するため、条例を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第9号を御覧ください。

議案第9号上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例の一部改正。

第1条、上富良野町税条例(昭和29年上富良野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条を追って改正内容について説明させていただきます。

附則第10条につきましては、固定資産税の課税標準に関する特例措置として、中小事業者が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の負担軽減として、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期と比べて30%以上減少している方につきましては2分の1、50%以上減少している方についてはゼロとするものとなっております。

附則第10条の2につきましては、生産性向上のために先端設備等導入計画の認定を受けた家屋及び構築物に対する固定資産税をゼロとするものであります。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の特例適応期限を6か月延長し、令和3年3月31日とするものであります。

附則に追加する第23条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続について規定するものであります。

次の第2条による上富良野町税条例の改正につきましては附則第10条、附則第10条の2につきましては法律改正による引用条文の条ずれによる改正となっております。

附則に追加する第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例として、指定行事として政府の自粛要請を踏まえて文化、芸術、スポーツ、イベントを中止したことにより生じた入場料金等の払戻し請求権を放棄した場合には、放棄した金額についてその金額分を寄附と見なし、寄附金控除を受けられる新たな制度を創設するものであります。

裏面を御覧ください。

附則に追加する第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例としまして、住宅建設の遅延により令和2年12月31日までに入居できない場合についても、

住宅ローン減税の控除期間13年の特例措置が受けられるよう適応要件を弾力化し、入居期限を令和3年12月31日まで1年間延長し、既存住宅の取得の場合につきましては、入居期限の要件を増改築完了の日から6か月以内とするものであります。

なお、この条例につきましては交付の日から施行するものとし、第2条の規定につきましては令和3年1月1日から施行するものであります。

以上、議案第9号上富良野町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議頂きまして、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第9号上富良野町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（村上和子君） 日程第12 議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程頂きました議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、個人番号を通知する通知カードが令和2年5月25日、廃止されたことに伴いまして、当該通知カードに係る手数料を廃止するため条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、別表で規定してあります23の項で規定してある通知カードの再交付に関する手数料、1件500円を削るものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正

する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中、23の項を削り、24の項から62の項までを1項ずつ繰上げる。

附則。この条例は、交付の日から施行する。

以上で、議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議頂きまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長（村上和子君） 日程第13 議案第11号五丁目橋補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程頂きました議案第11号五丁目橋補修工事請負契約の締結についての提案理由について御説明申し上げます。

本事業は、国土交通省の補助採択を受けまして、上富良野町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、事業を実施しております。本年度におきましては、五丁目橋補修工事請の入札を今般執行したところであります。

工事内容につきましては、表面防水1,240平方メートル。伸縮装置取換え75.6メートル。橋脚補修、支承防錆及びモルタル補修など、橋りょうの補修を施工するものであります。

上程頂きました本工事につきましては、事後審査型条件付一般競争入札を行ない、町内業者2社を含む4社の参加があり、去る6月11日に入札を行った結果は、高橋建設株式会社が6,750万円

で落札し、消費税を加えまして本議案の7,425万円の契約金額となったところであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明に替えさせていただきます。

議案第11号五丁目橋補修工事請負契約の締結について。

五丁目橋補修工事の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的。五丁目橋補修工事。
- 2、契約の方法。一般競争入札による。
- 3、契約金額。7,425万円。
- 4、契約の相手方。空知郡上富良野町錦町1丁目1番20号。高橋建設株式会社 代表取締役北川昭雄。

5、工期。契約の日から令和3年3月10日。

以上で、議案第11号五丁目橋補修工事請負契約の締結についての説明といたします。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号五丁目橋補修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号から

日程第26 議案第24号

○議長（村上和子君） 日程第14 議案第12号から日程第26 議案第24号までの農業委員会委員の任命について、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程頂きました議案第12号から議案第24号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本年7月19日をもちまして、現在就任していた

だいております農業委員につきましては、任期満了を迎えますことから、新たな農業委員会委員の任命について農業委員会等に関する法律第8条の規定により、上富良野町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、本町の農業委員会委員の定数は13名となっております。

それでは、以下一部を省略させていただきます。議案の朗読をもって御提案申し上げます。

議案第12号農業委員会委員の任命について。

上富良野町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定より、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、島田政志。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

続きまして、議案第13号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、井村昭次。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

なお、午前中に開いていただきました全員協議会におきまして、井村さんの名前を「しょうじ」と申しあげましたが、正しくは「てるじ」でございます。訂正させていただきますと思います。

続きまして、議案第14号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、内田透。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

続きまして、議案第15号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、佐藤良二。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

続きまして、議案第16号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、荒仁。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

続きまして、議案第17号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、上田修一。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

続きまして、議案第18号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、對馬徹。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

続きまして、議案第19号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、前田満。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

続きまして、議案第20号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、谷本嘉彦。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

続きまして、議案第21号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

氏名、小川光洋。■■■■■■■■■■■■■■■生まれ。

続きまして、議案第22号。

住所、上富良野町■■■■■■■■■。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第21号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり、任命に同意する方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第22号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり、任命に同意する方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第23号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号は、原案のとおり、任命に同意する方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第24号農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第27 諮問第1号

○議長(村上和子君) 日程第27 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) ただいま上程頂きました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、このたび現在まで担っていただいております山本勉氏が今任期をもちまして退任をするということになりまして、それに伴いまして、新たな方を推薦申し上げたく、このたび諮問させていただくところでございます。

新たに御推薦申し上げたい候補者につきましては、吉村好子氏でございまして、吉村氏につきましては、これまで町の民生児童委員や教育委員など歴任され、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として適任者であることから、このたび、候補者として推薦させていただきたく、御提案申し上げるものでございます。

なお、経歴につきましては、既に経歴書を配布させていただきますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以下、議案の朗読をもちまして提案とさせていただきます。

諮問第1号人権委員擁護候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町旭町1丁目5番18号。

氏名、吉村好子。昭和26年12月30日生まれでございます。

以上でございます。

何とぞ御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は、先例により、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり、選任に同意する方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第28 発議案第1号

○議長(村上和子君) 日程第28 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) ただいま上程がありました発議案第1号議員派遣について、朗読をもって説明に替えさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年6月24日提出。

上富良野町議会議長 村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員 米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員 中瀬実。上富良野町議会議員 佐川典子。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び
会議規則第129条の規定により議員を派遣する。
記。

1、先進地事例調査。

(1)目的、分権時代に対応した議会議員の資質向
上に資するため。

(2)派遣場所、議長が別に定める。

(3)期間、議長が別に定める。

(4)派遣議員、全議員14名です。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説
明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、討論を省略し、
これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は
御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案
のとおり可決されました。

◎日程第29 発議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第29 発議案第2号
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・
強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） ただいま上程されました発議
案第2号について説明を申し上げます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充
実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積の4分の1を占
め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の
多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能
を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、
伐って使って、また植える」といった森林資源の循
環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していく
ことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大に
よる地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の広域的機能の維持増進と森林資源
の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事
業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植
林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共
施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組み
を進めてきたところである。

人工資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な
間伐や伐採後の着実な森林を一層進めるため、地方
債の特別措置を継続するなど、森林資源の循環利用
による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて
施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国において、次の措置を講ずるよう強く
要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・
木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図る
ため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ
安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるた
め、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県、
市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置
を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産
業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分
に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用ま
での一体的な取組みや森林づくりを担う林業事業体
や人材、人材の育成に必要な支援措置を充実・強化
すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を
提出する。

令和2年6月25日。

北海道空知郡上富良野町議会議長 村上和子。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大
臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産
大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復
興大臣。

以上、説明に替えさせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

発議案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向
けた施策の充実・強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2
項の規定により提出いたします。

令和2年6月24日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員 中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員 佐川典子。

よろしく御審議のほど、お認めくださいますよう
よろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終
わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いた
します。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 ◎発議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第30 発議案第3号新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番(中瀬実君) ただいま上程されました発議案第3号新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年6月24日提出。

上富良野町議会議長 村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員 中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員 佐川典子。

新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見書。

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争にさらされ、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。さらに、近年では、頻発する自然災害での影響や新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測事における医・食を初めとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては、人・物・情報などが滞っており、一層経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取組みが急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した今後の10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、同基本法での「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念の下、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持。存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性のある具体的な施策が求められている。

については、新型コロナウイルス感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから、万全な対策を図るとともに、1次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、次のとおり要望する。

記。

1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。

また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払いの拡充・強化、地域社会への維持・活性化につながる新たな政策支援を講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標(カロリーベース45%)が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講じること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域施策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日。

北海道空知郡上富良野町議会議長 村上和子。

提出先。内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

以上、説明に替えさせていただきます。

よろしく御審議して、可決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(村上和子君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第3号新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 閉会中の継続調査申し出について

○議長（村上和子君） 日程第31 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中

の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（村上和子君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） これにて、令和2年第2回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時12分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和2年6月25日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 小林 啓太

署名議員 小田島 久尚